

企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究
報告書

平成 16 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

目次

目次	2
はじめに	4
1章 社会的責任投資とは何か	9
第1節 社会的責任投資とは	9
第2節 社会的責任投資の3つの基本的アプローチ	13
1. 投融資の基準に社会的項目を組み込む	13
2. 企業に社会的責任ある活動を求める	14
3. 社会的事業活動を行う主体（資金仲介主体も含め）を育成する	15
2章 社会的責任投資の意義 - なぜ我が国にとって重要か -	20
第1節 基本認識	20
1. 政府セクターへの資金の集中	20
2. 政府セクターへの個人の保有資産の集中は何故問題か	21
第2節 企業の社会的責任を促す	21
1. 社会問題の複雑化と深刻化への対応	21
2. ステークホルダーからの期待	22
3. 企業の国際化の促進	24
4. 企業の側の対応	29
第3節 民間活力の積極的発現を促す	31
1. 社会的活動を担う主体の支援	31
2. 民間活力活用のための施策の支援	35
第4節 個人金融資産等の有効活用を促す	39
1. 個人の資産の多様な運用先や手法を提供	39
2. 公的部門の代替運用先を提供	39
3. 金融機能の活性化につながる可能性	40
第5節 社会的責任投資のマクロ経済的意義	41
1. 現在の経済規模の推計	41
2. 経済規模の拡大にともなって生じる資金需要	49
3. 資金需要に対応する資金供給のポテンシャル	50
3章 社会的責任投資の活性化に向けた取り組みの必要性	52
第1節 日本における社会的責任投資の現状	52
1. 投融資の基準に社会的項目を組み込む	52
2. 企業に社会的責任ある活動を求める	54
3. 社会的事業活動を行う主体を育成する事例	61

第2節	社会的責任投資を自立的な発展軌道に乗せるには.....	69
4章	政策の方向性.....	77
第1節	企業の社会的責任に着目した検討（企業のCSRの推進）.....	77
1.	<i>EU同様の中立的主体によるCSR/SRIに関するガイドライン等の整備.....</i>	<i>77</i>
2.	<i>企業の情報開示を促進する枠組み.....</i>	<i>78</i>
3.	<i>積極的な議決権行使を促すための方策.....</i>	<i>88</i>
4.	<i>CSR促進のインセンティブを金融取引に付与する方策.....</i>	<i>91</i>
5.	<i>企業の表彰、顕彰.....</i>	<i>93</i>
6.	<i>CSR規格の開発.....</i>	<i>95</i>
7.	<i>政府調達における社会的責任調達.....</i>	<i>96</i>
第2節	社会的事業活動を行う主体育成に着目した検討.....	97
1.	<i>コミュニティビジネスの育成.....</i>	<i>97</i>
2.	<i>社会的事業活動の市場創造.....</i>	<i>103</i>
第3節	資金の流れの変革に着目した議論.....	111
1.	<i>個人による資金運用.....</i>	<i>111</i>
2.	<i>オリジネーション機能の高い新たな資金仲介主体の育成.....</i>	<i>117</i>

はじめに

個人の保有資産がリスクの低い国債等を通じて政府セクターに集中している。民間セクターにリスクマネーが円滑に供給されていない。この10年で状況は悪化しており、非効率な資金配分を通じてわが国経済の長期的な発展を阻害する可能性もある。地方ではなく都市部に資金が偏在するという状況も生じている。

一方、そうした資金の滞留を変える動きを一部に見ることができる。企業の社会的責任を評価するエコファンドや愛県債への投資、寄付等、社会的責任を果たしたいという意識に基づく家計からの投資行動が起きつつある。NPO やコミュニティビジネスに対する投融資への取り組みも行われている。

こうした欧米でも大きな動きのある、社会的責任を果たしたいという意識に基づく「新たな資金の流れ」が、わが国における現在の金融機能全体を大きく変える突破口になるのか、また、突破口にするためには何をすればよいのかを考えたい、というのが本研究会における問題意識である。

同時に、「新たな資金の流れ」の背景になっている企業の社会的責任等の考え方は、政府セクターへの過度の期待や役割の肥大化を回避しつつ、豊かな経済・社会の実現に役立つことが期待できる。

このような問題意識に基づき、本研究会では、11回にわたって有識者からのプレゼンテーション と、これに基づく議論を行った。活発な議論の結果、冒頭に掲げる論点メモについて、参加メンバーの間でのコンセンサスを得た。今回の報告書は、論点メモの内容を事務局において肉付けした上で、座長の下承を得たものである。

本報告書では、単に社会的責任を果たす企業に対する株式投資として使われることも多い社会的責任投資 (Socially Responsible Investment) についての概念整理、わが国で発展させる意義、そのための取り組みの必要性といった基本認識について示し、政策対応の方向性について整理した。

プレゼンテーションの標題については本報告書の巻末を参照。その内容については、事務局で別冊として保存しているので適宜参照されたい。

研究会の主要参加メンバー、事務局については本報告書の巻末を参照。

企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する研究会(論点整理メモ)

- 社会的責任投資の活性化に向けて -

平成15年10月08日

研究会事務局

研究会第1、5、6回で事務局より示した考え方ペーパーと、これまでの議論を踏まえて再整理。

1. 研究会の問題意識

個人の保有資産がリスクの低い国債などを通じて政府セクターに集中している。民間セクターにリスクマネーが円滑に供給されていない。この10年で状況は悪化しており、非効率な資金配分を通じてわが国経済の長期的な発展を阻害する可能性もある。地方ではなく都市部に資金が偏在するという状況も生じている。

一方、そうした資金の滞留を変える動きを一部に見ることができる。企業の社会的責任を評価するエコファンドや愛県債への投資、寄付など、社会的責任を果たしたいという意識に基づく家計からの投資行動が起きつつある。NPOやコミュニティビジネスに対する投融資への取り組みも行われている。

こうした欧米でも大きな動きのある、社会的責任を果たしたいという意識に基づく「新たな資金の流れ」が、わが国における現在の金融機能全体を大きく変える突破口になるのか、また、突破口にするためには何をすればよいのか考えたい、というのが事務局の問題意識である。

同時に、「新たな資金の流れ」の背景となっている企業の社会的責任などの考え方は、政府セクターへの過度な期待や役割の肥大化を回避しつつ、豊かな経済・社会の実現に役立つことが期待できる。

以下では、単に社会的責任を果たす企業に対する株式投資として使われることも多い社会的責任投資(Socially Responsible Investment)についての概念整理、わが国で発展させる意義、そのための取り組みの必要性といった基本認識について示し、政策対応の方向性について整理する。

2. 基本認識

(1) 社会的責任投資とは何か

社会的責任投資とは

良好な経済的パフォーマンスと社会的責任^(注1)の両立を果たしている企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体(NPOや地方公共団体など)の取り組みを資金供給者が評価して、投資・融資などを行うこと

(注1) 社会的責任の内容は背景とする文化や倫理などによって異なる。しかし、社会的責任には、それを果たすことによる外部経済の発現と外部不経済の内部化を通じた持続的発展が可能

になるという点で共通する特徴がある。

社会的責任投資の3つの基本的アプローチ

-) 投融資の基準に社会的項目を組み込む
-) 企業に社会的責任ある活動を求める
-) 社会的事業活動を行う主体(資金仲介主体も含め)を育成する
 - ここでは、間接金融を通じた社会的責任投資の経路の存在(信用金庫、労金、市民バンクなど)も踏まえ、投資だけではなく融資なども範囲に含めたい。
 - 社会的責任投資というと上記定義中の前者(特に社会的責任を果たす企業への株式投資)をイメージする場合も多いが、企業だけではなく社会的課題の解決に関わる事業体も対象にするのが、標準的な考え方。

(2) 社会的責任投資の意義 - なぜ我が国にとって重要か -

我が国において、企業の社会的責任に向けた取り組みと経済社会の変革に向けた投資活動を一体的に活性化し、資金の流れを変えて豊かな経済社会を構築するためには、社会的責任投資は極めて重要である。

企業の社会的責任を促す

-) 企業にとって、これまで「社会貢献」と考えられていた事業が、「持続可能な発展」のために必要不可欠なものへと進化。
-) 長期運用の視点に立てば、企業による社会的活動が企業価値を高めることになる制度・システムの構築が可能に。
-) 企業活動がグローバル化する中で、欧米市場における企業の社会的責任の評価軸が我が国の企業の評価に影響。

民間活力の積極的発現を促す

-) 政府活動の限界(「政府の失敗」、「予算・財政制約」等)が顕在化。
-) 社会的活動を担う主体(コミュニティビジネスや PFI 等)も登場。
-) 市民の働きかけで企業活動やコミュニティを変革し、豊かな社会を実現。

個人金融資産等の有効活用を促す

-) リスク回避指向を強め偏在する個人の資産^(注2)について、多様な運用先や手法を提供。
-) 郵貯簡保年金といった公的部門についても代替運用先を提供。
-) 個人による資産運用を通じたコミットメントや新たな投融資基準によって、金融機能の活性化につながる可能性。

(注2) 受託した機関投資家も同様。

(3) 社会的責任投資の活性化に向けた取り組みの必要性

日本における社会的責任投資の現状

足許で、企業の社会的責任を意識した活動の活発化、コミュニティビジネス等を担う主体の登場といった動きがみられる。しかし社会的責任投資という考え方が欧米に比べ浸透していないこと、資金供給者が社会的責任投資の潜在的ニーズをうまく掘り起こせていないことから、資金供給サイドからの働きかけは本格化しないなど、経済社会の変革に向けた自立的なメカニズムの構築については発展途上。先導的取り組みの発展・拡大が求められている。

社会的責任投資を自立的な発展軌道に乗せるには

) 社会的な事業活動が活性化する環境整備、) 新たな資金の流れの構築に向けた環境整備、の双方を通じて、資金の好循環を実現することが必要。

後者については、特に、新たな投資基準の設定や株主行動等の投資活動によって企業の社会的活動を促進するという観点を中心に、検討する必要がある。

3. 政策の方向性

(1) 企業の社会的責任に着目した検討

企業のCSRの推進策

-) EU 同様の中立的主体によるCSR / SRIに関するガイドライン等の整備
-) 企業の情報開示を促進する枠組み
 - CSR報告書ガイドライン等の作成
 - 年金基金の開示基準策定(英国年金法改正^(注3)等)
 - 有価証券報告書等へのCSRにかかる事項の追加の検討
-) 積極的な議決権行使を促すための方策
 - 年金基金等における先導的实施
-) CSR促進のインセンティブ
 - 政策金融の投融資スキームの活用(ISO14001融資制度等)
-) CSR規格の開発
 - ISOでの進捗状況
 - 日本での対応状況

(注3) 年金運用受託者(機関投資家)が投資対象の社会的責任履行への配慮の明示を義務付けた法改正

(2) 社会的事業活動を行う主体育成に着目した検討

社会的責任投資には、非営利活動に対するもの、営利活動に対するもの、の2種類があり、それぞれに対応する政策の方向性を考えることが必要。

コミュニティビジネスの育成

-) 金融面・事業面での継続的な支援機関の構築
-) 組織面での制度整備
 - NPOの優遇税制適用に当たっての要件緩和
 - 基本財産を持つ中間法人制度の活用(非営利団体にとっては現状では厳しい税負担)
 - 民活法やPFI法の活用可能性の検討

社会的事業活動の市場創造

-) 政府調達において、グリーン調達に加えて社会的責任調達を導入する問題点等を検討
-) 事業創出に資する規制緩和や低利融資・税制優遇
 - 高齢者移送サービスへの参入規制、
 - 保育サービス実施に係る各種規制、

- 自家発電電力購入の枠組み等
-) 企業、政府、その中間領域がそれぞれ連携する事業への支援
 - 企業がNPOなどを支援する場合に、一部を政府が肩代わり支援
 - 企業がPFI事業、政府セクターの民営化の担い手となる場合の支援
 - 産業クラスターにおける企業とNPOなどとの連携支援
 - 行政サービスのNPOなどによる代替支援

(3) 資金の流れの変革に着目した議論

個人による資金運用

-) 社会的責任投資動向に関する調査
-) 社会的責任投資に関するインセンティブの検討
 - 投資信託や未公開株式に関する税制上の整備
 - 寄付や消費的な投資に対するインセンティブ
 - 補助金や税制によるリターンの適正化

オリジネーション機能^(注4)の高い新たな資金仲介主体の育成

-) 社会的責任投資を担う受け皿の育成
 - 信託機能の活用(信託業法改正等)
 - ファンド法制の整備(有限責任組合法改正等)
 - 政策金融機関による支援(受け皿組成支援やファンドに対する先導的出資、相談窓口の創設)
 - 信用保証制度・自治体制度融資のメニューへの組み込み
 - SRI ファンド等組成に関するガイドラインの作成(事業失敗時における担保確保などの対応策、バックアップライン設定・裏書など確実な資金調達を担保するための方策)
 - 資本市場が受け入れ可能な金融商品の設計とそれに伴う流通市場制度に係る検討(ESCO ファンドや新エネルギーファンド等、これらファンドの上場時の開示関係法規や上場関係諸規則の改正)
-) コミュニティ金融に対する支援
 - 要件を満たす市民バンクを信用組合に認定し、預金保険など金融システムに組込む
 - 金融等の専門的なノウハウを持った退職者等の活用
-) 借手・貸手のメリット自覚を強めたり、地域における出資者のコミュニケーションが拡大するようなCSR活動やコミュニティビジネス活動等の状況紹介や情報交換

(注4) 社会的責任投資の潜在的需要を掘り起こす機能

< 参考文献 >

谷本寛治(2003),『SRI 社会的責任投資入門』,日本経済新聞社

Amy L. Domini, *Socially Responsible Investing: Making a Difference and Making Money*, Dearborn Trade, 2001

1章 社会的責任投資とは何か

第1節 社会的責任投資とは

「社会的責任投資」という用語は、英語の Socially Responsible Investment の邦訳として、90年代はじめに既に用いられている¹。しかし、英語の Socially Responsible Investment が様々な語義を含むのと同様に、邦訳としての「社会的責任投資」にも明確な定義が定着しているわけではない。

ちなみに、米国の「社会的責任投資」の業界団体 Social Investment Forum (SIF) ならびに英国の業界団体 UK Social Investment Forum (UK SIF) の定義は以下のとおりである。

【SIFの定義】

“ Integrating personal values and societal concerns with investment decisions is called Socially Responsible Investing (SRI). SRI considers both the investor's financial needs and an investment's impact on society. ”²

(投資意思決定に際して、個人的価値と社会的関心を統合して行う行動を、社会的責任投資と呼ぶ。社会的責任投資は、投資家の金銭的欲求と投資の社会に対する影響の双方を考慮に入れるものである。)

【UK SIFの定義】

“ Socially Responsible Investment (SRI) combines investors' financial objectives with their concerns about social, environmental and ethical (SEE) issues. ”³

(社会的責任投資は、投資家の金銭的目的と社会、環境、倫理問題に対する関心とを結合する行動である。)

本報告書では、社会的責任投資を「良好な経済的パフォーマンスと社会的責任の両立を果たしている企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体(NPOや地方公共団体等)の取り組みを資金供給者が評価して、投資・融資等を行うこと」と広義に定義する。

社会的責任の内容は、各地域において背景とする文化や倫理等によって異なる。

¹ 例えば、柴田武男(1991),「社会的責任投資の論理と可能性」『週刊東洋経済臨時増刊 - 環境主義の時代』No.4987, 103-109ページ。

² <http://www.socialinvest.org/areas/sriguide/>

³ <http://www.uksif.org/J/Z/Z/jp/sri/main/index.shtml>

しかし、経済的価値のほか、環境的価値、社会的価値を同時に実現する企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体には、そうした価値実現や課題解決を果たすことによる外部経済の発現と外部不経済の内部化を通じた持続的発展が可能になるという点で共通する特徴がある。

下図は本報告書でいう「社会的責任投資」の見取り図を示している。

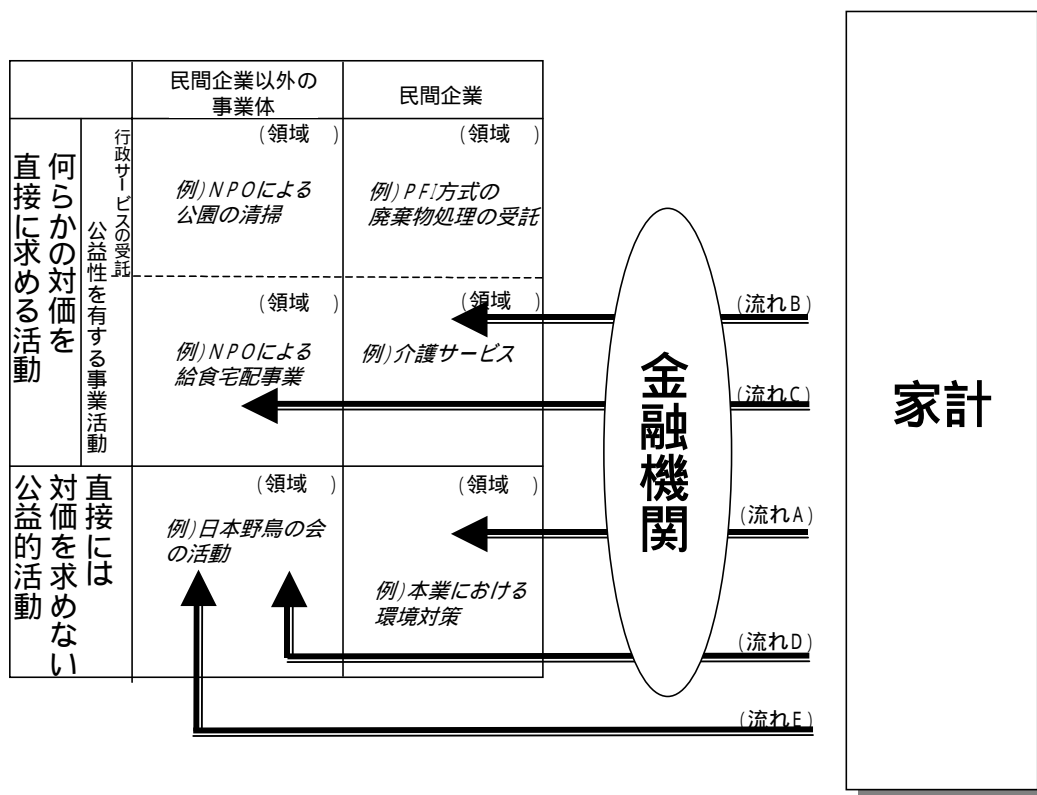


図 1 本報告書でいう「社会的責任投資」の見取り図

「流れA」は、例えば、民間企業の本業における環境対策を評価して当該企業に投資するような資金の流れであり、狭義の「社会的責任投資」である。「流れB」は、例えば、介護サービスのように公益性を有する事業活動を行う民間企業に融資するような資金の流れである。「流れC」は、例えば、NPO 法人による収益事業に対して投資を行う資金の流れであり、「市民風車ファンド⁴」や主体が自治

⁴ 2001年9月に北海道浜頓別町で稼動した風車(通称「はまかぜちゃん」)を含む風力発電施設が、日本初の「市民風車ファンド」による資金調達を行った。総事業費2億3千万円のうち1億6千万円(約7割)を市民からの出資で調達した。市民団体などが設立した北海道市民共同発電(札幌市)が主体となって運営。17年間で元本償還、年2.5%配当を目標としている。これに続いて、2003年2月に青森県鯉ヶ沢町で、そして2003年3月に秋田県天王町で「市民風車」の運転が開始された。NPO法人「グリーンエネルギー青森」が運営する鯉ヶ沢町の「市民風車わんず」は総事業費約3億8千万円、そのうち県民の出資が1億2千万円に達している。地元地域からの出資に対する利回りを高く設定し、より地元地域に利益を還元する仕組みを採用した。「市民風車の会あきた」が運営する「天風丸」は総事業費約3億8千万円のうち市民が約6700万円を出資している。

体の場合には「愛県債⁵」等の例がある。「流れD」は、例えばNPO法人に対する資金の流れがあたり、「篤志家の公益信託⁶」等の例がある。「流れE」は、同様に例えばNPO法人に対する資金の流れだが、金融機関が仲介しない直接的な寄付等を指している。

この図であえて「行政サービスの受託」という領域を設けているのは、そうした活動にはより積極的な政府セクターの関与が必要であると考えられるからである。また、民間企業以外の事業体において、「何らかの対価を直接求める活動」と「直接的には対価を求めない公益的活動」を厳密に区分することは容易ではないが、ここでは概念的な整理の観点から区分をしている。

本報告書では、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）を領域 に、また、コミュニティビジネスを領域 ないし に当てはまるものとして議論を進める。

米国においても、「社会的責任投資」を広義に定義しようという動きは見られる。スタンフォード大学ビジネススクールの Jed Emerson 教授は、社会的責任投資の対象となる Type of Organization を下図右の Traditional Corporate と捉えるのではなく Socially Responsible Corporate、Social Enterprise (Non-Profit & For-profit) Traditional Non-profit と捉える広義の類型を引用したうえで、米国では Traditional Corporate を対象にした資金の流れが 17 兆 6,000 億ドルなのに対して、Socially Responsible Corporate (前頁図の領域 に相当) が 2 兆 3,100 億ドル、Social Enterprise (Non-Profit & For-profit) (前頁図の領域 ないし に相当) が 100 億ドル、Traditional Non-profit (前頁図の領域 に相当) が 2,250 億ドルに上るという大まかな規模推計も行っている⁷。

⁵ 平成 14 年度に地方債計画において創設された「住民参加型ミニ市場公募債」は、全地方公共団体が発行可能な地方債で、地域住民が資金を供給しながら行政や地域事業に参加するための手法として活用されている。本年 1 月末時点で 23 件、発行額は 1200 億円を超え、平成 15 年度も約 30 団体が新規発行を予定している。2002 年 3 月 6 日、群馬県が県民を対象に「愛県債」と名付けたミニ市場公募債（利率 0.66%、償還期限 5 年、同年 3 月 25 日発行）10 億円を募集したところ、発売後わずか 18 分で完売した。国債と同様元本保証があり、かつ国債よりも少し高い金利を設定したこと、県立病院の高額医療機器購入等による整備に目的を絞った点などが好調の理由であると言われている。

⁶ 民間公益活動のために自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業のために、公益信託は、このような個人や企業等が自らの財産を信託銀行等に信託し、信託銀行等は、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益のために役立てようという制度である。公益信託は、昭和 52 年に第 1 号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力への助成、さらには、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されている。2002 年度中の受託状況は、受託件数 7 件、受託額 9 億円となり、2003 年 3 月末現在では、受託件数 572 件、信託財産残高 711 億円。助成先への給付状況は、1977 年の第 1 号発足以降の累計で、助成先数 83,893 件、給付額 296 億円。

⁷ この規模推計は、資金の流れのストックを中心に捉えている。一方、本報告書 2 章第 5 節に示すわが国の規模推計は各々の主体の国内生産額を中心に算出されている。

表 1 広義の社会的責任投資の類型事例

Purely Philanthropic Purely Commercial

Type of Organization	Traditional Non-profit	Social Enterprise (Non-profit & For-profit)	Socially Responsible Corporate	Traditional Corporate
Primary Goal	Non-financial mission (social, and/or environmental)	Social mission with minimum expectation of financial return	Profit driven with social and/or environmental objectives	Profit driven (economic value)
Capital	Donations and Grants	Below-market capital, or mix of donations and market-rate capital	Market-rate capital (including SRI Investments)	Market-rate capital
Charge for products and Services	Beneficiaries pay nothing	Subsidized rates or mix of full payers and those who pay nothing	Market-rate prices	Market-rate prices

(出所) Greg Dees, "Enterprising Non-Profit", HBR Jan-Feb, 1998

表 2 米国における広義の社会的責任投資の規模推計事例

Purely Philanthropic Purely Commercial

Investment Objective	Full Social and Environmental – No Expected Financial Return	Below Market Financial Return with high Environmental and Social Return	Full Market Financial Return and Some Social and Environmental Return	Full Market Financial Return – No expected Social and Environmental Return
Rough Estimate of Market Size	\$ 225	\$ 10	\$ 2,310	\$ 17,600
Investors	Individual Giving: \$ 130 Foundations and Donor Advised Funds: \$ 30 Government Grants: \$ 65	Community Development Financial Institutions*: \$ 7.6 Other "Double Bottomline" Funds: \$ 2.0**	Socially screened Funds: \$ 2,010 Shareholder Activism (Unscreened Funds) : \$ 300	Other investment assets under professional management in the United States

* Banks, Credit Unions, Loan Funds, Venture Capital Funds and micro-enterprise programs.

** Rough estimate based on "RISE Capital Market Report: The Double Bottom Line Private Equity Landscape" by C. Clark & J. Taylor Gaillard.

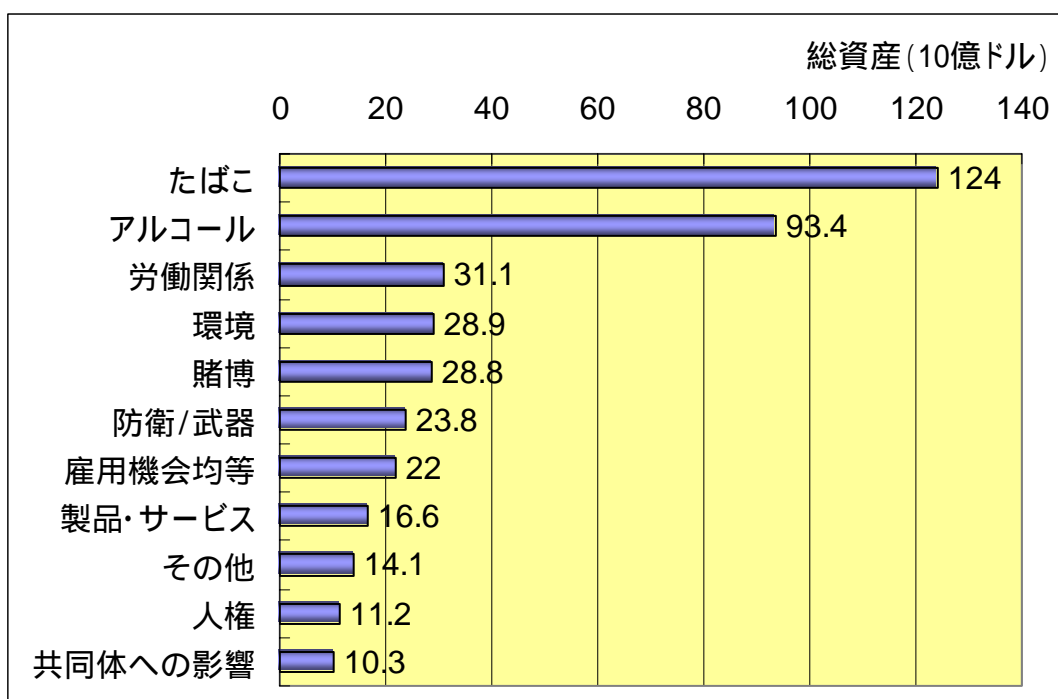
(出所) Jed Emerson, "Blended Value Map", October 2003

第2節 社会的責任投資の3つの基本的アプローチ

1. 投融資の基準に社会的項目を組み込む

第1のアプローチは投融資の基準に社会的項目を組み込むアプローチである。その代表は企業の環境配慮や社会性尊重等の非財務情報をもとにしたスクリーニングを証券投資に採用する行動である。

スクリーニングには、特定の事業を扱う企業を投資対象から除外する「ネガティブスクリーニング」という手法と、すべての業種を投資対象とし、それぞれの業界の中で経済的価値のほか、環境的価値、社会的価値を同時に実現する取り組みが相対的に進んでいる企業に優先的に投資する「ポジティブスクリーニング」という手法がある。例えば、米国では、企業の評価基準として次のような項目が採用されている。「タバコ関連事業を行う企業を排除する」、「酒類関連事業を行う企業を排除する」等の「ネガティブスクリーニング」が米国では多く採用されていることが分かる。



(出所) 2003 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States

図2 投資信託のスクリーニングの種類

2. 企業に社会的責任ある活動を求める

第2のアプローチの企業に社会的責任ある活動を求めるアプローチである。その代表は「エンゲージメント」行動である。「エンゲージメント」とは一言でいえば「投資家の立場からの企業への関与」となる。欧米の事例を集約すると、その形態は、書簡による質問や改善の働きかけ、対話による意見交換や改善要請、株主提案の提出、議決権行使、株主総会での発言、メディア、消費者キャンペーンの実行、等から構成される。「モノを言う株主」という表現がわが国でも普及し始めているが、役員報酬や監査役の独立性等「コーポレート・ガバナンス」に関する「モノを言う株主」の関心が、「企業の社会的責任」のあり方にも、急速に拡大してきている。

2002年の米国における株主提案802件の内容を、コーポレートガバナンスと社会・環境関連の二つに分類した結果⁸では、全体の34%にあたる273件が社会・環境関連の株主提案だったことが明らかになった。社会・環境関連の株主提案は米国ではすでに一つのジャンルとして確立したものになっているといえる。

機関投資家ネットワークのICCRとCIIのデータベースを基に、01年から03年の間に提出された株主提案のうち745件(取り下げ87議案を含む)の社会・環境関連の株主提案を分析した結果⁹では、SRI型の資産運用を行っている投資会社、教会系の財団や年金基金、公的年金基金という3機関投資家が行う株主提案が約8割を占めている。

環境分野では「たばこ事業からの撤退(20.7%)」、「地球温暖化対策の強化(17.2%)」、「社会・環境関連の情報開示の推進(13.1%)」、「遺伝子組み替え作物・製品に対する姿勢転換(11.6%)」等の内容が多くなっている。一方、社会分野では「途上国の労働者の権利尊重(36.0%)」、「特定国での事業活動からの撤退(13.3%)」、「差別撤廃(10.4%)」等の内容が多くなっている。「特定国での事業活動からの撤退」では、人権侵害があると指摘される国々における事業活動を問題視している。

カリフォルニア州職員退職者年金基金カルパースは、タバコ産業を排除する投資家、国際労働基準に対する政府の姿勢から特定の新興国には投資しないとする投資家、コミュニティ投資を行う投資家としての顔を持つが、これ以外に企業社会責任に関しての議決権行使を行う投資家の顔を持つ。1999年9月、カルパー

⁸ 株式会社日本総合研究所の調査による。

⁹ 同上。

スは自らの組織に企業社会責任に関するグローバルサリバン原則¹⁰の適用を決定した。また、2001年3月に従来の International Proxy Voting Guidelines と Domestic Proxy Voting Guidelines を統合するかたちで公表された Global Proxy Voting Guidelines では、初めて「企業責任の原則」という章を立てて、「株式を保有している企業がグローバルサリバン原則やマックブリッジ原則¹¹で盛り込まれたものを含め、それに留まらない実践や方針と整合的な行動を取ることを期待する」、「仮にある国で深刻な人権侵害が起きたとしたら、そうした侵害を排除するための最大限の対策が講じられることを期待する」と表明した。

英国でも、エンゲージメントは米国と同様の形態を有するが、英国の特徴は、(1)書簡による質問や改善の働きかけ、(2)対話による意見交換や改善要請が重視されており、株主提案の提出やメディアを使ったキャンペーンに至るケースはまれだという点にある。

英国の大手投信会社 Insight Investment (インサイト・インベストメント)社では、03年4~6月の第2四半期に合計164件のエンゲージメントを行っている。内訳はジャンル別に「人権問題(74件)」、「生物多様性の確保(46件)」、「WWF(世界自然保護基金)の住宅改善キャンペーンの支持(11件)」、「企業の社会的責任のためのコーポレート・ガバナンスの強化(10件)」等となっている。

3. 社会的事業活動を行う主体(資金仲介主体も含め)を育成する

第3のアプローチは社会的事業活動を行う主体を育成するアプローチである。その例としては、欧米のオルターナティブ銀行やコミュニティ銀行の事例を上げることができる。代表的な金融機関として、米国の Shore bank (ショア銀行)、Southern Development Bankcorp (サザン・ディベロップメント・バンクコープ)、Community Capital Bank (コミュニティ・キャピタル銀行)、英国の The Co-operative Bank p.l.c. (コーポラティブ銀行)、オランダの Triodos Bank (トリオドス銀行)等がある。¹²

¹⁰ 1999年、レオン・H・サリバン牧師が国連で発表した。普遍的人権に対する支持、平等な機会の促進、児童の搾取・体罰の禁止、集会・結社の自由の尊重をはじめとする人権・労働要素が盛り込まれている。

¹¹ カトリック協会への差別を行わない北アイルランドの事業にのみ米国企業は投資できるとする原則。

¹² Shore bank <http://www.shorebankcorp.com/main/history.cfm>
Southern Development Bankcorp <http://www.southerndevlopmentbancorp.com/>
Community Capital Bank <http://www.communitycapitalbank.com/index.html>
The Co-operative Bank p.l.c. <http://www.co-operativebank.co.uk/index.html>
Triodos Bank <http://www.triodos.nl/>

オランダのトリオドス銀行は、そうしたオルターナティブ銀行の欧州における代表的な存在である。同行は、1968年にオランダの大手銀行を飛び出した2人の銀行員と、コンサルタント、税理士が「地域経済に貢献し、環境や公共性の高いプロジェクトをサポートする金融機関」を設立したいと財団を作ったことを契機としている。現在ではオランダのほかベルギー、英国に営業拠点を拡大し、2003年末の総資産規模は約1,200億円を超えるまでに拡大している。2003年末の出資者は約8,000人を超えている。

同行の顧客への提供サービスは、要求払預金、定期預金、SRI型投資信託のみである。為替等の決済サービスはコストを増大させるとして行っていない。資本市場からの調達も行わず、顧客からの調達資金をもとに、融資や投資を行う。融資はプロジェクト向け、企業向けともに行われるが、対象分野はきわめて限定的であり、自然・環境分野はその大きな柱となっている。一融資案件ごとの融資規模は、約1,500万円程度で、大手銀行から敬遠される傾向のある小口融資の担い手として機能しているといえる。また、同行は一定の利益を維持し、年間3%の配当も実現している。

表3 トリオドス銀行の業容

Amounts in thousands of euros (EUR)	2003	2002	2001	2000	1999
Liability capital	99,169	80,805	75,269	67,774	39,671
(Number of depositary receipts of shareholders)	8,349	7,013	6,421	5,985	3,875
Funds Entrusted	838,013	729,108	667,181	534,770	407,810
(Number of accounts)	70,833	65,720	57,957	43,691	37,131
Loans	466,975	386,587	328,965	280,907	233,814
(Number of loans)	2,918	2,704	2,457	2,195	1,911
Balance sheet total	962,203	829,228	758,990	617,274	416,647
Total income	24,958	22,665	19,571	16,161	11,703
Operating expenses	19,146	17,605	15,531	10,593	8,500
Operating result before taxation	4,606	4,238	3,428	4,311	2,474
Net profit	3,027	2,645	2,364	2,806	1,554
Average number of co-workers on a full time basis	167.9	154	132.4	102.7	79.6

(出所) Triodos Bank, "Key Figures"

表4 トリオドス銀行の融資対象分野とその比率

	2001	2002
Nature & Environment	24%	26%
Social Business	18%	18%
Culture & Society	38%	38%
North - South	4%	4%
Other	16%	14%

(出所) Triodos Bank, "Annual Report 2002"

米国のコミュニティ銀行のなかにも、単なる地域向け金融サービスという事業ドメインに加えて、社会的事業活動を行う主体を育成するという視点を持つところが存在する。

米国では、コミュニティ投融資という概念が確立し、狭義の社会的責任投資においても、運用資産の一部を、コミュニティ銀行への出資等に積極的に振り向けている例が存在している（Social Investment Forum（ソーシャル・インベストメント・フォーラム）の1%キャンペーン等）。

こうした背景には、金融機関に対して、その設立された地域での信用創造に継続的、積極的に果たすことを求める Community Reinvestment Act（地域再投資法）の存在がある。同法によって、各金融機関は検査がなされ結果が公表される。

下表は、米国においてコミュニティ投融資を担う金融機関についてまとめたものである。米国ではコミュニティ投融資の担い手は、Community Development Bank（地域開発銀行）、Community Development Credit Union（地域開発信用金庫）、Community Development Loan Funds（地域開発貸付金基金）、Community Development Venture Capital（地域開発ベンチャー・キャピタル）に大別される。最も機関数が多いのは、非営利の金融仲介組織である地域開発貸付金基金で、個人・法人への融資に加えて、事業・組織運営に関する助言や訓練の提供による支援も行っている。一方、総資産金額が最も高いのは営利の法定金融機関である地域開発銀行で、31億ドルの資産を有している。

表 5 米国のコミュニティ投融資の主な担い手

機関タイプ	Community Development Bank (CD Bank)	Community Development Credit Union (CDCU)	Community Development Loan Funds (CDLF)	Community Development Venture Capital (CDVC)
機関数	約 30	約 200	約 250	約 40
総資産金額	31 億ドル	18 億ドル	24 億ドル *1	3 億ドル
性格	法廷金融機関 (銀行) 営利	法廷金融機関 (信用組合) 非営利	金融仲介組織 非営利	投資組織 営利 / 非営利
業務内容	銀行業務全般	銀行業務全般	個人・法人への融資 + 事業・組織運営に関する助言・訓練等の支援	小企業への投資 + 企業経営に関する助言・訓練等の支援
資金調達	当座預金(CA)・普通預金(SA)・定期預金(CD)・IRA 等	当座預金(CA)・普通預金(SA)・定期預金(CD)・IRA 等	債権(借用証書)	株式・株式類似債券
元本保証	預金保険機構 (FDIC)	預金保険機構 (FDIC)	なし(担保・準備金・審査能力)	なし(審査能力)
アンブレラ・支援組織	National Community Investment Fund (NCIF)	National Federation of CDCUs (NFCDCU) *2	National Community Capital Association (NCCA)	Community Development Venture Capital Alliance (CDVCA)
支援資金の有無 / 金額	有 / 1,300 万ドル (2000 年)	有 / 1,000 万ドル (1997 ~ 2002 年)	有 / 2,100 万ドル (2000 年)	有 / 不明

出所：SRI 啓発のための米国非営利組織 Social Investment Forum の『米国 SRI 動向調査 (2001 年版)』および SIF、Community Investing (SIF と Co-op American の共同プロジェクト)、各アンブレラ・支援組織、Calvert 財団等のウェブサイトデータから作成。

*1) NCCA 加盟 52 機関の累積融資総額は 1990 年 8,800 万ドル / 1999 年 13 億ドル / 2001 年 21 億ドル。

*2) NCIF も CDCU を支援対象としている。

(出所) パブリックリソースセンター

これらの金融機関が行うコミュニティ融資の主な資金用途には、Affordable Housing (低所得者向けの住宅整備)、Microenterprise Development (低所得者の開業支援)、Small Business Development (低所得者の事業支援)、Community Development (社会インフラ整備等を行う非営利団体や協同組合の支援) の 4 つがある。

(1) Affordable Housing

lending builds or rehabilitates housing for low-income families. Many programs also provide important and pivotal support in helping individuals secure and repay mortgages, and even offer training and empowerment programs that help support new homeowners in other areas.

(2) Microenterprise Development

focuses on assisting low-income people in starting their own businesses by providing very small loans, less than \$25,000. Internationally, loans can be as small as \$50. Some programs lend directly to individuals, while others use a peer-lending model that binds individuals together in a supportive group of borrowers. Many programs also offer technical assistance.

(3) Small Business Development

lending is more traditionally structured and supported than micro-loans. This category of lending assists low-income people in disadvantaged communities to start or increase the scope of their own businesses by providing loans generally over \$25,000.

(4) Community Development

lending supports non-profits and cooperatives that are working directly with disadvantaged populations and communities to develop enterprises that provide core social resources, such as health services and daycare centers. Others activities include banking services in targeted communities and critical funding to nonprofits, cooperatives, and environmental programs.

なお、米国のコミュニティ投融資が Community Reinvestment Act (地域再投資法) という制度に裏付けられており、地域の福祉政策の一環と捉えられているのに対して、欧州のコミュニティ投融資は、生活協同組合活動の流れを組むところが多いなど、問題意識を有する市民の自発的な行動に支えられている特徴がある。

2章 社会的責任投資の意義 - なぜ我が国にとって重要か -

第1節 基本認識

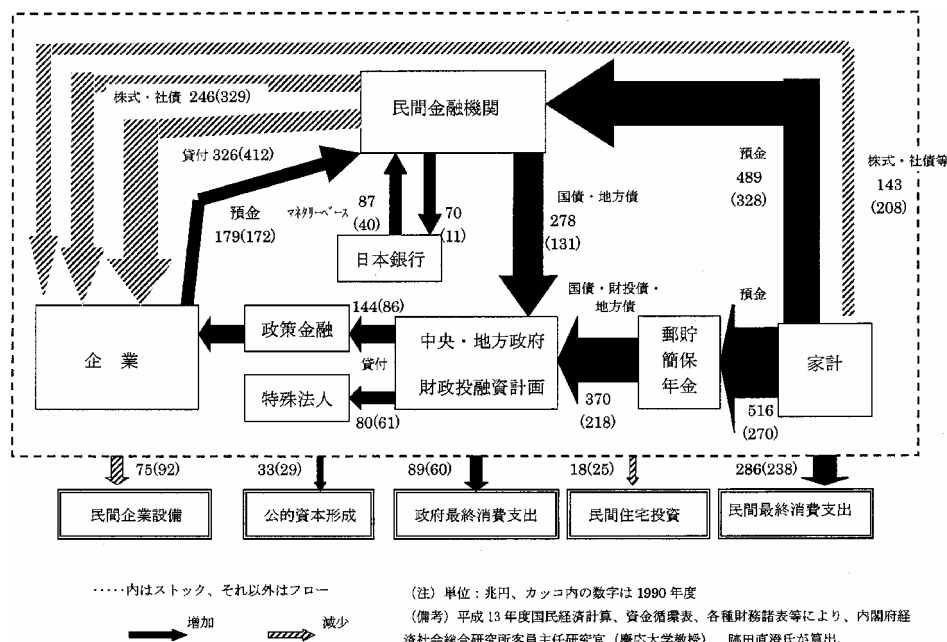
1. 政府セクターへの資金の集中

国民経済計算や資金循環表に基づいて過去 10 年間の資金の流れの変化をみると、日本経済の資金循環はこの 10 年あまりの間に大きく変化し、「政府セクターへの個人の保有資産の集中」が発生している実態がある。家計部門から民間の金融機関に対して預貯金が 160 兆円強の増加になっているのに対し、郵貯、簡保、年金に対しては 250 兆円程度もの増加となっている。年金は保険料を積み増しているが、反対に株式、社債等は 208 兆円から 143 兆円に大きく減少している。

民間金融機関の株式、社債の購入は 80 兆円強減額しており、貸付けも 100 兆円近く減額している。一方で、国債・地方債の購入は 140 兆円も増大している。このような民間企業部門への資金流入の減少は、低調な設備投資意欲の反映であると共に、企業セクターの新たな投資意欲を阻害している可能性がある。

一方で郵貯、簡保、年金から国債、財投債、地方債を通じて中央、地方政府あるいは財政投融资計画に入っている資金は 218 兆円から 370 兆円に増加しており、それからの政策金融、特殊法人への貸付け等も 77 兆円増加している。

つまり、家計部門は貯蓄を増やし、郵貯、簡保、年金等の形で公的部門に資金を流し込み、家計部門から民間金融機関へ流れた貯蓄も国債、地方債を購入するという行動を通じて更に政府部門の中に入り込んでいる。従って、萎縮する民間と拡張する政府部門という構図が、明確になっている。



(出所) 平成 15 年第 2 回経済財政諮問会議配付資料

図 3 わが国経済の資金循環

2. 政府セクターへの個人の保有資産の集中は何故問題か

政府セクターへの個人の保有資産の集中による非効率な資金配分は、政府セクターと民間セクターとの適切な役割分担ならびに健全な経済運営の観点から問題がある。

ひとつは、「政府セクターへの個人の保有資産の集中」によって、「民にゆだねるものは民に」という見直しが妨げられることにより、さまざまな社会問題への対応、公益のための事業であっても効率的に効果を上げられる主体としての民間セクターの役割発揮の機会を削ぎ、国民の主体的意識の変革を遅らせるという問題である。

次にマクロ経済的に見れば、民間セクターにリスクマネーが円滑に供給されない非効率な資源配分を通じて長期的な日本企業の収益性や付加価値の創出を妨げる可能性がある。

このような政府セクターへの過度な期待や役割の肥大化を回避しつつ、豊かな経済・社会の実現を達成するには、欧米でも大きな動きのある、社会的責任を果たしたいという意識に基づく「新たな資金の流れ」やその背景となっている企業の社会的責任等の考え方が大きな役割を果たすことが期待される。

企業の社会的責任やそれに対する資金の流れを創り出し、効率的な役割分担及び資金配分を達成する上で、政府セクター、民間セクターの役割分担のあり方は多様化すると見込まれる。

具体的には、行政サービスの民間委託といった政府セクター業務を民間セクターが代替する動きは、更に進展すると見込まれる。一方、環境等の分野では、規制の強化や先進的企業の取り組みを求める等といった、政府セクターによる民間セクターへの働きかけが進むと考えられる。

第2節 企業の社会的責任を促す

1. 社会問題の複雑化と深刻化への対応

加えて、国内外における社会問題の複雑化、深刻化という状況からも、社会的責任投資の意義が導かれる。具体的には、環境(二酸化炭素排出、廃棄物問題等)、雇用をはじめとする問題への適確な対応が求められている。この他にも社会の不平等の進行に伴う問題が指摘されている。具体的には、国内では、2002年も1998年以来5年連続で3万人を超す自殺者が発生し、犯罪の急増(刑法犯認知件数は昭和期の約2倍、検挙率は戦後最低)、ホームレス人口の増大等の社会問題が深刻化している。戦後最悪の雇用情勢と所得低迷の中で、貧困者の増加も目立っている。2002年度の生活保護受給世帯は87万世帯となり、過去最多記録を更新した。受給人員にすれば124万人にも達し、いまや国民の100人に1人が生活保

護を受けている状態である。

2003年9月に発表された「消費生活に関するパネル調査」で、世帯間の所得格差が1990年代後半以降拡大し、所得階層の固定化も進んでいることが明らかになった。高所得階層と中所得階層の所得比は、1994年の1.71から1996年に1.62へ縮小したが、その後は上昇傾向が続き、2002年には1.76へ拡大した。中所得階層と低所得階層の所得比も、1994年の1.65から02年に1.75へ拡大している。近年論議となっている日本社会の不平等化の進行が裏付けられた。

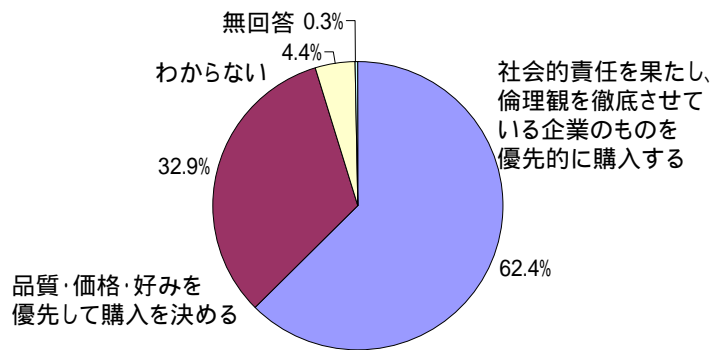
海外、とりわけ発展途上国においても、経済的格差の拡大（南北問題、一国の中での所得格差の拡大）、グローバル化の進展に伴う労働問題、製品安全性問題、文化摩擦の増加、紛争・犯罪・テロ等の増加による安全性の危機等が深刻化している状況にある。

こうした、社会問題の複雑化、深刻化は企業行動とも密接に関連している側面がある。このため、企業にもその行動にあたって社会的な観点からの配慮を強めてもらう必要がある。また、適切なカバナンスが講じられるよう、働きかけを行っていく必要が強まっている。その方策としても社会的責任投資の意義が導かれる。これは、企業にとって、これまで「社会貢献」と考えられていた事業が、「持続可能な発展」のために必要不可欠なものへと進化していることを意味している。

2. ステークホルダーからの期待

企業に対して、法令遵守等不祥事を起こさないことを求めるとともに、格差是正といった社会的公正の実現への配慮、環境対策といった市場の失敗による弊害に対する配慮を十分行って欲しいとする期待が、生活者から、なお一層高まっている。

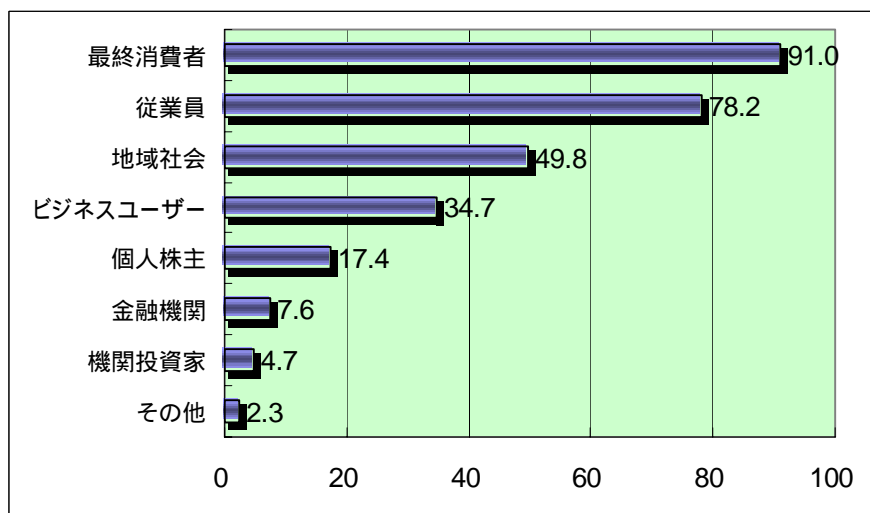
下図は、商品の購入に際して当該企業の不祥事の有無や社会的責任への取り組みをどの程度考慮するかについて、生活者を対象に経済広報センターがアンケート調査を行ったものである。これによれば、「社会的責任を果たし、倫理観を徹底させている企業の商品を優先購入する」と回答した人の割合が6割を超え、「品質・価格・好みを優先する」という回答はわずか3割程度にとどまった。このように、社会的責任ある行動を企業に求める生活者意識は近年、非常に高くなっている。



(出所) 生活者の“企業観”に関するアンケート調査報告書(経済広報センター)

図 4 商品を購入する際、不祥事の有無、社会的責任

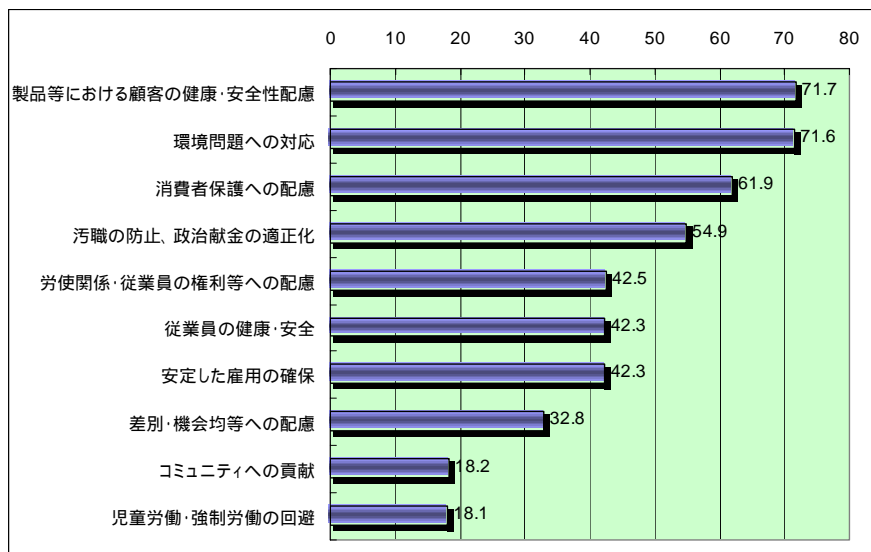
同アンケート調査によれば、生活者は企業に対して広範なステークホルダーに配慮することを求めている実態が明らかになっている。下図に示すように、企業経営において重視すべきステークホルダーとして、9割を超える生活者が最終消費者を挙げたほか、従業員を挙げる生活者も8割近くに達した。また、約半数の生活者が地域社会を重視すべきステークホルダーに上げており、顧客・従業員・地域社会に対して企業が果たすべき役割が期待されていることが伺われる。



(出所) 生活者の“企業観”に関するアンケート調査報告書(経済広報センター)

図 5 企業経営において重視すべきステークホルダーは誰か

また、社会からの信頼を維持・向上させるために企業にとって重要なこととして、7割を超える生活者が顧客の健康・安全性への配慮、環境問題への対応を挙げている。それについて、消費者保護への配慮、汚職の防止と政治献金の適正化を挙げる声が多く、いずれも生活者の半数以上が指摘している。その他の雇用関連、地域への貢献、途上国での人権配慮についても、約2割～4割の生活者が企業の社会的信頼の維持・向上に重要であるとしており、広範な事項に適確に対処することが企業に期待されているといえる。



(出所) 生活者の“企業観”に関するアンケート調査報告書(経済広報センター)

図6 企業が社会的信頼を維持・向上させるために重要なことは何か

こうした期待の高まりは、長期的視点に立てば、企業による社会的活動が企業価値を高めることになる制度・システムの構築が可能になる時代を示唆するものである。

3. 企業の国際化の促進

今後も、日本企業はなお一層海外との関係を強めて行かざるを得ない。製品市場におけるCSR、労働市場におけるCSR、資本市場におけるCSRが、海外との関係において重要になる。企業活動がグローバル化する中で、欧米市場における企業の社会的責任の評価軸が我が国の企業の評価に影響を及ぼすことは必死である。

製品市場においては、まず日本企業の製品を海外のマーケットで価値あるもの

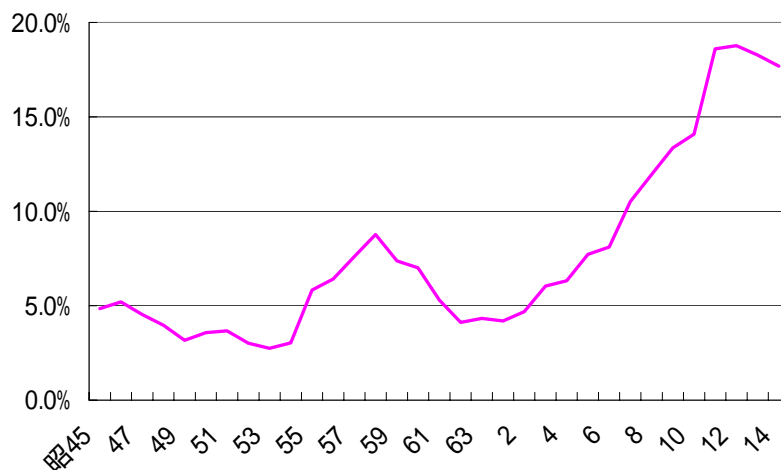
として評価してもらい、買ってもらう必要がある。ここで製品・サービスそれ自体のもっている機能、価格、品質にプラスアルファなさまざまな物差し、価値基準が企業に求められてくるという事実がある。たとえば文化的な理解、そのマーケットのもっている「ものの考え方」、あるいは当該マーケットの消費者に対するきめ細かい配慮、それらが海外マーケットにおける製品競争力になってくる。欧米に市場を持つ企業の多くは、購買市場において企業の社会的責任という評価にさらされるようになってきた。そうした結果、欧州の CSR ヨーロッパ、米国の Business for Social Responsibility (ビジネス・フォー・ソーシャル・レスポンシビリティ、BSR) 等の CSR 推進企業団体に加盟する日本企業も見られるようになってきている。

一方、日本で流通する財・製品も、途上国を含め海外に大きく依存しているという事実である。2003 年春に中国産の野菜に関する残留農薬の問題が新聞紙上をにぎわせたが、こうした事例に代表されるように、日本の消費者の手には、地球のあらゆるところからモノが届く。その生産プロセスにおいて何が起きているのか、そのことに対する日本の消費者の関心もまた大きくなっていく。輸入財の拡大のためにも CSR の視点は重要度を増している。

労働市場については、日本企業は、海外で従業員を雇用する数が増え続けている。一例をあげれば、日本の製造業では 1991 年に日本国内の就業者と海外の就業者の比が 10 対 1 の割合であったのが、2000 年には 5 対 1 の割合になっている。そこでは、従業員というステークホルダーとの関係を改めて見直さなければいけない事態に迫られている。国内であれば、それぞれの従業員が果たすべき役割をあえて明確にせず、評価システムも、あるいは従業員の雇用機会の均等、昇進ルールといったものも明文化をせずにマネジメントすることができた。日本人だけなら、「あうんの呼吸」のなかでマネジメントができた。そうしたマネジメントが海外では通用しなくなる。明文化された規範が必要になる。

資本市場については、日本企業の外国人持株比率は平均でもすでに 20% に近い水準にまで上昇してきた。日本の優良企業の中には外国人持株比率が 40% を超える企業がいくつもある。今後ますます日本における外国人投資家のプレゼンスというものは大きくなっていく。その過程で、外国人が企業に対するものの見方、企業を評価する姿勢、基準というを変えていくのであれば、日本企業も、仮にそれが欧米発の基準であったとしても、無視するわけにいかなくなる。近時、多くの日本企業に対して、企業の社会的責任を問う欧米の調査機関からの質問票がますます多く届くようになってきている。こうした質問票への回答は海外の機関投資家

等が投資を行う際の判断材料として活用されることから、適確な対応を取ることが望ましい。外国人投資家対応という観点では、CSRの取り組み、あるいはCSRの観点からのインベスター・リレーションの重要性は今後、確実に高まっていこう。



(出所) 平成 14 年度株式分布状況調査

図 7 投資部門別株式保有比率における外国人の推移

生活者の企業に対する社会的公正の実現、市場失敗の補完を担って欲しいとする期待と、それに対する企業の積極的対応が、企業の競争力に結びつくなれば、企業の「社会的責任」行動は長期的な企業価値を向上させることになるという考え方が徐々に支持されてきている。これが、欧米の狭義の社会的責任投資の規模拡大の背景にある。同時に、狭義の社会的責任投資の規模拡大は、企業に対して「企業の社会的責任を促す」シグナルとして作用している。資本移動がグローバル化する中で、欧米証券市場における企業の社会的責任の評価軸が我が国の企業の評価に影響し始めている。

以上のように企業の国際化の促進のうえで、CSRが重要な役割を果たすと考えれば、ここでもCSRを積極的に評価しようとする社会的責任投資の意義がある。

表 6 海外の SRI 株価指数に採用されている主な日本企業と外国人持ち株比率

銘柄	DJSI	FTSE 4Good	Ethibel	外国人持株比率
2002 日清製粉 G 本社	-			8.8%
2502 アサヒビール				12.2%
2503 キリンビール	-			11.3%
3401 帝人		-		16.0%
3861 王子製紙	-			12.6%
4511 藤沢薬品工業	-			25.5%
4901 富士写真フイルム				40.2%
4902 コニカミノルタ HD	-			27.2%
6326 クボタ			-	8.6%
6361 荏原			-	6.1%
6471 日本精工				16.2%
6645 オムロン	-			23.4%
6701 NEC			-	20.0%
6702 富士通			-	18.9%
6753 シャープ	-			14.5%
6758 ソニー			-	35.8%
6902 デンソー			-	17.6%
6971 京セラ		-		24.8%
7203 トヨタ自動車			-	15.0%
7751 キヤノン				47.3%
7752 リコー		-		27.1%
7912 大日本印刷	-			23.4%
8058 三菱商事			-	19.6%
8264 イトーヨーカ堂				19.3%
8316 三井住友 FG	-			9.2%
8359 八十二銀行			-	1.5%
8603 日興 CG			-	50.2%
8755 損保ジャパン			-	24.9%
8802 三菱地所			-	21.7%
9101 日本郵船			-	13.9%
9104 商船三井			-	20.5%
9107 川崎汽船			-	10.2%
9437 NTT ドコモ	-			10.0%
9531 東京ガス				21.5%
9532 大阪ガス	-			9.3%

いずれかに採用：111 銘柄、2 つに採用：35 銘柄、全てに採用：6 銘柄

(出所) 大和総研 マーケット情報

【コラム1】 ミャンマーにおける日本企業

2001年8月末、米国における下着製品のトップ・ブランド企業である「セラ・リー」(Sara Lee)が、ビルマ(ミャンマー)の民主化を支援する世界28カ国のNPOで構成される「自由ビルマ連合」(Free Burma Coalition、本部ワシントンD.C.)の圧力を受けて、自社製品のビルマでの製造を中止する声明を出した。FBCのボイコット“メイド・イン・ミャンマー”の呼びかけは、世界で最も非人道的な軍事政府の一つであるビルマ(ミャンマー)軍事政権下で作られた製品を輸入販売することが、その軍事政権の懐を肥やす結果となるので、ビルマに民主主義が戻るまでビルマ製品をボイコットしよう、という主旨で行われている。FBCのキャンペーンの対象となっている日本企業がスズキ株式会社である。スズキ・ボイコット運動は、スズキがビルマへの投資を決定した1998年10月から始まったが、その活動が本格化した2000年の夏以降、欧米のビルマ民主化支援団体は、FBCの呼びかけで国際行動の日に各国のスズキ販売店前でデモを行ったり、国際オートショーにおける宣伝活動を実施して来た。しかし、このような活動努力にもかかわらず、実質的にスズキ側に何の変化もないまま経過している。

(http://i-cis.com/cugi_journal/member/j-1/biruma.htmをもとに作成)

【コラム2】 ノルウェー政府の社会的責任投資

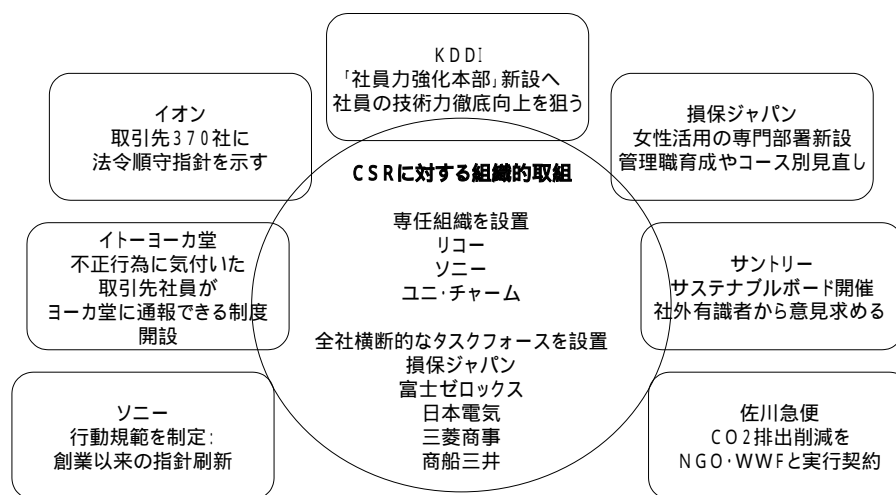
政府資金を企業の環境経営全般を評価して運用している事例がノルウェーにある。ノルウェー政府は北海油田の売却代金収入を世界の株式市場に投資して運用している(石油ファンド)。2001年1月31日に10億ノルウェークローネを別勘定にするかたちでエコファンドの運用がスタートした。運用は中央銀行が担当し、先進22カ国の株式に投資している。環境に対しての負荷が低いと考えられる企業もしくは質の高い環境報告書を発行するとともに、環境マネジメントに優れた企業が投資対象となっている。企業評価は英国の Ethical Investment Research Services (EIRIS) が担当している。

1996年に政府債を運用対象に始まった石油ファンドは、1998年には先進22カ国の株式を対象にする運用を開始、当初からSRI的な運用を求める声があった。しかし、国営企業の事業領域との矛盾があり、議論は進まなかった。1999年キリスト民主党が政権に就くと、タバコ等特定業種の排除、株主投票権の行使、一部のエコファンド化の運用方針が打ち出された。ただし、タバコ等特定業種の排除は、それ自体が合法的であり、多国籍企業がかかわっていることから、株主投票権の行使はノルウェーのスタンダードを外国企業に要求することが実務上困難であること(1社への投資額は全体の3%が上限)から見送りとなり、一部のエコファンド化だけが国会承認を得られ、2001年1月に設定された。

4. 企業の側の対応

企業の側でも、こうした状況を捉えて、持続可能な発展の重要性を認識し、企業価値を向上すべく「社会的責任」に積極的に対応していくことで、リスクマネジメントを強化するとともに、他社に対しての競争優位を築こうと考えるところが出てきた。企業は、「社会的責任」を果たすことにより、リスクマネジメント（売上、コスト、ブランド等）新たな事業機会の獲得、優秀な人的資源の獲得といったメリットを手にすることができる。

以下には、新聞報道などから、わが国企業の取組事例を示す。



(出所) 新聞報道等から作成

図 8 わが国企業の取り組み事例

ソニーでは、2003年5月に、グループ全体の取締役、役員、および従業員一人ひとりに周知徹底するため、「ソニーグループ行動規範」を制定した。この行動規範には法令遵守に加え、人権尊重、情報開示、知的財産、環境保全にかかわる基本方針などが盛り込まれている。これは、いくつかのグループ会社で各々の行動規範を制定していたものを、グループとしてはじめてグローバルに統一した行動指針として定めており、ソニーの倫理的なビジネス活動への姿勢を示している。これは、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト、国際労働機関（ILO）の「基本的人権規約」など主要な国際基準やガイドラインを参考にしている。

イトーヨーカ堂は、商品の製造日の日付改ざんなど不正行為に気付いた全取引先の社員から、内部通報を受ける制度を導入している。数千社が対象となり、取

引先を巻き込んだ「内部告発」制度は業界では初めてである。牛肉偽装事件などの教訓を踏まえ、取引先を含めて法令順守を徹底し、消費者の信頼を高める狙いがある。日付の改ざんのほか、商品の産地偽装や、契約書通りの製造仕様を守らなかった場合、ヨーク堂の社員がわいるなどを要求したケースなどが対象となる。

イオンは小売業界では初めて、PBの製造委託先370社に対し、法令順守のルール「イオン・サプライヤー・コード・オブ・コンダクト」を設けた。違法労働の禁止や環境汚染防止、贈答の禁止など13項目からなり、委託先各社の取引先についてもチェックを求めている。法令順守ルールの認証、監査、順守状況のチェックは第三者機関が行う。取引先に法令順守ルールを定めるのは、海外からの商品調達が広がるなか、問題が起こった場合のリスクを減らすねらいを持つ。

損害保険ジャパンは女性社員の活用を目的にした専門部署「女性いきいき推進グループ」を人事部内に新設した。コース別人事制度の見直しや女性管理職の育成（ポジティブアクション）などを担当する。まず取り組むのは女性管理職の育成で、女性の管理職候補生を社内で選考し、専門研修を受けさせたり、経験豊かな幹部社員をキャリア形成の相談に乗るメンターとして付けたりして、昇格を支援する。また社内登用だけでなく、女性管理職の中途採用も検討する役割を担う。

サントリーは武蔵野ビール工場（東京都府中市）で社外有識者らに自社の環境問題の取り組みについて幅広く意見を聞く「サステナブルボード」を開いている。環境問題関係者や消費者代表の声を集め、活動強化につなげるねらいを持つ。サントリーが環境問題への取り組みを説明、工場見学後、メンバーから意見を聞くなどの内容である。それぞれの意見は環境報告書に掲載している。

佐川急便は二酸化炭素（CO₂）の排出量を2012年度までに2002年度比6%削減する方針を打ち出し、世界自然保護基金（WWF）ジャパンとの間で計画実行の契約を交わした。ディーゼル車に比べてCO₂排出の少ない圧縮天然ガス（CNG）を積極導入する。企業にCO₂の自主的削減を促すWWFの「クライメート・セイバーズ・プログラム」に参加するもので、国内企業では佐川急便が初めてとなった。

第3節 民間活力の積極的発現を促す

1. 社会的活動を担う主体の支援

社会問題が複雑化、深刻化し、政府活動の限界（「政府の失敗」、「予算・財政制約」等）が言われるなかで、実際、社会的公正の実現、市場失敗の補完といった役割を積極的に担っていかこうとする民間セクターの萌芽がある。

社会的活動を担う主体を整理すると、以下の図のようになる。

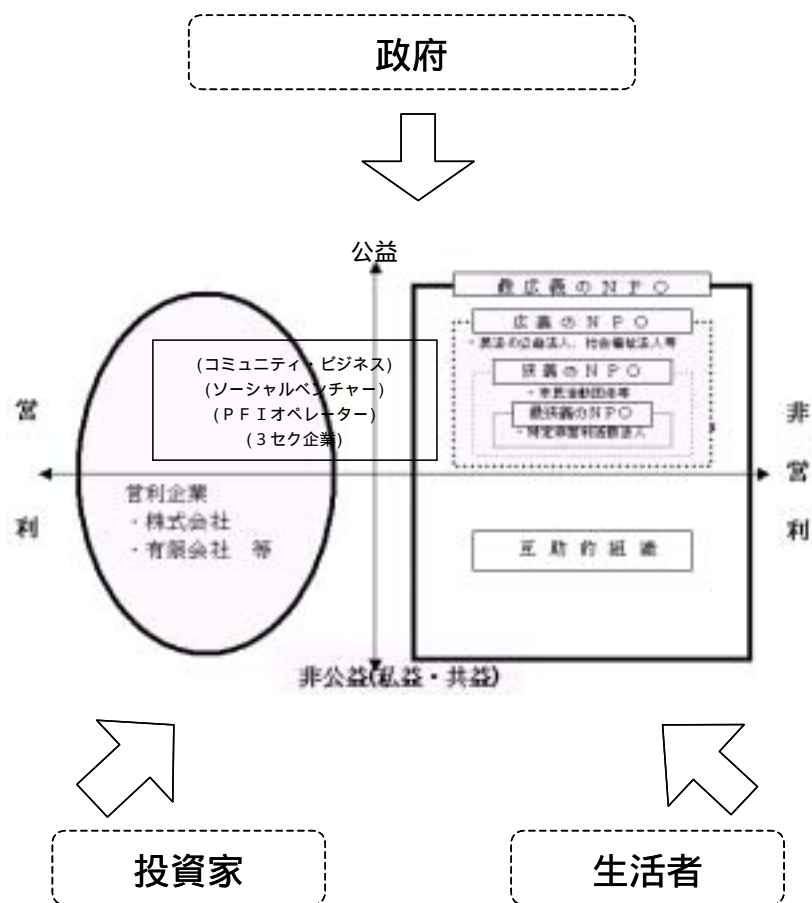
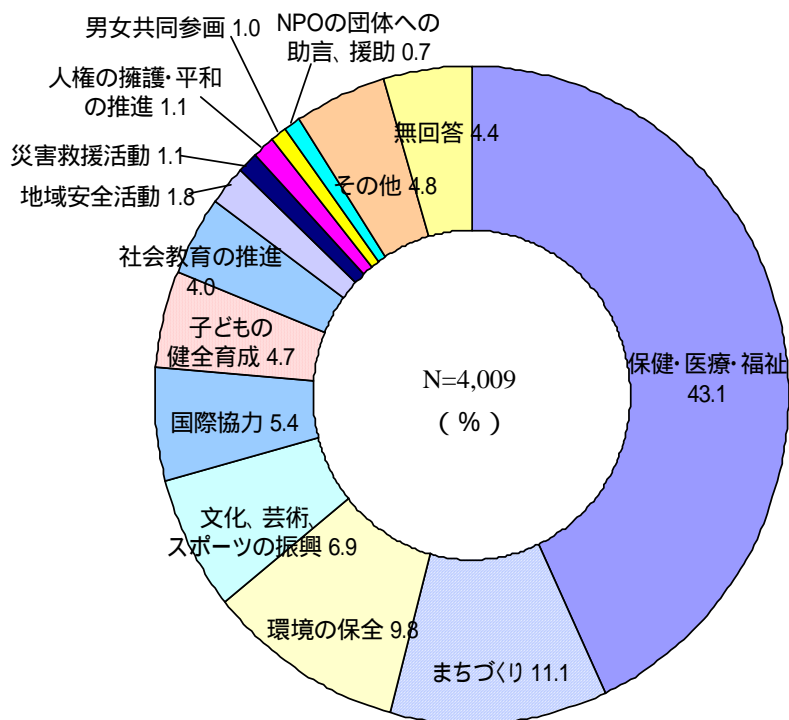


図9 社会的活動を担う主体の鳥瞰図

現在、市民活動団体等と呼ばれているものは、全国で約9万件ある（2000年市民活動団体等基本調査／内閣府）。当該調査の調査対象となる「市民活動団体等」の定義は「継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人及び権利能力なき社団（いわゆる任意団体）」である。1996年度調査で都道府県、政令指定都市から入手した団体リストをもとに、都道府県、政令指定都市に協力を依頼し、リストの更新、新規団体については追補をうとともに、経済企画庁（現内閣府）を所轄庁とする複数の都道府県に事務所を持つ特

定非営利活動法人リスト（平成 12 年 9 月現在で 204 法人）を加えて、その団体数は 87,928 団体（平成 12 年 9 月現在）であるとしている。

調査では、4,009 団体から回答を得ており、その内訳としては特定非営利活動法人が 4.9% であり、任意団体が 89.9% である。（残余は、その他の法人格をもつ団体あるいは無回答。）活動の種類では、保健・医療・福祉が圧倒的に多い。



（出所）内閣府 国民生活局 市民活動団体等基本調査 2001 年

図 10 市民活動団体の活動の種類

2003 年 9 月 30 日現在で NPO 法人は 13,250 団体ある（内閣府調べ）。社会の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されていることを踏まえ、法人格を持たない任意団体が銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合に団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることに対応して、特定非営利活動促進法は、これらの団体が簡易な手続きで法人格を取得する道を開いている。同法が定める手続きのもとに法人格が付与された団体が、NPO 法人である。

活動の種類別には保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行う法人、社会教育の推進を図る活動を行う法人、まちづくりの推進を図る活動を行う法人、子どもの健全育成を図る活動を行う法人などが多くなっている。

表 7 定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答）

号数	活動の種類	法人数	割合 (%)	(参考) H15.6月 末比 増加数
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	7,755	58.5	728
第2号	社会教育の推進を図る活動	6,306	47.6	683
第3号	まちづくりの推進を図る活動	5,154	38.9	544
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	4,027	30.4	444
第5号	環境の保全を図る活動	3,835	28.9	423
第6号	災害救援活動	954	7.2	89
第7号	地域安全活動	1,119	8.5	109
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	2,111	15.9	195
第9号	国際協力の活動	3,131	23.6	311
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1,275	9.6	126
第11号	子どもの健全育成を図る活動	5,102	38.5	534
第12号	情報化社会の発展を図る活動	126	1.0	126
第13号	科学技術の振興を図る活動	58	0.4	58
第14号	経済活動の活性化を図る活動	159	1.2	159
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	163	1.2	163
第16号	消費者の保護を図る活動	68	0.5	68
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	5,400	40.8	619

(出所) 内閣府調べ

コミュニティビジネスやソーシャルベンチャー等の収益事業を行う主体（ここには、市民活動団体やNPO法人のほか、消費生活協同組合や事業協同組合、営利法人¹³を含む）も拡大している。

以下には、コミュニティビジネスの定義や事例を紹介するが、これら活動は、6頁で示した見取り図の領域「ないし」に位置付けることができる。

コミュニティビジネスの定義（財団法人滋賀県産業支援プラザのコミュニティビジネス支援モデル事業の例）

「コミュニティビジネス」とは、地域の問題・課題の解決や地域で必要とされるサービスの提供等、様々な生活ニーズに応えるための「ビジネス」のことをい

¹³寺島薬局はドラッグストアから事業を始め、茨城県を中心に店舗展開。業界全体の好調も反映して、会社全体では2003年決算期で過去最高益を記録。ドラッグストア事業と結びつける形で2000年度から介護事業に進出。介護事業では、4年目の2003年決算期に黒字化、現在の決算年度では黒字の大幅増加が見込まれている。介護には、訪問入浴介護、住宅介護支援、福祉用具貸与、訪問介護があるが、当社は、訪問入浴介護から開始し、入浴介護に係る茨城県内でのシェアは17%超でトップ。ドラッグストアチェーンの内6ヶ所を介護事業の基幹店舗としてヘルパーと介護用車両が駐在、サテライト店舗57ヶ所には介護のサービス受付を設け、要請に応じる体制をとっている。他に提携窓口としてイオンにポスターを貼っている。また、2004年3月からあいおい損保と業務提携を行い、介護ヘルパーの育成、介護に関する啓発セミナー等を実施していくこととしている。

う。更にここでいう「ビジネス」とは、利益の追求という意味よりは、事業の継続性という意味で捉えているものである。また、ボランティア、個人や企業の寄付、行政の補助金等に過度に依存することなく、事業に必要な経費は事業収入で賄うことを想定したものである。ここでいうコミュニティビジネスは次の要件を全て備えたものである。

県内に活動拠点を置き、県内を活動領域とする事業で、地域住民が主体的に参画していること。

有償で行なわれる事業であること。

労働の対価（収入）を得られるメンバーがいる。または、労働の対価を得ることを目的とする事業であること。

事業立ち上がり後も継続して実施される事業であること。

宗教活動、政治活動でないこと。

コミュニティビジネスの事業領域と事例（中小企業庁「コミュニティビジネスの実態と育成に関する調査研究」より抜粋）

福祉・介護等高齢者・障害者の生活支援

独居老人のための弁当配布。高齢者のデイケアサービス。

高齢者の買い物、病院への送迎介助。高齢者、障害者の労働機会の提供。

環境保全・リサイクル等環境問題の対応

廃油等からの再生石鹸。廃品、不用品のリサイクルショップ

地域の子育て支援

子供向け環境教育のプログラムづくりや実践。フリースクール。

託児、保護。子育て相談。

商店街活性化・空き店舗活用

文化・スポーツ・施設運営

文化／スポーツ拠点となる施設作り、運営。集合住宅の運営。

地域の情報化・情報サービスの提供

ミニコミ誌、タウン誌、地域のHP、コミュニティFM等、

地域に密着した生活情報の提供や情報支援。

地域産物の加工・販売

地域の素材を活かした地域独自の開発、製造、販売。

伝統文化継承

地域の伝統文化や景観等の継承。地域文化の創造。

集客・まちづくり

地域の自然や歴史文化資源を発掘し集客に結びつける。

地域の魅力を高める企画や働きかけ、人材の育成。

英国政府の“ Social Enterprise ”という用語の定義

The British Government defines social enterprise as “ ...businesses with primarily social objectives whose surpluses are principally reinvested for that purpose in the business or in the community, rather than being driven by the need to maximize profit for shareholders and owners.

(出所) Jed Emerson, “ Blended Value Map ”, October 2003

社会的責任責任投資には、以上述べてきたようなさまざまな社会的活動を担う主体を振興していくという意義もある。

2. 民間活力活用のための施策の支援

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できることが期待されている。我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が1999年7月に制定され、2000年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられた。

英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めている。

PFI事業では、施設の設計、施工、管理、運営を一括発注するため、事業に参加する民間事業者は、異業種の複数の企業と企業連合を組むことになる。これらの企業等は出資をし、事業を遂行するためのSPC(Special Purpose Company:資産流動化法により設立される「特定目的会社」あるいは現行の株式会社等の定款を工夫して設立される「特別目的会社」)を設立し、それがPFI事業全体を総合的に管理運営していくことが通常行われている。そしてこのSPCが資金調達の当事者となるのが通常である。

なお国内では、2003年11月30日現在、119事業が実施方針を策定し、70事業が契約済みという状況にある。

表 8 基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された PFI 事業の分野別事業数

(2003年11月30日現在)

区分	種類	項目	件数
教育と文化	文教施設	小中学校	4
		高校	1
		大学・高専	14
		試験研究機関	1
		社会体育施設	3
		給食センター	4
		文教その他	4
		小計	31
		文化施設	公民館・市民ホール等
	図書館		1
	美術館		1
	文化交流施設		2
	文化その他		1
	小計		6
計		37	
生活と福祉	福祉施設	老人福祉施設	9
		福祉その他	1
	計		10
健康と環境	医療施設	病院	3
	保険衛生施設	衛生試験場	1
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設	3
		廃棄物循環型社会基盤施設	9
	斎場	斎場	4
	計		20
産業	漁港	漁港	1
	工業振興施設	工地域先導科学技術基盤施設(イ/キュー'-ション)	1
	商業振興施設	観光施設	2
	計		4
まちづくり	道路	駐車場	2
		駐輪場	1
	公園	都市公園	4
	下水道施設	下水道施設	6
	海岸保全・港湾施設	港湾施設	4
	公営住宅	公営住宅	2
	市街地再開発等	市街地再開発事業	1
	計		20
庁舎と宿舍	庁舎と宿舍	事務庁舎	7
		宿舍	6
	計		13
その他	複合施設	複合施設	14
	その他	その他	1
	計		15
総	計		119

(出所) PFI 推進委員会「PFI 事業に関する統計データ」

表 9 基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された PFI 事業の進捗状況

(2003 年 11 月 30 日現在)

実施方針 公表年度	進 捗 状 況						計
	実施方針 の公表	特定事業 の選定	事業者 選定中	検査結果 の公表	施設の 建設等	施設の 供用開始	
H11年度						3	3
H12年度				1	5	6	12
H13年度				2	20	8	30
H14年度		1	8	11	27	1	48
H15年度	10	2	14				26
計	10	3	22	14	52	18	119

(出所) PFI 推進委員会「PFI 事業に関する統計データ」

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(いわゆる「民活法」)では、技術革新、情報化及び国際化といった経済的環境の変化に対応して、補助金、出融資、税制優遇等の支援措置を講じ、国際見本市場施設やリサイクル施設等の経済社会の基盤の充実に資する各種の施設(特定施設)の整備を民間事業者の能力を活用して促進するとしている。これら施設の運営は、収益性は低いが社会的公正の実現、地域社会の健全な発展を積極的に担っている。

表 10 民活認定事業の認定件数の推移

<対象施設>

号	施設
1号	研究開発・企業化基盤施設(リサーチ・コア)
2号	電気通信研究開発促進施設(テレコム・リサーチパーク)
3号	情報化基盤施設(ニューメディア・センター)
4号	電気通信高度化基盤施設
5号	国際経済交流等促進施設
6号	港湾利用高度化施設
7号	国際情報地域開発基盤施設

8号	国際ビジネス交流基盤施設（ワールド・ビジネス・ゾーン）
9号	農林水産研究開発・企業化基盤施設
10号	漁港利用高度化施設
11号	総合流通機能高度化施設
12号	大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設
13号	高度商業基盤施設
14号	食品商業基盤施設
15号	輸入促進高度化施設
16号	リサイクル関連施設
17号	特定大規模スタジアム

< 認定件数推移 >

年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
件数	2	15	14	15	16	20	20	17	7	16	16	14	2	5	2	3	1	185

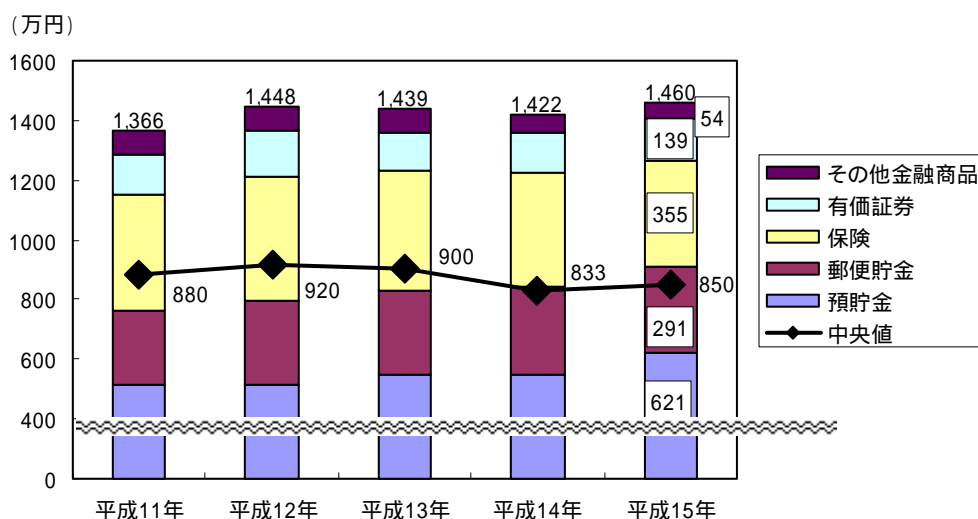
（出所）経済産業省

社会的責任責任投資には、こうした民間活力活用のための施策がより円滑に促進されることに資するという意義もある。

第4節 個人金融資産等の有効活用を促す

1. 個人の資産の多様な運用先や手法を提供

わが国の家計部門の金融資産では、平成11年から平成15年の家計の金融資産に関する世論調査によると、預貯金、郵便貯金、保険に占める割合が常に85%を超えており、極めて大きい状況となっている。



(出所) 家計の金融資産に関する世論調査

図 11 金融資産の保有状況

そこで、市場に対する信頼性を確保するとともに、リスクに見合ったリターンを有する多様な金融商品が提供され、金融システム全体で幅広くリスクテイクが行われることが必要である。こうした状況の中で、社会的責任投資は多様な選択肢を提供することに寄与する。

2. 公的部門の代替運用先を提供

厚生年金および国民年金は、ほぼ5年分の給付に相当する143兆円(2001年3月末、厚生年金基金の代行部分を除く)の積立金を保有する。従来、この積立金は全額が財務省の資金運用部に預託され、財政投融资の原資として活用されてきた。ただ、その一部を年金福祉事業団が借り入れる形で市場運用を行ってきた。しかし、財政投融资制度改革により、2001年4月から積立金の預託義務は廃止された。そして、年金福祉事業団に代わって設立された年金資金運用基金が、厚生労働大臣から寄託された積立金を運用している現状である。

2002年12月末で26.3兆円にのぼる運用資産の内訳は、内外債券が約6割、

国内株式が約 2 割、外国株式が約 1 割となっている。

社会的責任投資はここでも分散投資を促進させる貢献ができる。

3. 金融機能の活性化につながる可能性

今年、2003 年 1 月に全銀協が発表した調査で、1992 年 9 月と 2002 年 9 月の全国の銀行の職員数を比較すると、およそ 3 割が減少している事実が明らかになった。このように、民間金融機関は民間部門における資金供給ルート of 縮小と不良債権処理等に伴うリストラによって、縮小均衡の道を模索する状況にある。

こうした状況の中で、社会的責任投資は金融機能の本来持つ、審査能力等の再生に寄与し、民間金融機関の活性化に寄与する貢献もできる。

特に中小・地域金融機関の融資機能を積極的に活用して地域経済の活性化を目指していくべきであるとの認識に立ってリレーションシップバンキングの機能強化が求められている。スタートアップ企業の事業計画の作成や資金調達の支援、スタートアップ企業が業務展開するに当たっての地域情報の提供や提携先の紹介等の経営指導等を通じて、中小・地域金融機関がニュービジネスの振興のために一定の役割を果たしていくことや様々なコミュニティビジネスの育成や NPO との関係づくりが期待されている¹⁴。この具体的手法として、社会的責任投資は有望であるといえる。

民間金融機関の活性化に資する規制緩和の方向性のひとつに、病院債の実現がある。病院が建て替えや改修などのための長期資金を調達する目的で発行する債券が病院債で米国では病院の資金調達手段として広く普及している。そうした債券を購入する側には、病院が社会的インフラとして重要であるという認識から積極的に購入する者もあるといわれ、社会的責任投資としての側面を有している。

病院債は日本でも法制上は発行可能だが、明確な規定がなく、病院による経営情報の開示も進んでいないため、発行実績はほとんどなかった¹⁵。厚生労働省が 2003 年度中に指針をまとめる方針で作業を進めている。日本医療法人協会も独自の試案をまとめ、厚労省の指針づくりへの反映を働きかけており、2004 年度には優良病院による債券発行の道が開く見通しとなっている。こうした債券の発行に当たって金融機関が新たな事業機会を獲得することにも繋がる。

¹⁴ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」

¹⁵ 医療経済情報紙 Japan Medicine 2003 年 11 月 10 日号では、医療法人明正会（東京都葛飾区、近藤正明理事長）が開設予定のグループホームの資金調達手段として病院債を活用すると伝えられている。2004 年 1 月と 7 月の 2 回に分けて各 4900 万円の合計 9800 万円を発行。償還期間は 7 年、利率は 2.0 %。1 口当たりの金額は 100 万円で、近隣の医療機関の経営者や取引業者、地域住民などを引き受け手として想定しているという。なお、病院債の発行に当たり、法人の財務状況などに関して（株）日本格付研究所の評価意見を付けるほか、発行後は毎年、債権者集会を開いて法人の財務状況や事業活動を報告する考えと伝えられている。

第5節 社会的責任投資のマクロ経済的意義

1. 現在の経済規模の推計

民間企業や民間企業以外の事業体において「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」が活発化することは、当該活動が何らかの財・サービスを消費することから、経済活動を活性化する効果を有する¹⁶。

以下では、これら活動の経済規模を何らかの形で定量化するというこれまでになかった試みを行う。産業連関表、各企業の環境報告書を肇、事業者が入手できる限りの統計・資料を基にし、推計を行った。もちろん、既存統計・試料を利用しているために、

- ・ 社会的責任投資の領域それぞれを把握している統計・資料が必ずしも得られていない、
- ・ 費用、生産額といったことなる指標を領域ごとの活動水準を示すのに用いている、

といった問題点が存在しており、本節で示す数字を見る際には十分な留意が必要である。

しかしながら、概念的な整理に加えて定量的な把握を行うことは、今後、社会的責任投資への取り組みを進める上でも必要であり、本節での試みを補完する取り組みが様々な形で行われることが期待される。

まず、下図で示した社会的責任投資の対象となる活動領域、すなわち民間企業や民間企業以外の事業体において「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」が、現在どの程度の経済規模を有しているかを推計する。

¹⁶ ただし、例えば民間企業における「直接的には対価を求めない公益的活動」などの結果、当該民間企業の提供する製品・サービスの価格が上昇するなどの影響が生じれば、当該企業の売上高が減少する場合もある。一国の経済全体で「直接的には対価を求めない公益的活動」が活性化する結果、国の生産する製品・サービスの価格上昇から輸出競争力を失うという道筋で、経済全体の規模を減じさせてしまう可能性もあることには注意を要する。

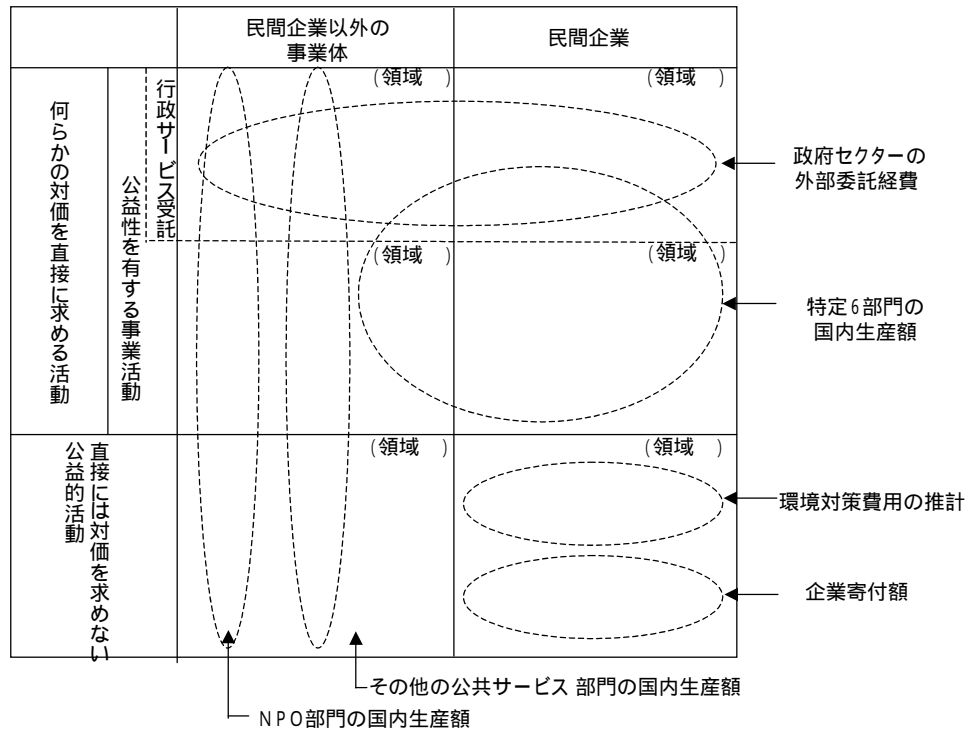


図 12 社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模推計

社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模は、特定6部門の国内生産額、NPO部門の国内生産額、その他の公共サービス部門の国内生産額、民間企業の環境対策費用の推計、企業寄付額の合計を以って表現することとした。

民間企業における「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」については、昨今、ソーシャル・ビジネスやコミュニティビジネスなどの言い方で注目を集めているものの、その生産額を推計したような先行研究はない。したがって、ここでは、業種を特定することで「公益性を有する事業活動」の規模を捉えることとした。本報告書で「公益性を有する事業活動」とするのは、以下の6部門とした¹⁷。2000年産業連関表による国内生産額は合計で、667,503億円の規模である。この額は、国全体の国内生産額9,219,184億円の7.2%程度ということになる。

表 11 民間企業における「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」の規模

(単位：億円)

¹⁷ 104部門産業連関表では、正確には「廃棄物処理」に廃棄物処理(公営)を、「教育」に国公立ならびに非営利機関を、「医療・保健」に国公立ならびに公益法人機関を、「社会保障」に国公立ならびに非営利機関を含む。したがって、正確にはここでの経済規模は、民間企業だけの規模に対応していない。

		国内総生産額
030	廃棄物処理	33,304
038	学校教育	205,801
039	社会教育・その他の教育	27,538
041	医療	331,339
042	保健	7,854
043	社会保険	61,668
6 部門合計額		667,503

(出所) 独立行政法人経済産業研究所「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究」

今度は、民間企業以外の事業体の活動を見る。ここでは、「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」を一体として捉える。これは、その両者を峻別して捉えた統計が入手困難であるためである¹⁸。産業連関表に示される「その他の公共サービス」は、協同組合等の「対企業民間非営利団体」と宗教、労働団体、学術文化団体、政治団体、他に分類されない非営利団体等の「対家計民間非営利団体」から構成されているとされている。本報告書では、当該部門を民間企業以外の事業体として見ることとする。2000年の国内総生産額は、39,037億円である。

加えて、産業連関表に示される「その他の公共サービス」には、NPOという主体が含まれていない。NPO部門の活動については、2002年3月の独立行政法人経済産業研究所「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究」が先駆的分析を試みており、その結果についていえば、2000年の国内生産額を6,941億円と推計している。

次に、「行政サービスの肩代わりによる事業」の規模推計であるが、2003年の「地方行政における新しいガバナンスの確立に向けて パブリックガバナンス研究会中間報告」には、現在の都道府県の外部委託経費が8,043億円、市町村の外部委託経費が15,364億円、合計で23,408億円の外部委託経費が現在あると推計されている。

「企業が社会的責任を促進するための費用」については、民間企業における「直接的には対価を求めない公益的活動」に要している費用全体からアプローチすることが考えられる。最近ではCSR会計と呼ばれる考え方も出てきている。しかし、CSR会計の現状は、未だ現実の費用を仕分けできるまでに成熟しておらず、企業が社会的責任を促進するための費用を補足することは困難である。ただし、例え

¹⁸ 民間企業以外の事業体の「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」と「直接的には対価を求めない公益的活動」とを分けることについては、内閣府経済社会総合研究所の実施している「民間非営利団体実態調査報告書」に、その消費支出額について、前者と後者の比率として16.5%と81.2%になっているという結果が示されている。ただし、当該調査の消費支出額合計約26.5兆円のうち約15.1兆円は移転の支出であると報告されており、本報告書の分析のための手がかりとしては馴染みにくいと判断した。

ば企業が環境対策のために支出している費用に関しては、最近では環境会計と呼ばれる考え方が普及することによって、民間企業が環境対策に要している投資額や費用額が把握できる例も出てきている。

東証第 1 部に電気機器セクターに上場する企業 10 社の環境報告書から環境会計として公表された 2002 年度の環境対策投資額と環境対策費用額¹⁹を集計すると、各々465 億円、2,429 億円となる。

表 12 電気機器 10 社の環境対策投資額・費用額

(単位：百万円)

企業名	投資額	費用額	環境会計の集計範囲の記述
松下電器産業	11,474	37,415	松下電器産業株式会社と主要子会社 10 社及び国内・海外子会社
ソニー	4,681	20,815	全世界で事業を行うソニーグループ(連結ベース)
日立製作所	14,970	87,400	日立グループ 298 社(日立製作所及び関連会社 297 社) 連結対象会社の環境負荷調査のうち、85%を占める範囲を報告対象範囲としている。
キヤノン	6,760	10,410	キヤノン株式会社(15 事業所)、キヤノン販売株式会社(1 事業所)、国内生産関係会社(24 事業所)、海外生産関係会社(13 事業所)、海外販売関係会社(25 事業所)
東芝	5,814	29,590	東芝本体、国内関係会社 45 社、海外関係会社 21 社
日本電気	628	21,705	NEC 本社(本社及び国内の 7 事業所)及び国内分身生産会社 23 社、海外の主な生産拠点 8 社
パイオニア	256	4,259	国内 16 社、海外 17 社、合計 33 社
リコー	620	15,060	リコーグループ主要 89 社
シャープ	679	14,658	シャープ国内全生産事業所
オムロン	573	1,620	国内生産 15 サイト、非生産 9 サイト
合計	46,455	242,932	

(出所) 各社 2003 年環境報告書から作成

¹⁹ 環境対策費用としての範囲は各社の判断に任されていることには注意を要する。

一方、平成15年3月31日現在における経済産業省設備投資調査によれば、2000年度の取得設備投資額は、144,124億円となっており²⁰、このうち目的別では「省エネ・新エネ」「環境保全」を合わせて3.9%を占めるとされているので、額としては5,621億円と推計できる。

電気機器10社の環境対策費用額が、投資額の5.2倍であることを用いて、5,621億円に乗じると、2000年度の環境対策費用額は29,229億円と推計される。

さらに、環境対策以外にも、企業の行う社内外の人材育成、従業員の福利厚生など、民間企業が行う「直接には対価を求めない公益的活動」はあるが、こうした費用支出に関しては、集計は困難である。

ただし、その一部は企業のメセナ・フィランソロフィー活動として行われている側面もある。例えば、日本経団連の調査によれば、調査回答企業299社の2002年度の社会貢献活動自主プログラム支出総額は353億円と報告されている。また、国税庁が毎年、実施している「会社標本調査」によれば、2000年の日本企業の企業寄付額²¹は4,701億円となっている²²。

以上の推計をもとに、現在の社会的責任投資の対象となる活動領域、すなわち「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」の経済規模推計を次図に示す。

²⁰ 回答は大手企業1,530社である。

²¹ ここでは、個人寄付と異なり企業寄付は消費支出として扱っている。

²² ここでいう企業寄付額には政治献金なども含まれると推測される。これを「企業が社会的責任を促進するための費用」として捉えることに懸念は残る。

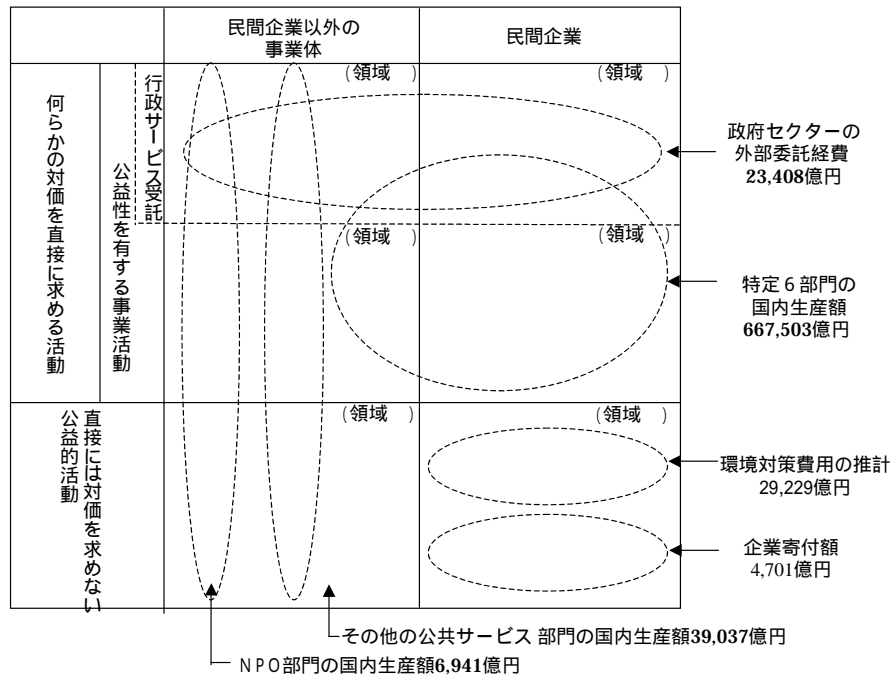


図 13 現在の社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模推計

各々の数字を単純に合計する²³と、770,819 億円という経済規模となると推計される。

また、現在の社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模に対応した雇用規模については、下表のとおりと推計される²⁴。

表 13 現在の社会的責任投資の対象となる活動領域の雇用規模

(単位：人)

		雇用者数
030	廃棄物処理	233,397
038	学校教育	2,234,949
039	社会教育・その他の教育	189,347
041	医療	2,204,400
042	保健	72,647
043	社会保険	755,753
044	その他の公共サービス	428,780
	NPO	176,000
8部門合計額		6,295,273

(出所) 総務省「平成7年(1995年)産業連関表」ならびに独立行政法人経済産業研究所「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究」をもとに算出。

²³ 各々の数字を単純に合計しても、現在の社会的責任投資の対象となる活動領域全体を示すわけではなく、また一部に重複がある点には注意が必要である。

²⁴ NPO以外のセクターは1995年産業連関表雇用表の雇用者数を用いている。

次に参考までに、こうした現在の社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模が将来、どの程度拡大するかを推計する。

民間企業における「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」が将来的にどの程度拡大するかを試算した結果は、下表のとおりである。ここでは、最終需要項目別の成長率として、民間最終消費支出 16.69%、政府最終消費支出 11.90%、公的固定資本形成-33.33%、民間設備投資 18.75%、在庫品増加-180.37%、輸出 9.54%、輸入 19.17%、国内総支出 11.74%の変化を想定している²⁵。

表 14 民間企業における「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」の将来規模

(単位：億円)

	2次波及効果を加味しない国内総生産額	国内総生産額
030 廃棄物処理	37,587	38,903
038 学校教育	233,274	239,054
039 社会教育・その他の教育	31,240	32,283
041 医療	373,768	381,095
042 保健	8,834	8,897
043 社会保険	70,968	71,976
6 部門合計額	755,671	772,209

(出所) 独立行政法人経済産業研究所「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究」

結果は、2010年における国内生産額として、合計 772,209 億円であり、10年間に額として、104,705 億円の増加、率にして約 15.7% (年率で 1.5%) の拡大が見込まれるということになる。

同様に、民間企業以外の事業体の「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」が将来的にどの程度拡大するかを、産業連関表における「その他の公共サービス」部門、「NPO」部門の推移で見ることとする。

「その他の公共サービス」部門は、2010年における国内生産額として、47,445 億円であり、10年間に額として、8,408 億円の増加、率にして約 21.5% (年率

²⁵ 当該想定は 2002 年 3 月の独立行政法人 経済産業研究所「新たな経済主体としての NPO に関する調査研究」の NPO の将来の国内生産額推計に使われた前提をそのまま用いている。なお、同報告書では、この前提を「経済財政諮問会議で示された『中期経済財政展望』に基づき、構造改革が進み、2004 年以降、民間需要主導による実質 1.5% 以上の着実な成長が期待されると想定した場合」と解説している。

で2.0%)の拡大が見込まれるということになる。

「NPO」部門は、2010年における国内生産額として、8,656億円であり、10年間に額として、1,715億円の増加、率にして約24.7%(年率で2.2%)の拡大が見込まれるということになる。

2003年の「地方行政における新しいガバナンスの確立に向けて パブリックガバナンス研究会中間報告」では、今後、事業実施事務のアウトソーシングの余地として、都道府県で17,113億円、市町村で5,037億円、合計で22,150億円が見込まれると推計されている。この金額は、将来の民間企業ならびに民間企業以外の事業体の「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」を拡大させる大きな要因になる。

さらに、環境対策費用の推計と企業寄付額についても国内総支出と同率の11.74%の伸びを想定すると、2010年には各々32,660億円、5,253億円と推計される。

以上の推計をもとに、社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模が将来、どの程度拡大するかをまとめると、次図のようになる。合計は911,781億円である。

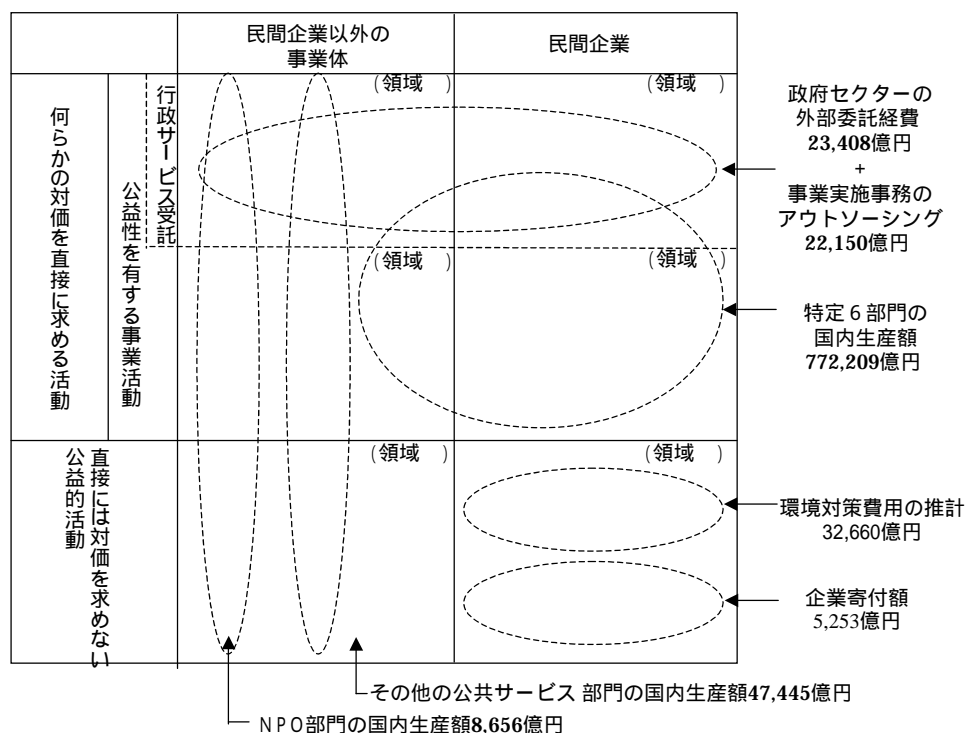


図 14 将来の社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模推計

また、将来の社会的責任投資の対象となる活動領域の経済規模に対応した雇用規模については、下表のとおりと推計される²⁶。

表 15 現在の社会的責任投資の対象となる活動領域の雇用規模

(単位：人)

	雇用者数
030 廃棄物処理	263,416
038 学校教育	2,533,308
039 社会教育・その他の教育	214,796
041 医療	2,486,683
042 保健	81,711
043 社会保険	869,725
044 その他の公共サービス	494,338
N P O	202,944
8 部門合計額	7,146,922

(出所)総務省「平成7年(1995年)産業連関表」ならびに独立行政法人経済産業研究所「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究」をもとに算出。

2. 経済規模の拡大にともなって生じる資金需要

2000年から2010年に向けて、「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」は少なくとも数兆円のオーダーで、その規模を拡大する可能性があることが明らかとなった。

こうした活動規模の拡大は、新たな組織の設立や新たな設備の整備を伴うと考えられ、その資金を民間企業や民間企業以外の事業体はその内部留保や消費支出で賄えるとは考えにくい。例えば、政府セクターの事業実施事務のアウトソーシングの手法としてPFI方式が考えられるが、PFIの場合に初期の特別目的会社の設立ならびに設備投資に関して大きな資金需要がオペレーターの側に必要になることはいうまでもない。

今回実施したNPOに対するヒアリング調査でも、「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」を拡大するにあたって、例えば拠点となる不動産の取得や車両の購入などのために、新たな資金需要を必要としたという意見が複数あった²⁷。

また雇用の拡大は、運転資金などの繋ぎ融資のニーズを高めることになる。

²⁶ 雇用者数の伸びは、国内生産高の伸びに比例して賃金が不変のまま雇用者数が増大すると仮定している。

²⁷ ただし、ヒアリングによるとNPOのなかには、活動の拡大にあたって、投融資による資金調達ではなく、あくまで企業からの寄付や政府セクターからの補助金、会員からの会費収入を資金の原資にしたいとする意見も複数あった。

したがって、今後、「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」がわが国において拡大していくためには、家計部門からの追加的な資金供給が必要となろう。

3. 資金需要に対応する資金供給のポテンシャル

こうした新たな資金の流れに対応する家計部門からの資金供給のポテンシャルをどのように見るべきであろうか。日米欧での社会的責任投資に係るアンケート調査を基に、狭義の社会的責任投資にどの程度の資金が向いるかについて、簡単な計算を試みる。

社会的責任投資に関心を有する層が存在するといっても、全ての金融資産をこれに向けると考えることは現実的ではない。2002年に環境省が行った「我が国における社会的責任投資の可能性に関する調査 日米英の3か国比較 報告書」では、「既に購入している」、「購入していないが関心はある」と答えた個人投資家に、投資をしようと考えている投資金額のどの程度の割合までをエコファンドや社会的責任投資ファンドに投資してもよいと考えるかを尋ねているが、日本の場合、2割までという意見が全体の6割を占める。

表 16 「投資をしようと考えている投資金額のどの程度の割合までをエコファンドや社会的責任投資ファンドに投資してもよいか」の回答

		合計	Q16.エコファンド等に投資する割合						無回答	非該当
			2割まで	4割まで	6割まで	8割まで	全額			
全体		590	320	172	57	8	22	11	1695	
		100.0	54.1	29.2	9.7	1.4	3.7	1.9		
地域	日本	444	266	126	33	5	6	8	1226	
		100.0	59.9	28.4	7.4	1.1	1.4	1.8		
	米国	69	28	26	9	1	3	2	240	
		100.0	40.7	37.7	13.0	1.4	4.3	2.9		
	英国	77	26	20	15	2	13	1	229	
		100.0	33.7	26.0	19.5	2.6	16.9	1.3		

(出所) 環境省「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書」

また、社会的責任投資に関心を有する層がどの程度存在するかに関しては、欧米の例が参考になろう。

米国では Calvert / Harris Interactive (2002) が、調査対象になった一般投資家に社会的責任投資型の投資信託の認知度について尋ねている。その結果は、

「社会的責任投資型の投資信託を知っている」とする回答は全体の41%であった。ただし、実際にそうした投資信託に投資を行っているのは、認知している投資家全体の25%に過ぎないという結果も同時に得られている。

英国ではCIS(2002)が、一般投資家に対して「現在の投資資産の一部を社会的責任投資に移行することを考えるか」との質問を行っている。これに対する回答としては、「移行しない」が58.8%、「移行するかもしれない」が31.6%、「移行する」が9.6%という結果になっている。

これら2つの調査結果が示すことは、一般投資家全体の10%程度の投資家が、実際に「社会的責任投資を行っている」もしくは「社会的責任投資を行うつもりである」と回答しているという実態である。

以上のことから、わが国における「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」のための資金需要に対応する家計部門からの資金供給のポテンシャルとしては、「家計部門の株式・社債等の資産残高」×10%（上述の社会的責任投資を行う人の割合）×20%（社会的責任投資を行う人が全投資額のうち、それに振り向ける割合）という方法で試算できると考えることにする。家計部門の株式・社債等の資産残高は、2000年度で143兆円であり、結果として「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」のための資金需要に対応する家計部門からの資金供給のポテンシャルは、2.86兆円となる。

社会的項目を基準に組み込む社会的責任投資の残高が900億点程度の過ぎない日本で、3兆円弱の数字を見込むのは現時点では過大にも見える。しかし、この計算は、家計が2000年度時点で株式・社債に投資している残高を一定としている点に留意する必要がある。今後の資産市場の動向や、人々のリスクに対する性向に応じて、株式投資そのものの残高が増える可能性もある。

この額が、2010年に向けて数兆円のオーダーで拡大すると考えられる「何らかの対価を直接求める公益性を有する事業活動」や「直接的には対価を求めない公益的活動」にとって十分な資金供給であるとは必ずしもいえない。ただし、東証一部上場企業の2002年度決算で1,376社合計で4,745,820億円の総資本に対して、4,250,318億円の売上高を実現していることから、圧倒的に過小な資金供給のポテンシャルともいえない。

こうした可能性を現実のものとするためにも、投資家教育を含めた、社会責任投資へのインセンティブに係る検討が進められるべきものと考えられる。

3章 社会的責任投資の活性化に向けた取り組みの必要性

第1節 日本における社会的責任投資の現状

1. 投融資の基準に社会的項目を組み込む

わが国においては、欧米と異なり宗教的な背景からの「社会的責任投資」の歴史を有していない。環境問題に配慮の進んだ企業に投資するというコンセプトを掲げた「エコファンド」がわが国における社会的責任の嚆矢となったが、その誕生は1999年である。

現在、投資の基準に社会的項目を組み込む「社会的責任投資」としては、13本のSRI型投資信託設定・運用されており、資産残高は約1,000億円ほどである。

表 17 わが国のSRI型投資信託

ファンド名称 (愛称)	設定運用会社(評価担当会社)	設定時期	投資対象	純資産残高 (百万)*
日興エコファンド	日興アセットマネジメント (グッドバンカー)	1999.08.20	国内株式、 債券	41,991
損保ジャパン・グリーン・オープン(ぶなの森)	損保ジャパン・アセットマネジメント(損保ジャパン、損保ジャパン総合研究所、損保ジャパン・リスク・マネジメント)	1999.09.30	国内株式	9,218
興銀第一ライフエコファンド	興銀第一ライフ・アセットマネジメント(グッドバンカー)	1999.10.29	国内株式	5,575
UBS日本株式エコファンド(エコ博士)	UBSグローバル・アセット・マネジメント(日本総合研究所)	1999.10.29	国内株式	4,741
エコ・パートナーズ(みどりの翼)	UFJパートナーズ投信(UFJ総合研究所)	2000.01.28	国内株式	3,100
朝日ライフSRI社会貢献ファンド(あすのはね)	朝日ライフアセットマネジメント(ストック・アット・ステイク(ベルギー)NPOパブリックソースセンター)	2000.09.28	国内株式	4,507
エコ・バランス(海と空)	三井住友アセットマネジメント(インターリスク総研)	2000.10.31	国内株式、 債券	1,302
グローバル・サステナビリティ(globe)A	日興アセットマネジメント(サステナブル・アセット・マネジメント(スイス))	2000.11.17	国内外株式	1,188
グローバル・サステナビリティ(globe)B	日興アセットマネジメント(サステナブル・アセット・マネジメント(スイス))	2000.11.17	国内外株式	815
グローバル・エコ・グロース・ファンド(Mrs.グリーン)Aコース	大和住銀投資顧問(イノベスト・ストラテジック・バリュー・アドバイザーズ(米国))	2001.06.15	国内外株式	1,936
グローバル・エコ・グロース・ファンド(Mrs.グリーン)Bコース	大和住銀投資顧問(イノベスト・ストラテジック・バリュー・アドバイザーズ(米国))	2001.06.15	国内外株式	3,013
UBSグローバル株式40	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UBSAG)	2003.11.07	国内外株式	11,049
住信SRI・ジャパン・オープン(グッドカンパニー)	住信アセットマネジメント(住友信託銀行の助言に基づく)(日本総合研究所)	2003.12.26	国内株式	10,021
計				98,456

* 2004年3月時点。

(出所) 各社ホームページ

一方、米国市場は、2003年で総額2兆1,750億ドル(約240兆円)の規模にある。これは、専門家によって運用されている金融資産の11%を占めているともいわれる。過去、1995年から2003年までの8年間で3.4倍に拡大した状況である。このうち企業のパフォーマンスの是非をもとに投資銘柄を選定する手法(スクリーニング)をとる運用資産の残高が2兆1,540億ドルと全体のほとんどを占めている。

欧州市場は2003年で総額3,482億ユーロ(約45.5兆円)の規模にある。欧州では、企業のパフォーマンスの是非をもとに投資銘柄を選定する手法(スクリーニング)をとる運用資産の残高が2,180億ユーロであり、排除の基準をもとに投資銘柄を選定する手法(ネガティブスクリーニング)に加えて、企業パフォーマンスの優れた企業を選定する手法(ポジティブスクリーニング)を採用している運用資産の残高が340億ユーロある。英国では1997年から2001年の4年間で10倍に拡大、オランダでは1995年から2003年までの8年間で15倍に拡大したといわれている。

表 18 米国の SRI 型投資運用資産 (億ドル)

	1995	1997	増加率	1999	増加率	2001	増加率	2003	増加率
SRI スクリーニング運用資産	1,650	5,290	227%	14,970	183%	20,060	34%	21,540	7%
うちミューチュアルファンド (ファンド数)	120	960	700%	1,540	60%	1,360	-12%	1,620	19%
うち独立口座の運用資産*	55	139		168	21%	181	8%	200	10%
株主行動	1,500	4,330	189%	13,430	210%	18,700	39%	19,920	7%
うちスクリーニング + 株主行動	5,290	7,360	39%	9,220	25%	8,970	-3%	4,480	-50%
株主行動	n.a.	(840)	-	(2,650)	215%	5,920	-323%	4,410	-26%
コミュニティ投資	40	40	0	54	35%	76	41%	140	84%
合計**	6,390	1,1850	71%	21,590	82%	23,200	7%	21,750	-6%
総運用資産に占める比率	n.a.	9%	-	13%	-	12%	-	11%	-

* 宗教団体、政府機関、組合、基金、大学、保健会社、病院、企業、個人向けカスタムポートフォリオ。

** 合計金額 = SRI スクリーニング運用資産 + 株主行動 + コミュニティ投資 - (スクリーン + 株主行動)

(出所) Social Investment Forum (SIF), 2003 Trends Report

表 19 欧州の SRI 型投資運用資産 (億ユーロ)

機関投資家	3360*
スクリーニング	2180
(ネガティブスクリーニングのみ)	1840
(ネガティブ + ポジティブスクリーニング)	340
株主行動	1180
個人投資家向け SRI 投信	122**
合計	3482

* 2001 ~ 2002 年、** 2003 年 9 月末

(出所) Eurosif, Socially Responsible Investment among European Institutional Investors 2003 Report

Siri Group and Avanzi SRI research, Green, social and ethical funds in Europe 2003

米国では、2001年～2003年の2年間は株式市場のパフォーマンスが全体的に芳しくなく、米国の主要資産運用機関の運用資産残高は4%の減少となったにもかかわらず、一つあるいは複数の非財務情報（社会・環境）を基準としたスクリーニングを採用した運用資産の残高が、2001年から1,400億ドル（7%）増えて2003年には2兆1,500億ドルへと拡大した。そのうちの約92.6%に当たる1兆9,900億ドルが、顧客（個人・団体）ごとの個別勘定の運用資産である。スクリーニングの手法を採用する個別勘定の社会的責任投資の残高は、2003年までの6年間に約4.6倍に増加した²⁸。

2. 企業に社会的責任ある活動を求める

わが国においては、従来、企業と株主の関係は静的なものであった。しかし、平成14年4月から開始された金融商品の時価会計の導入によって株式持合いの解消が進み、近年、わが国においても以下のような株主行動の活発化の兆しが見られる。

（1）厚生年金基金連合会が積極的に議決権を行使

厚生年金基金連合会は1990年代後半から、議決権行使を積極的に行いコーポレートガバナンス等の改善を求めていくことで企業価値を引き上げることを狙う株式運用に従来から取り組んでいる米国カルパース（CalPERS）の事例に学びながら、同基金の議決権行使の積極化の検討を進めてきた。

1999年10月には、連合会年金運用際する議決権行使に関する基本方針を施行し、「受託機関は、もっぱら投資家たる連合会の利益増大のために株主議決権を行使するものとする」ものとした。また、2001年10月に公表した「議決権行使に関する実務ガイドライン」では、運用受託機関に対して受託者責任の観点から積極的な議決権行使を求めた。この中では議決権行使に関する報告義務を明記するとともに、その実績を定性評価の一項目として受託機関の評価に反映させることにも言及した。

さらに、2003年2月には厚生年金基金連合会株主議決権行使基準を策定。「株式投資に伴う株主議決権の行使は、株主価値を高める重要な手段であり、連合会に課された受託者責任を果たすためにも適切な株主議決権行使が求められている」として、約2,000億円に及ぶ自主運用分の議決権行使を明確に謳っているのが特徴である。この株主議決権行使基準において、厚生年金基金連合会は議決権

²⁸ Social Investment Forum, “2003 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States”

行使の際の原則として、9項目にわたる「コーポレートガバナンス原則」を定めている。このうち第一番目の原則「企業の目的」の中で「株主利益の最大化は、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーの利益と矛盾するものではなく、これらのステークホルダーとの良好な協力関係の確立によって達成できるものである」と明記。さらに、第八番目の原則に「社会的責任」の項目を置き、「企業は、法令や企業倫理の遵守、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの協力関係の樹立、地域環境問題への取り組み等、よき市民としての責任を果たすべきである」と述べている。

表 20 厚生年金基金連合会の議決権行使に関する取り組み状況

98年6月 年金基金のコーポレートガバナンスに関する調査研究を取りまとめ

- 年金基金によるコーポレートガバナンスの必要性、年金基金の議決権行使と運用受託機関の責務について言及したうえで、年金基金のコーポレートガバナンスのための行動指針、議決権行使にあたっての運用受託機関が配慮すべき視点を提示。

99年10月 連合会年金運用における議決権行使に関する基本方針を施行

- 「受託機関は、もっぱら投資家たる連合会の利益増大のために株主議決権を行使するものとする。」

99年12月 受託機関からの行使状況に関する報告徴収を開始

- ガイドライン等として作成されたルールの提出を要請。
- 当年度における議決権行使の実施状況の報告を徴収。

2000年4月 「受託者責任ハンドブック（運用機関編）」を公表

- 「運用機関は、もっぱら委託者たる基金の利益の増大のために、株主議決権を行使すべきである。株式は資産管理機関名義であるが、実質の所有者は、委託者である基金であり、受託者責任という観点からも、運用機関が株主議決権を適切に行使し株式の価値の増大を図ることが必要である。」

2001年10月 連合会年金運用における実務ガイドラインを施行

- 運用基本方針を実務的な観点から敷衍し、留意事項等を具体的に記述。
- 受託機関における意思決定プロセスの明確化と体制の整備を要請。
- 定性評価の1項目として、受託機関の評価に反映させることを明記。

2002年4月 インハウス株式インデックス運用に伴う議決権行使の検討

- 年金運用部に株主議決権行使に関する専任担当者を配置。

2002年8月 厚生年金基金コーポレートガバナンス・フォーラムを設置

- 株主重視のコーポレートガバナンスの実現に向け、厚生年金基金によるコーポレートガバナンス活動のあり方を幅広く調査・研究するとともに、情報発信・

情報交換の拠点とすることを目的に設置。

2003年2月 厚生年金基金連合会株主議決権行使基準を策定

- 自主運用分について議決権行使を明確化。
- 「企業のあるべき『コーポレートガバナンス原則』を定め、その原則に従って保有する全銘柄について議決権を行使し、企業に対し長期的に株主利益を最大限尊重した経営を行うよう求めていく。」

2003年3月 コーポレート・ガバナンスファンドの創設を発表

- コーポレートガバナンスに優れた企業を組み入れ対象とし、組み入れる銘柄の基準を明確にすることによって、国内企業全体のコーポレートガバナンスの改善に資することを目的とする。

(出所) <http://www.pfa.or.jp/>を参考に作成

平成15年6月に開催された株主総会における厚生年金基金連合会の自主運用分に関する議決権の行使状況を表したのが下記の表である。議決権行使の総数は7,035件で、そのうち42.5%に上る2,992件が反対票であった。

表 21 平成15年6月総会での厚生年金基金連合会の議決権行使状況(議案数)

総会議案	賛成	反対	小計
利益処分案等	798	466	1,264
定款一部変更	286	975	1,261
取締役選任	466	635	1,101
監査役選任	942	104	1,046
退職慰労金支給	382	689	1,071
役員報酬額改訂	87	0	87
自己株式取得	680	73	753
新株予約権発行	215	5	220
法定準備金減少	61	0	61
会計監査人選任	34	0	34
その他の議案	92	45	137
総計	4,043	2,992	7,035

(出所) 厚生年金基金連合会「平成15年6月株主総会インハウス株主議決権行使結果について」

2004年2月の報道によると、厚生年金基金連合会は今後、自主運用する日本株式およそ2,000億円に加えて、受託機関が運用するおよそ2兆2,000億円の

日本株式についても、厳格な運用ルールに則った議決権行使を実施する²⁹。厚生年金基金連合会は国内外の機関投資家と歩調を合わせた議決権行使を目指しており、わが国の株式総会において株主議決権の行使は徐々に拡大していくものと考えられる。

(2) 東証が株主総会会日の分散化と召集通知早期発送を促す動き

東京証券取引所は、株主総会における株主議決権行使の促進に向けた取り組みを開始することを2003年3月に発表した。東京証券取引所には、「特に外国人投資家や複数の株式を多量に保有する機関投資家、個人投資者の方から、株主総会付議案の株主への通知（召集通知）の早期発送等、現状の議決権行使の環境改善を求める要望が寄せられて³⁰」いる。

そこで、東京証券取引所は上場会社に対して、株主総会開催日の分散化、召集通知の発送の早期化、召集通知の内容の自社ホームページへの掲載、召集通知の全てまたは一部の内容の英訳版作成、等に関する要請を行った。これらは上場会社の自発的な努力目標であるものの、これらの事項に対する各企業の対応状況は東京証券取引所のホームページにおいて公表されるようになった。

また、東京証券取引所では、コーポレートガバナンスに関連する情報開示を全上場会社の必須記載事項として義務付けることを決定。平成15年3月期の決算発表資料から施行されている。

こうした証券取引所の取り組みは、企業の対応を徐々に変化させるのに役立っているばかりでなく、株主や投資家への情報開示の向上によって株式市場への信頼を高める役割を果たしているものと評価できる。

(3) 外国人投資家のプレゼンスの増大

近年、わが国株式市場における外国人投資家の存在感は非常に大きなものとなっている。外国人投資家は一般的に、わが国の従来の投資家層と比較して株主議決権や株主提案権の行使に非常に積極的であり、「モノ言う株主」の出現としてその動向が注目を集めている。

外国人持株比率（市場価格ベース）は、平成元年には4.2%であったが、その後急速な増加を続け、平成12年には過去最高となる18.8%を記録した。平成14年時点では、外国人持株比率は17.7%となっている。この間、特に、事業法人と金融機関の持株比率が低下してきており、近年、株式持合いの解消が進展していることを示している。外国人株主は、株式の持合いに代わり、株式の引き受け手としての重要性を増している。

²⁹ 2004年2月26日 日本経済新聞

³⁰ 2003年3月28日 東京証券取引所プレスリリース

各企業単位で見ても、外国人投資家の影響力は非常に大きなものとなっている。全国証券取引所協議会の調査によると、下図に示すように、外国人持株比率が30%を超える企業の数は内国上場企業のうち55社に上る。自国の株式市場において積極的な株主行動の経験をもつ外国人投資家は日本の株式市場でも同様の活動に強い関心を抱いており、こうした外国人投資家の動向が国内の投資家に与える影響についても注目されることである。

表 22 外国人株主の単元株式数及び持株比率順位（単元数ベース、上位60社）

持株比率順位							
順位	会 社 名	持株比率 (%)	単 元 数	順位	会 社 名	持株比率 (%)	単 元 数
1	日本オラクル	76.82	976,081	31	エクセディ	35.64	172,775
2	日本テレコムホールディングス	74.33	2,374,882	32	ドン・キホーテ	35.40	35,760
3	中外製薬	73.43	4,040,264	33	日本たばこ産業	35.13	234,208
4	山水電気	67.70	541,247	34	富士重工業	34.95	260,008
5	日本エア・リキード	65.38	81,465	35	ヒロセ電機	33.96	134,654
6	日産自動車	65.16	29,448,813	36	メルコ	33.62	89,968
7	デンセイ・ラムダ	63.75	138,137	37	NOK	33.24	55,935
8	昭和シェル石油	62.13	2,339,909	38	クレディセゾン	33.20	568,849
9	トレンドマイクロ	57.61	152,657	39	クラリオン	33.00	92,730
10	ホッシュオートモーティブシステム	57.27	240,975	40	メイテック	32.82	121,669
11	萬有製薬	51.92	1,369,917	41	小松製作所	32.73	323,530
12	日興コーディアルグループ	50.41	926,096	42	山武	32.56	275,320
13	キヤノン	46.41	405,320	43	パトリック・インターナショナル	31.98	55,480
14	西友	45.55	260,250	44	武田薬品工業	31.96	2,839,334
15	東海観光	44.93	33,827	45	日本ユニシス	31.78	348,464
16	アサツー ディ・ケイ	43.18	222,410	46	富士ソフトABC	31.62	118,343
17	マツダ	42.73	520,831	47	ヨロズ	31.52	67,620
18	三菱自動車工業	42.23	626,443	48	プロミス	31.20	785,950
19	スズキ	41.47	224,576	49	東京エレクトロン	30.58	536,847
20	ローム	40.74	483,558	50	島忠	30.57	156,725
21	富士写真フイルム	40.73	207,193	51	SFCG	30.51	346,885
22	ヤマダ電機	40.33	335,985	52	SMC	30.50	218,958
23	塩野義製薬	39.79	138,431	53	任天堂	30.13	426,451
24	栃木富士産業	39.50	14,126	54	村田製作所	30.09	734,537
25	オリックス	39.41	331,712	55	小野薬品工業	30.04	36,539
26	HOYA	38.16	442,848	56	パイオニア	29.98	539,254
27	山之内製薬	37.41	1,349,701	57	日本興亜損害保険	29.96	252,010
28	TDK	37.08	493,599	58	日立製作所	29.71	989,571
29	花王	36.87	218,431	59	エーザイ	29.60	876,040
30	ソニー	35.97	3,314,598	60	三井不動産	29.34	239,544

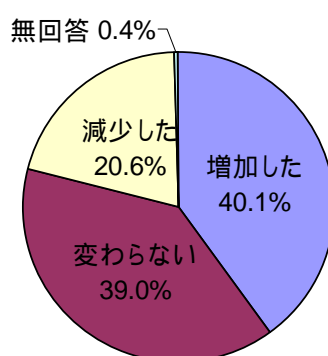
（出所）株式分布状況調査（平成14年度全国証券取引所協議会）

（4）株主総会への関心の高まり

『株主総会白書 2003 年度版』によると、平成15年6月までの一年間に開催された株主総会に先立って株主から質問を受けた企業の割合は46.5%に上り、前年と比較して3.8%増加した。質問内容は、経営政策・営業政策に関わる質問を受けた企業が20.4%（前年比0.8%増）と最も多く、続いて、株価動向に関する質問が寄せられた企業が17.2%（同1.1%減）、配当政策・株主還元に関する質

問を受けた企業が 14.0% (同 0.1%減) に上る。そして、その次に多い質問内容が環境問題・社会問題に関わるもので、11.8% (同 3.2%増) の企業に寄せられている³¹。これらのうち、環境問題・社会問題に関わる質問の前年比伸び率が最も高くなっている。また、株主総会当日に出された質問項目のうち、環境問題・社会貢献に関わる質問事項は 74 件 (前年比 19 件増) で全体の 3.8% (同 1%増) であった。

個人株主の株主総会への関心も高まっている。平成 14 年 7 月から翌年 6 月の間に開催された株主総会において、株主総会への一般株主の出席者数が「増加した」と回答した企業の割合は約 4 割で、「減少した」という回答を約 2 倍上回った。



(出所) 商事法務研究会編「株主総会白書 2003 年版」(『商事法務 No.1681』)

図 15 株主総会に出席した一般株主の数の増減 (平成 14 年 7 月 ~ 平成 15 年 6 月総会)

株主総会における個人株主の発言も増加傾向にある。こうした動向に対応して、社員株主による「意義なし」等の連呼を控えたり、企業側の発表の際に分かりやすいプレゼンテーション方法を用いる等、一般の株主が質問を行いやすい雰囲気作りに努める企業が増えてきている。その結果、株主総会の平均所要時間は長時間化の傾向にあり、平成 4 年 6 月までの一年間に開催された株主総会では 27 分であったが、平成 15 年 6 月までの一年間に開催された株主総会においては 43 分になった。

³¹ 商事法務 No.1681、同 No.1647

表 23 株主総会の平均所要時間の推移

集計期間	平均所要時間(分)
平成3年7月～平成4年6月	27
平成4年7月～平成5年6月	29
平成5年7月～平成6年6月	30
平成6年7月～平成7年6月	28
平成7年7月～平成8年6月	26
平成8年7月～平成9年6月	29
平成9年7月～平成10年6月	32
平成10年7月～平成11年6月	33
平成11年7月～平成12年6月	36
平成12年7月～平成13年6月	39
平成13年7月～平成14年6月	41
平成14年7月～平成15年6月	43

(出所) 商事法務 No.1681

(5) 株主議決権と株主提案権の行使

株主の議決権行使は活発化しており、機関投資家が議案に対して反対票を投じるケースが急速に増加しつつある。『株主総会白書 2003 年版』によれば、株主総会の議案に対して、外国人機関投資家、国内機関投資家、大株主から「否」の意思表示を受けた企業の割合は 43.7%で、前年の 29.7%から大幅に増加した。特に、業績不振企業や不祥事企業においては、2003 年 6 月期の株主総会で、取締役選任、社外監査役選任、役員報酬・退職慰労金等の議案に対して、多くの機関投資家が反対票を投じた。

一方、株主提案権の行使数は依然として少ない状況が続いている。平成 14 年 7 月から平成 15 年 6 月に開催された総会において、合計 16 社 16 件の株主提案が付議された(総会付議議案に至らなかったものも含めると、23 社に対して合計 31 件の株主提案の働きかけがあった)³²。これらの株主総会で付議された株主提案のうち 7 社 7 件はいずれも電力会社に対する提案である。前年、前々年は、総会付議議案に至らなかったものも含めると、それぞれ 15 社、21 社に対して株主提案の働きかけがあった³³。

平成 14 年 7 月から平成 15 年 6 月に開催された株主総会の特徴として、役員報酬・退職慰労金等の個別開示を要求する議案が、ソニー、トヨタ自動車、みずほフィナンシャルグループ、コナカに対して提案されたことが挙げられる。これらの株主提案はいずれも反対多数で否決されたものの、このうち株主オンブズマンが提案を行ったソニーとトヨタ自動車では、議決権行使総株数のそれぞれ

³² 商事法務 No.1681

³³ 商事法務 No.1647

30.2%、15.3%の賛成票が投じられた³⁴。

前述のとおり株主提案数は増加の傾向にあるとは言えないものの、株主提案の内容には変化の兆しが見られる。たとえば、平成 14 年の株主総会では、ソニーに対して女性取締役の選任が株主オンブズマンによって提案された。この株主提案は 17.5%に上る賛成票を獲得し、平成 15 年の同社の株主総会では初の女性取締役が会社側の議案により選任されるに至った。

3. 社会的事業活動を行う主体を育成する事例

市民が主体となって設立する“バンク”が、NPO やコミュニティビジネスへの新たな資金仲介の担い手として近年注目を集めるようになってきた。ここではその事例をいくつか紹介する³⁵。

表 24 資金仲介市民組織の事例

団体名	設立年	活動拠点	融資対象
未来バンク	1994 年	東京都江戸川区	環境設備、環境事業、市民事業
女性・市民信用組合設立準備会	1998 年	神奈川県横浜市	市民事業
北海道 NPO バンク	2002 年	北海道札幌市	道内の市民事業
NPO 夢バンク	2003 年	長野県長野市	県内の市民事業
東京コミュニティパワーバンク	2003 年	東京都新宿区	都内の市民事業

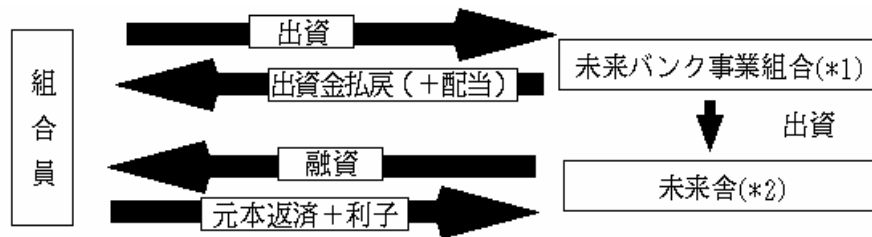
(1) 未来バンク事業組合(東京都江戸川区)

概要

1994 年に設立された未来バンクは、市民から出資金を募る「未来バンク事業組合」(民法 667 条に基づき設立)と、環境に優しい商品を購入したり環境に優しい事業を営む市民に対して融資を行う「未来舎」(民法上の任意団体)から構成される。

³⁴ 株主オンブズマン「今年の株主総会を振り返って」(2003 年 7 月)

³⁵ いずれも各団体のホームページを参考にまとめたもの。



(出所) 未来バンク ホームページ

図 16 未来バンクの仕組み

出資、配当等

組合員は、年度末にのみ、出資額の払い戻しを受けることができる。融資によって得られた利子は、未来バンクの活動経費や引当金の積立に充てられる。したがって、当分の間、配当金は発生しない。

融資の方針

未来バンクは、出資金の保全を重視し、次のような融資方針のもとで融資を行っている。

- 1) 融資は組合員に限定する。融資額は、つなぎ融資（補助金等が出るまでのつなぎで融資する場合）を除き、原則として「出資額×10」を限度とする。
- 2) つなぎ融資の場合、「出資額×100」を限度とするが、これは短期融資で、原則として6カ月を越えることはできない。
- 3) 融資は、環境保全、市民起業等一定のものに限って行う。
- 4) 融資に際しては、その収益性も重視する。返済が確実と思われるものでなければ融資しない。
- 5) 融資には、連帯保証や担保が必要になる場合がある。

表 25 未来バンク事業組合の融資条件

融資対象者	融資は全て未来バンク組合員に限る。融資を受ける場合は、まず、未来バンクに加入することが必要。
融資期間	
金利	年利3%
融資額	原則として出資額の10倍を限度とする。ただし、つなぎ融資の場合は出資額の100倍を限度とする。
資金使途	主な融資内容は以下のとおり。 1. 環境グッズの購入 太陽光パネルを購入する際の補助金に対する“つなぎ融資”(補助金は年度末にしか支給されないため、購入時点から年度末までの間、購入者が立て替えなければならない)をはじめ、環境に良い用品を購入する資金に対する融資。そ

	<p>の他、風力発電や合併式浄化槽等の環境関連の商品の購入に対しても融資を行う予定。</p> <p>2. 事業融資 太陽光パネルの販売・取り付け等環境関連の事業を行っている企業や、地域の仲間が集まって障害者と一緒に経営しているお店等に対して事業資金を融資。</p> <p>3. NPO への融資 NPO（非営利団体）がイベントを行う際の資金や、政府・自治体等からの委託事業を行う際の委託金支給までの“つなぎ融資”。</p> <p>4. 住宅融資 OMソーラーを始めとするエコロジー住宅や、地場木材を利用した住宅を建設する資金の一部に対する融資。</p>
保証	連帯保証や担保が必要になる場合がある。
返済方法	

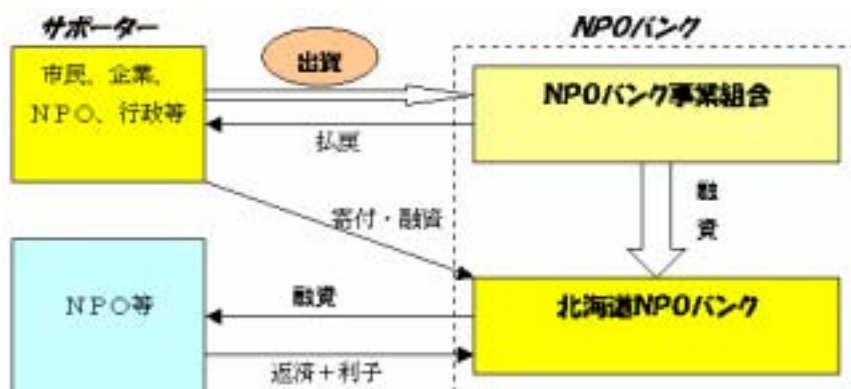
(出所) 未来バンク ホームページ

(2) 北海道 NPO バンク (北海道札幌市)

概要

北海道 NPO バンクは、学識経験者、公認会計士、税理士や NPO の実務家が参画し、北海道の人々による北海道の人々のための市民活動を相互に支援する金融システムとして 2002 年に発足。趣旨に賛同する市民、市民活動団体、企業、行政等から出資を募り、地域の課題解決や地域資源の活用等に積極的に取り組む NPO やワーカーズコレクティブ(労働者生産協同組合)等の市民活動団体に融資を行いその活動を支援する。

出資を募る「NPO バンク事業組合」(民法 667 条に基づき設立)と、NPO 等の市民活動団体に融資を行う「NPO 法人北海道 NPO バンク」により構成される。NPO 法人北海道 NPO バンクは、融資原資を増やすため、NPO バンク事業組合から融資を受けるほか、サポーターからの寄付や通常の融資を受けることを予定している。



(出所) 北海道 NPO バンク ホームページ

図 17 北海道 NPO バンクの仕組み

出資、配当等

NPOバンク事業組合に対して出資を行うことができるのは、20歳以上の個人または企業や団体等。1万円（1口1円単位、1万口）から出資が可能。出資金の全額は、NPO法人北海道NPOバンクに融資され、NPO法人北海道NPOバンクは、これを原資にNPO団体やワーカーズコレクティブ（労働者生産協同組合）に融資を行う。

出資金は年1回決算後の定められた期間にのみ払い戻しができる。出資金は元本が保証されておらず、貸倒れにより損失が生じることもありえる。事業組合の決算後に剰余金が生じた場合には配当を行うことが予定されているが、NPO法人北海道NPOバンクが貸倒れに備えるため、当分の間、同NPO法人に対する融資は無利息としている。したがって、当分の間、組合には剰余金が生じないため、その間、配当は行われない。

融資の方針

北海道NPOバンクは、現状では資金量が限られていることから、次のような融資方針のもとで融資対象を選定して運営を行っている。

- 1) 融資対象は、事業組合の組合員かつ、事業目的に社会性がある北海道内のNPO団体またはワーカーズコレクティブに限定する。
- 2) 融資額は、200万円を限度とし、期間は原則1年以内に限る。
なお、2期以上の事業実績がある場合は、200万円の範囲内で「出資額×100」まで融資するが、それ以外の場合は「出資額×10」までとする。
- 3) 資金使途目的は、運転資金である場合を中心に融資する。
- 4) 融資判断に際しては、必ず審査委員会の委員による面接を行う。
- 5) 融資先の代表者の個人保証及び連帯保証人1名を必要とする。

表 26 北海道NPOバンクの融資条件

融資対象者	次の全てに該当していることが必要。 1. NPOバンク事業組合員であること（1万円以上出資すれば誰でも組合員になれる）。 2. NPO団体またはワーカーズ・コレクティブであること（法人格の有無は問わない）。 3. 事業目的に社会性があること。
融資期間	1ヶ月単位で1年以内。ただし、事業状況等を確認のうえ、1年間の延長をすることができる。
金利	年利2%（固定）
融資額	200万円まで。2期以上の事業実績がある団体への融資額はNPOバンク事業組合への

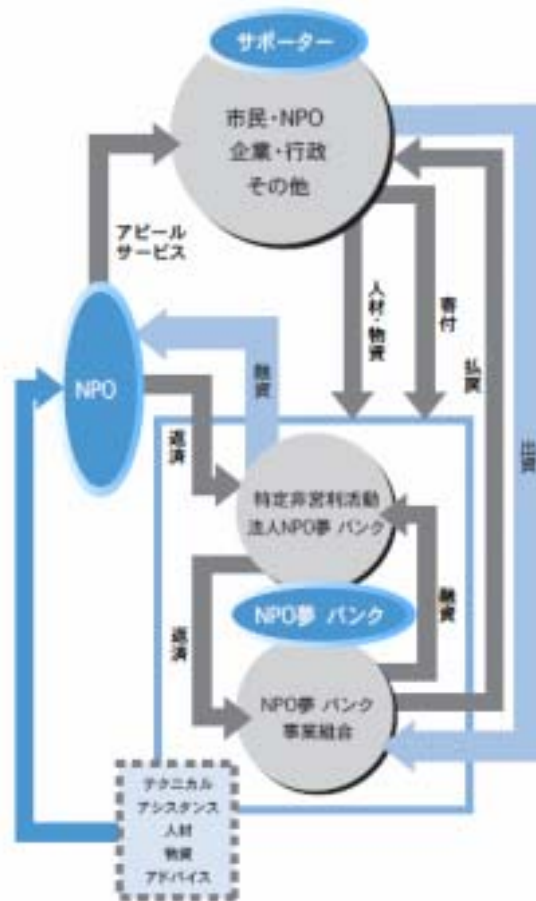
	出資額の 100 倍とするが、それ以外の場合は出資額の 20 倍を限度とする。
資金使途	運転資金を中心にするが、開業資金、設備資金も可能。
保証	団体代表者を含めて連帯保証人 2 名が必要。ただし、資金使途が企業または行政からの委託事業に係る運転資金であるときは、団体代表者 1 名とする。
返済方法	元利一括返済または元利均等毎月返済。繰り上げ返済はいつでもできる。

(出所) 北海道 NPO バンク ホームページ

(3) NPO 夢バンク (長野県長野市)

概要

NPO 夢バンクは、地域の様々な課題にとりくむ長野県内の NPO に、立ち上げ資金や運営資金を融資し、あるいは、必要となる人材や物資等の紹介を行う、総合的な支援バンクとしての機能を果たすことを目的として 2003 年に設立された。NPO 夢バンクは、出資を募る「NPO 夢バンク事業組合」と、市民活動団体等の NPO に融資や物品・人材支援を行う「特定非営利活動法人 NPO 夢バンク」によって構成される。



(出所) NPO 夢バンク ホームページ

図 18 NPO 夢バンクの仕組み

出資、配当等

NPO 夢バンク事業組合への出資は、20 歳以上の個人または企業や団体等ならば行うことができる。1 万円以上（1 口 1 円単位、10,000 口以上）から出資できる。出資金の元本は、保証されたものではない。出資金は、出資者の請求があった場合、3 月の決算終了後、4 ヶ月以内に払戻しを行う。

NPO 夢バンク事業組合への出資金は、その全額が NPO 法人 NPO 夢バンクに融資される。NPO 法人 NPO 夢バンクには、理事会や融資審査委員会があり、融資に当たっては、学識経験者、金融機関職員、税理士や NPO の実務家が審査を行う。

事業組合の決算後に余剰が生じた場合は配当を行うことが予定されているが、当分の間、貸し倒れに備えるため、NPO 法人 NPO 夢バンクに対する融資は無利息で行われる。したがって、当分の間、事業組合には余剰金が生じないため、配当を行うことはない。

融資の方針

NPO 夢バンクは、長野県内の NPO 等民間非営利組織の多くが直面している立ち上げ資金や運営資金の不足を解消し、それらの団体の基盤強化を総合的に支援することを目指して、以下のような融資条件を設定している。

表 27 NPO 夢バンク事業組合の融資条件

融資対象者	長野県内に主たる事務所を置く非営利組織
融資期間	3 年以内
金利	年利 3% 以上（固定）
融資額	上限 300 万円
資金使途	立ち上げ資金（設備資金を含む） 運営資金
保証	代表者と連帯保証人 1 名を基本。融資内容により変化。
返済方法	期日一括返済、元利均等毎月返済、元金均等毎月返済。

（出所）NPO 夢バンク ホームページ

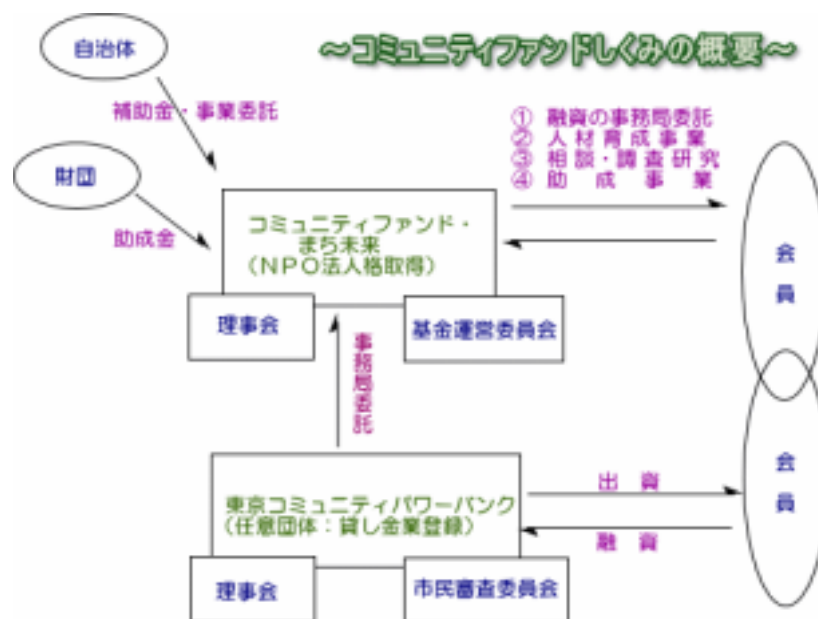
（４）東京コミュニティパワーバンク（東京都新宿区）

概要

東京コミュニティパワーバンク（東京 CPB）は、いきいきとした市民社会の創造の主体であるワーカーズコレクティブ、NPO 等の市民事業の資金源を豊富化するために、個人や団体からの出資を原資とした地域内資金循環のしくみをつくり、新しい市民社会の実現に寄与することを目的として 2003 年に設立された。「東京

コミュニティパワーバンク」が出資を募り、融資を行う。2004年4月から貸付を開始する予定。

東京コミュニティパワーバンクでは、市民事業を育て地域に定着させることを目指している。そのために必要な資金、人材、情報等の支援を展開していく計画。そこで、「NPO法人 NPO コミュニティファンド・まち未来」が東京コミュニティパワーバンクの委託により、専門家による相談事業や人材育成事業を行う。



(出所) 東京コミュニティパワーバンク ホームページ

図 19 東京コミュニティパワーバンクの仕組み

出資、配当等

東京コミュニティパワーバンクへの出資は、18歳以上の個人（後見人の同意があれば18歳未満の個人も可）または法人その他の団体が行うことができる。出資額は、個人の場合は5万円以上（1口5万円、1口以上）、団体の場合は15万円以上（1口5万円、3口以上）から行うことができる。出資金の払い戻しの請求は各年度末の一定期間に行うことができる。ただし、緊急に払い戻しが必要となった場合は、理事会での承認を経て払い戻しが可能。

事業実績によっては出資金額に応じて配当を出すことになりるが、将来の貸し倒れリスクに備えて積立金を積むため、当面は配当を出すことは難しい。

融資の方針

東京コミュニティパワーバンクでは、融資申請を受理後、市民審査委員による書面審査と面接審査が実施される。その結果と団体の財務諸表や事業計画書等を

資料に、その団体の目的の社会性や返済可能性等を考慮しながら、市民審査委員会で融資を実行するか否か、実行する場合の金利等を討議し、理事会で決定する。

表 28 東京コミュニティパワーバンクの融資条件

融資対象者	主な融資対象は、地域コミュニティの活性化を目的としたワーカーズコレクティブやNPO、その他市民事業者
融資期間	
金利	年利 2%前後。具体的な金利は、融資先の事業状況や資金用途等に応じて、審査委員会で決定する。
融資額	出資額の最大 10 倍が融資限度額。ただし、原則として 1 件あたり 1,000 万円を超えることはできない。1 年以内のつなぎ融資の場合は、出資額の最大 30 倍を限度額とする。
資金用途	
保証	原則無担保。ただし、連帯保証人は団体の代表者含む 2 名以上必要。
返済方法	1 年を越える長期貸付の場合、毎月決まった額を指定口座に振り込み返済（元利均等返済）。1 年未満の短期貸付の場合は、毎月金利のみを返済し決まった期日に元金をまとめて返済する方法（元金一括返済）。

（出所）東京コミュニティパワーバンク ホームページ

第2節 社会的責任投資を自立的な発展軌道に乗せるには

社会的責任投資を自立的な発展軌道に乗せるには、二つのアプローチが必要であると考えられる。第一は、社会的な事業活動が活性化する環境整備である。社会的な事業活動が活発化していく状況があって初めて、そのための資金需要が生まれると同時に、そのことを積極的に評価していこうとする行動が生まれることになる。

経済的価値のほか、環境的価値、社会的価値を同時に実現する企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体が増える傾向にあることは既に確認したとおりである。

しかし、民間企業に対する社会的責任の要請には、次のような疑問の声も聞かれる。

こうした企業評価は欧米の価値観の一方的な押し付けではないか。

- ・ アングロサクソン流コーポレート・ガバナンスは絶対に正しいか。
- ・ 歴史的背景を無視して「企業のあり方」を評価できるか。

国内の内発的な「市場の構造変化」の帰結なのか。

- ・ 国内の消費者運動、株主行動、NPOのプレッシャーは大きくなっているのか。
- ・ 世論は、例えば途上国問題への関心を深めているか。

CSRは企業業績に本当に結びつくのか。

- ・ CSRは企業のコスト増要因になるだけではないのか。
- ・ 社会問題への対応は本来は、政府が担うべき役割ではないのか。

また、「新たな経済主体としてのNPOに関する調査研究報告書（2002年3月、経済産業研究所）によれば、NPO法人が抱える「資金面」での問題点、課題として以下のことが指摘されている。

事務局スタッフ等の人件費確保。

- ・ 財政基盤が十分でないので活動に制約を受ける。少数の専従職員にさえも十分に報酬を出せない。
- ・ 資金不足のために人件費の支払いが問題となっている。

代表の個人負担による活動維持からの脱却。

- ・ 代表の個人負担によって事務所賃貸料やその他電話・光熱費等を支払っているのが現状である。

自己資金源のベースである会費（会員）の減少や伸び悩み。

- ・ 医療福祉に貢献するため、現在、会費制で資金を集め活動しているが、会員の高齢化で活動資金が減少しつつある。

会費・寄付金。事業収入等の資金源の多様化

- ・ 教育ボランティア活動の受益者である子供たちの参加にともなう出費負担を極力抑えているが、寄付金や収益事業の難しさから、ボランティア会費と参加費に頼らざるを得ない。

行政系資金に依存しているため、自己資金源の確保が課題。

- ・ 行政の委託料が主な収入であり、慢性的な資金不足の状況にある。従って、無給のボランティアの力に頼らざるを得ない。
- ・ 収入財源に対する委託費の比重が大きく、公的資金への依存度が大きい。基金の金利果実、公的資金等の減額が予想される中、自主財源の確保、資金調達力の向上、事業企画遂行のための専門性向上（スタッフのスキルアップ）が課題。

行政等による安定的な委託事業収入の確保が課題。

- ・ 助成金に頼らず自立していけるように事業収入を増やしたいが、車両経費等も並行してかかるので、行政からの委託金等安定した収入を得たい。労働に見合った人件費を支給し、社会保障等の保障も早く実施できる団体にしたい。

資金源が綱渡り状態のために長期的な事業計画を立てにくい。

- ・ 公的助成は一切なく、一般からの寄付と民間助成団体への助成申請で事業を行っているため、長期的事業計画を立てることが難しい。

NPO 法人を理由に金融機関からの融資が受けられない。

- ・ NPO 法人というだけで事業設立のための開業資金等、金融機関からの資金調達ができない。

特に、社会的な課題の解決に関わっている民間企業以外の事業体では、旺盛な事業拡大意欲を有しているか、将来のキャッシュフローを前提にした旺盛な資金調達意欲を有しているかを見ると、必ずしもそうはいえない面がある。

この理由の一部は、そもそも社会的な事業活動を行おうとする動機自体が、旺盛な事業拡大意欲や旺盛な資金調達意欲と馴染まないとする指摘もある。

第二は、新たな資金の流れの構築に向けた環境整備である。ここでは、新たな投資基準の設定や株主行動等の投資活動によって企業の社会的活動を促進するという観点と、新たな資金の出し手を育成していくという観点から検討する必要がある。

まず、前者の観点から、特に、金融機関がこうした社会的責任投資の仲介主体としての取り組み意欲を強めていくことが必要である。金融機関が自社の「企業社会責任」を高める立場から取り組みを図っていくこと、また一部は金融機関としての新たな事業機会として取り組みを図っていくことが考えられる。

狭義の社会的責任投資について、その事業化に熱心な金融機関もあるが、そうでないところもある。消極的意見を代表する声としては、以下のようなものがある。

- ・ 社会的責任投資が『受託者責任』の考え方に照らして位置付けが明確でない。法的裏付けが明確でない。
- ・ 資金運用におけるリスク低減のため株式の運用比率を減らしていこうという一般的な趨勢がある。社会的責任投資の資産運用にかかわる有効性が合理的に説明できるデータや確証を持つには至っていない。
- ・ 企業社会責任が長期的には企業価値向上に結びついていくという考え方があるが、これが全てにはなりえない。企業社会責任は一義的にはその会社が考えること、その次は消費者の考えること、ではないか。
- ・ 金融機関が年金運用に社会的責任投資の考え方を適用するには、年金基金の側から明確な要請があることが前提になる。

大和インベスター・リレーションズ株式会社が2002年12月5日～20日に、日本国内の主要な日系・外資系証券会社調査部門及び機関投資家127名（ファンドマネージャー34名、バイサイドアナリスト30名、セルサイドアナリスト50名、その他13名）からアンケートの回答を得るかたちで実施した「社会的責任投資（SRI）の日本企業への影響」と題する調査結果では、以下の結果が示されており、「SRIは、総合的には普及するものの時間がかかるというのが現在の大勢の見方となっている」と報告は結論付けている。例えば、社会的責任投資ファンドの改善すべき点としては、「ファンドについての情報が不足している」、「運用内容がわかりにくい」、「知名度不足」、「他の金融商品との区別がつきにくい」、「どこで手に入れてよいか分りにくい」等の指摘が多くあるが、これらに関しては、新たな資金の流れを仲介する金融機関側の一層の環境整備が求められている面がある。

社会的責任投資（SRI）の認知度

- ・ SRIの認知度について質問したところ、全体で「よく知っている」、「知っている」を合わせて76.4%と、関心の高さをうかがわせた。
- ・ 職種別では、バイサイドアナリストが「よく知っている」、「知っている」を合わせて93.4%、同様にファンドマネージャーが82.3%、セルサイドアナリストが62.0%となり、運用現場での関心がより高いことがわかった。

SRIによる、レポート作成（株価格付け）や投資銘柄選択への影響

- ・ 全体で「かなり影響している」3.9%、「影響している」33.1%を合計した37.0%が業務になんらかの影響がでていると回答している。「影響はない」は33.9%、「わからない」は24.4%。

日本で SRI が普及するかどうかについて質問

- ・ 全体では「はい」が 55.9% 「いいえ」が 36.2%、「未回答」7.9%となった。バイサイドアナリスト、ファンドマネージャーセルサイドアナリストとも「はい」が過半数を上回っている。
- ・ コメントによると、「はい」と回答したファンドマネージャーは、「社会的責任を果たせない企業の事業リスクへの認識が高まる」、「長期的には普及すると思うが、投資家サイド（特に個人投資家）の SRI への理解が深まるにはかなりの時間がかかる」と考えている。
- ・ 「いいえ」と回答したアナリストは、「浅薄な流行」、「ポリシーがはっきりせず、ファンド毎の哲学もみられない」と厳しい見方をしており、「日本の場合、社会モラルが規範として成立するより『恥』の文化や企業内規範が基盤であるため、欧米のような SRI は成立し得ないと思われる」としている。

SRI は、総合的には普及するものの時間がかかるというのが現在の大勢の見方となっている。

2002 年に環境省が行った「我が国における社会的責任投資の可能性に関する調査 日米英の 3 か国比較 報告書」では、次のような回答結果が示されており、社会的責任投資を提供する金融機関の側の主として情報提供面での課題が明らかになっている。

- ・ エコファンドや社会的責任投資ファンドを購入していないし関心もない理由としては、「商品内容がよく分からないから」(56.8%) が最も多く、次いで「他の商品と比べ、収益を期待できない」(25.6%)、「環境保全等対応促進につながらない」(23.2%) と続く。

表 29 社会的責任投資ファンドを購入していないし関心もない理由

カテゴリー名	n	%
商品内容がよく分からないから	71	56.8
他の商品と比べ、収益を期待できない	32	25.6
環境保全等対応促進につながらない	29	23.2
ファンドのスクリーニングの信頼性が低いから	22	17.6
他の商品と比べ、リスクが高い	16	12.8
他の商品と比べ、組み入れ銘柄が変わらない	16	12.8
その他	6	4.8
無回答	2	1.6
非該当	1545	
全体	125	100.0

(出所) 環境省「我が国における社会的責任投資の可能性に関する調査

- ・ エコファンド、社会的責任投資ファンドの改善すべき点としては、「ファンドについての情報が不足している」が最も多く、67.1%である。次いで「運用内容がわかりにくい」が49.1%、「知名度不足」が43.9%と続く。

表 30 エコファンド、社会的責任投資ファンドの改善すべき点

カテゴリー名	n	%
ファンドについての情報が不足している	298	67.1
運用内容がわかりにくい	218	49.1
知名度不足	195	43.9
他の金融商品との区別がつきにくい	175	39.4
どこで手に入れてよいか分かりにくい	174	39.2
収益性が期待できないというイメージがある	130	29.3
購入単位が高額だ	98	22.1
投資アドバイザーの理解不足	60	13.5
その他	11	2.5
ファンドについての情報が過剰である	5	1.1
無回答	9	2.0
非該当	1226	
全体	444	100.0

(出所) 環境省「我が国における社会的責任投資の可能性に関する調査」

次に、新たな資金の出し手の育成という後者の観点からは、仮に、社会的な事業活動を行う側に旺盛な資金調達意欲があったとしても、資金の出し手の側に「経済的対価を求めない意識」、「経済的対価を多少犠牲にしても社会的価値の実現を求める意識」、「同じように経済的対価を求めるのであれば、社会に好影響を与えるものを選択しようとする意識」がなければ、新たな資金の流れは生まれないという問題意識に立ったものである。したがって、資金の出し手の意識啓発も重要な課題となる。この点に関しては、資金の出し手の側に意識啓発を求めるのではなく、社会的責任投資をより限定的に捉えて、「社会的な事業活動が経済的対価をより一層拡大させることができる」という点を実証することの方が有効だとする意見もある。また、「社会的価値の実現の意義」を云々する以前に、わが国の資金の出し手の安全性志向を変えていくことが先決であるという意見もある。

家計部門の金融資産選好の実態については、家計の安全性志向が一層強まっている状況。2003年の家計の金融資産に関する世論調査でも、貯蓄の安全性を高めるため、3割強の世帯が「何らかの行動をした」と回答した。預貯金（郵便貯金を除く）残高が1千万円超の世帯に限ってみると、「何らかの行動をした」と回答した世帯は6割強に達している。その具体的な行動としては、「1金融機関への預金金額が1千万円を超えないように、預け入れ先を複数に分散した」が6割強、「信用度の高い金融機関に預け替えた」が4割弱となったほか、「1千万円を超える部分を普通預金などへ預け替えた」が2割弱、「1千万円を超える部分で、他の資産（国債や金など）を購入した」が1割弱となった。今後については、約6割

の世帯が「何らかの行動をしたいと思う」と回答しており、これを預貯金（同）残高 1 千万円超の世帯に限ってみると、その構成比は 8 割強となった。

さらに、同調査では、金融商品の選択に関する自己責任の受け止め方について、「預貯金（外貨預金は除く）」や「保険」について、5 割弱の世帯が「自己責任と言われても困る」と回答しており、その構成比は前年比増加した。また、「株式」、「外貨預金」、「デリバティブ」といった商品についても、1 割前後が「自己責任と言われても困る」と回答した。このうち、「預貯金（外貨預金は除く）」に関し、預貯金（郵便貯金を除く）残高 1 千万円超の世帯についてみると、なお 4 割が「自己責任と言われても困る」と回答し、「自己責任を持つのは当然である」との回答（4 割弱）を上回っている。

事実、「家計の金融資産に関する世論調査」によれば、金融商品の選択基準について、安全性（元本が保証されているから、取扱金融機関が信用できて安心だから）を基準にする人の割合は、増える傾向にあり、収益性（利回りがよいから、将来の値上がりが期待できるから）を基準にする人の割合は減る傾向にある。

表 31 金融商品の選択基準（％）

	収益性	安全性	流動性	商品内容	その他
昭和 52 年	23.0	41.9	26.9	-	5.4
昭和 53 年	22.8	42.3	27.0	-	4.1
昭和 54 年	24.7	43.1	25.0	-	4.4
昭和 55 年	24.8	40.4	27.2	-	4.2
昭和 56 年	27.6	38.8	24.4	-	4.1
昭和 57 年	25.6	41.1	24.7	-	3.7
昭和 58 年	29.1	38.1	24.2	-	3.3
昭和 59 年	32.0	37.7	22.8	-	3.6
昭和 60 年	32.0	43.0	22.8	-	1.3
昭和 61 年	34.0	44.0	20.1	-	1.0
昭和 62 年	25.5	46.9	25.5	-	1.4
昭和 63 年	23.7	46.1	26.1	-	2.4
平成元年	26.1	45.1	25.3	-	2.0
平成 2 年	28.3	41.0	26.9	-	2.6
平成 3 年	29.1	37.0	28.1	-	4.4
平成 4 年	27.9	41.2	27.3	-	2.8
平成 5 年	25.3	43.5	27.0	-	3.4
平成 6 年	24.5	43.1	27.7	-	3.7
平成 7 年	22.3	45.0	29.3	-	3.0
平成 8 年	19.3	46.8	30.2	-	3.4
平成 9 年	15.3	49.3	30.9	-	4.1
平成 10 年	14.9	52.5	29.2	-	3.3
平成 11 年	15.5	55.9	25.5	-	2.8
平成 12 年	16.5	54.7	24.9	-	3.2
平成 13 年	17.0	51.1	26.5	1.5	3.9
平成 14 年	14.2	53.0	28.3	1.7	2.9
平成 15 年	15.3	54.2	26.0	1.8	1.1

（出所）「家計の金融資産に関する世論調査（平成 15 年）」《時系列データ》

以上のような基本的認識を踏まえ、次頁以降に示すような政策メニューならびに具体案を構想した。これらの政策メニューならびに具体案は、6 頁の見取り図と対照させると下のよう位置付けることができよう。

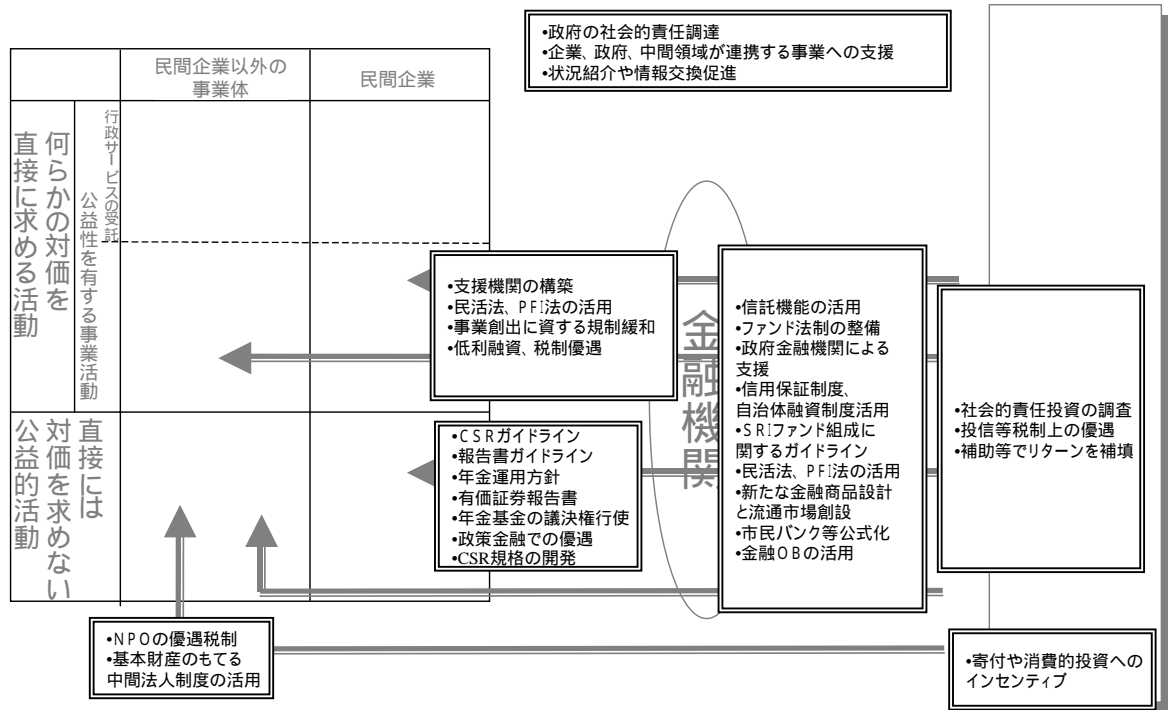


図 20 社会的責任投資を自立的な発展軌道に乗せる政策メニューならびに具体案

なお、このように社会的責任投資が自立的な発展軌道にのってくれば、「政府セクターに関する資金の流れ」も変容を遂げていくことであろう。すなわち、民間企業が本来、政府セクターが担っていた一部の役割、機能を代替する状況が促進され、これによって「政府セクターに集中する資金の流れ」を変化させることができるからである。

表 32 政策メニューならびに具体案

目的	政策メニュー	具体案
企業の CSR の推進	EU 同様の中立的主体による CSR / SRI に関するガイドライン等の整備	
	企業の情報開示を促進する枠組み	CSR 報告書ガイドライン等の作成
		年金基金の開示基準策定
		ソーシャルラベルの制度導入
		取締役の責務に環境・社会リスク把握を明記
		有価証券報告書等への CSR にかかる事項の追加の検討
	積極的な議決権行使を促すための方策	年金基金等における先導的实施
	CSR 促進のインセンティブ付与	政策金融の投融資スキームの活用 (I S O 14001 融資制度等)
	企業の表彰・顕彰	
CSR 規格の開発	I S O での議論への積極的な働きかけ	
政府調達において、グリーン調達に加えて社会的責任調達を導入する問題点等を検討		
コミュニティビジネスの育成	金融面・事業面での継続的な支援機関の構築	
	組織面での制度整備	NPO の優遇税制適用に当たっての要件緩和 基本財産を持てる中間法人制度の活用
社会的事業活動の市場創造	事業創出に資する規制緩和や低利融資・税制優遇	高齢者移送サービスへの参入規制
		保育サービス実施に係る各種規制
		自家発電電力購入の枠組み
	企業、政府、その中間領域がそれぞれ連携する事業への支援	企業が NPO などを支援する場合に、一部を政府が肩代わり支援 企業が PFI 事業、政府セクターの民営化の担い手となる場合の支援
個人による資金運用	社会的責任投資動向に関する調査	
	社会的責任投資に関するインセンティブの検討	投資信託や未公開株式に関する税制上の整備
		寄付や消費的な投資に対するインセンティブ
		補助金や税制によるリターンの適正化
	投資家教育	
オリジネーション機能の高い新たな資金仲介主体の育成	社会的責任投資を担う受け皿の育成	信託機能の活用 (信託業法改正等)
		ファンド法制の整備 (有限責任組合法改正等)
		政策金融機関による支援 (受け皿組成支援やファンドに対する先導的出資、相談窓口の創設)
		信用保証制度・自治体制度融資のメニューへの組み込み
		SRI ファンド等組成に関するガイドラインの作成 (事業失敗時における担保確保などの対応策、バックアップライン設定・裏書など確実な資金調達を担保するための方策)
		民活法や PFI 法の活用可能性の検討
		資本市場が受け入れ可能な金融商品の設計とそれに伴う流通市場制度に係る検討 (ESCO ファンドや新エネルギーファンド等、これらファンドの上場時の開示関係法規や上場関係諸規則の改正)
	コミュニティ金融に対する支援	要件を満たす市民バンクを信用組合に認定し、預金保険など金融システムに組み込む
		金融等の専門的なノウハウを持った退職者等の活用

4章 政策の方向性（我が国及び海外のこれまでの取組）

第1節 企業の社会的責任に着目した検討（企業のCSRの推進）

1. EU同様の中立的主体によるCSR/SRIに関するガイドライン等の整備

欧州では、アンチ・グローバル化の意識、安全や環境に対する高い意識、米国流グローバル化に対する欧州のアイデンティティの発揚、財政規模の制約や政府の限界、産業空洞化対策、労働組合、NPOと連携した政策づくりの伝統、社会民主主義への一定の支持等を背景として、企業のCSR推進を政策課題と位置付けている。

EUの行政執行機関である欧州委員会は2001年7月に“Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility”と呼ばれるグリーンペーパーを発行。CSRの考え方を整理した。

ここでは、「数多くの欧州企業が、さまざまな社会的、環境的、経済的な圧力への答えとしてCSR戦略を推進しようとしている」欧州企業は、関係する従業員、株主、投資家、消費者、行政セクター、NPOに対して、CSRによって、ひとつのシグナルを送ろうとしている」「そのことによって、企業は将来に対する投資を行い、自分たちが自発的に行おうとするコミットメントが将来の利益を増加させることに繋がると期待している」と述べられている。そのうえで欧州連合は、「企業社会責任が競争力ある経済を作る」という考え方のもと、「企業の社会的責任はリスボンで決定された戦略的目標へプラスに貢献するものと、欧州連合は考えている。つまり、『より多くのより良い仕事と、より社会的に一体性をもちながら持続的経済成長が可能な経済、世界で最も競争的で、力強い知識基盤型経済』をそれは実現させる」と述べている。

2002年7月には、“Corporate Social Responsibility: a business contribution to Sustainable Development”と題するコミュニケーションペーパーを発行。今後のCSR推進の公共政策に関する基本戦略を提示している。ここで述べられているのは、CSRを促進させることにつながるツールとして、行動規範（Code of Conduct）、マネジメント規格（Management standards）、会計、監査、報告制度（Accounting, auditing and reporting）、ラベル制度（Labels）、社会的責任投資（Socially responsible investment）の5つを挙げたうえで、欧州連合は労働・社会保障政策、産業政策、環境政策、消費者保護政策、政府調達政策のすべての政策にCSRの観点を統合させていくことを表明している。

さらに、2002年10月にはEUマルチ・ステイクホルダー・フォーラムが発足。2004年年央までに、欧州委員会がCSR推進に関していかなるアクションを次にとるべきであるかを答申するよう要請している。また、欧州委員会は政府セクターの調達基準にCSRの事項を盛り込むことを検討。EU統合株式市場の構想にお

いて、企業の環境・社会面の情報開示の制度化も検討されている。

これに対して、わが国の経済界では、企業の社会責任の推進を政府セクターが主導することへの警戒感が強い。2004年2月に公表された日本経団連の「企業の社会的責任（CSR）推進にあたっての基本的考え方」では「CSRは官主導ではなく、民間の自主的取り組みによって進められるべきである」として「本来、社会的責任に配慮した経営や、その情報発信、コミュニケーション手法等は、企業の自主性、主体性が最大限に発揮される分野であり、民間の自主的かつ多様な取り組みによって進められるべきものである。また、官主導の取り組みは、簡素で効率的な政府づくりにも反する。よって、CSRの規格化や法制化に反対する」と述べている。

これまで、CSRの全体論については、政府レベルでの議論はされてこなかった。今後は、CSRが企業の自主的取組であるという認識を踏まえつつも、CSRの基本的考え方の整理も含め、政府がどのように関わっていくべきなのかについて検討する必要がある。

2. 企業の情報開示を促進する枠組み

企業の情報開示を促進する枠組みとしては、CSR報告書ガイドライン等の作成、年金基金の開示基準策定、ソーシャルラベルの制度導入、取締役の責務に環境・社会のリスク把握を明記、有価証券報告書等へのCSRにかかる事項の追加の検討などの具体案がある。海外においては情報開示を促進する枠組みが先行して整備されてきているという状況がある。

(1) CSR報告書ガイドライン等の作成

CSR報告書ガイドラインとしては、オランダに本部を置くGlobal Reporting Initiative(グローバル・リポーティング・イニシアチブ、GRI)が作成した「GRI・サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002」がある。

GRIは企業全体レベルの「持続可能性報告書」について全世界で通用するガイドラインを立案するというを目的に、米国のNPOでセリーズ原則を策定したCERES(CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies)や国連環境計画(UNEP)が中心になって1997年秋に設立された。GRIへの参加者は世界の企業、NPO、コンサルタント、会計士団体、事業者団体等で、環境報告書に関して活動している団体や個人を網羅していた。現在もキーワードとしてマルチ・ステークホルダーの包含をあげておりGRIの価値の基本になっている。

設立以来ガイドラインの取り組みに着手し1999年3月には公開草案を発表しパイロット・テストを経て2000年6月に第一版を発表した。社会全体が急速に変化している中でガイドラインも定期的に見直す必要があることから当面2年な

いし 3 年毎に見直しをする方針を掲げ、2002 年 8 月に 2002 年版のガイドラインを発表している。

表 33 GRI ガイドライン 2002 が示す情報開示の項目

分野	側面
経済	直接的な経済的影響 顧客 供給業者 従業員 出資者 公共部門
環境	環境 原材料 エネルギー 水 生物多様性 放出物、排出物および廃棄物 供給業者 製品とサービス 法の遵守 輸送 その他全般
社会	労働慣行および公正な労働条件 雇用 労使関係 安全衛生 教育訓練 多様性と機会
	人権 戦略とマネジメント 差別対策 組合結成と団体交渉の自由 児童労働 強制・義務労働 懲罰慣行 保安慣行 先住民の権利
	社会 地域社会 贈収賄と汚職 政治献金 競争と価格設定
	製品責任 顧客の安全衛生 製品とサービス 広告 プライバシーの尊重

(出所) GRI・サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002

上記の図表では、GRI ガイドライン 2002 が示す情報開示の項目を掲げている。例えば、「人権」の「戦略とマネジメント」の項目においては、「業務上の人権問

題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述（監視システムとその結果を含む）、「投資および調達に関する意思決定（供給業者・請負業者の選定を含む）の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証」、「サプライチェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順（監視システムとその結果を含む）の記述」が必須指標とされており、「業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修」が任意指標とされている。また、「製品責任」の「製品とサービス」の項目では、「商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述」が必須指標、「商品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型（これらの違反に課された処罰・罰金を含む）」と「顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム（顧客満足度調査の結果を含む）の記述」が任意指標とされている。

2004年3月現在では、43か国、418社が報告書作成時に、GRI・サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002を参考に行っている状況である。

(2) 年金基金の開示基準策定

英国における、2000年7月の年金法（Pensions Act 1995）改正は、職業年金の受託者は投資方針書において、投資銘柄の選択、保有、売却において社会、環境および倫理に関する考慮を行っているか、行っているとしたらどの程度か、投資に付随する権利（議決権を含む）の行使について規定する方針があるか、あればどのようなものを開示することを求めるという内容であった。

図表で示すように、英国の改正年金法では、 で説明した「投資の銘柄選択、保有、換金において、社会、環境、倫理的な配慮が仮に行われているとして、どの程度か」、「投資に付随する権利の行使（議決権を含む）に関連して、仮にあるのであれば、その方針」という内容が含まれているが、日本の厚生年金保険法では「運用の基本方針」に盛り込むべき事項には、そうした内容はない。

表 34 我が国の厚生年金保健法と英国の年金法における投資方針に関する条項の比較

	厚生年金保険法	厚生年金基金規則
日本	<p>(年金給付等積立金の運用に関する基本方針等) 第136条の4 基金は、年金給付等積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 基金は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる方法（政令で定める保険料又は共済掛金の払込みを除く。）により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第1項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。</p> <p>4 基金の業務上の余裕金は、政令の定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に運用しなければならない。</p>	<p>(運用の基本方針) 第42条 法第136条の4第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 年金給付等積立金の運用の目標に関する事項</p> <p>二 法第百三十六条の三第一項の規定による運用(令第三十九条の十六に規定する保険料又は共済掛金の払込みを除く。)に係る資産の構成に関する事項</p> <p>三 法第百三十六条の三第一項第一号から第三号までに規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者（以下この条において「運用受託機関」という。）の選任に関する事項</p> <p>四 運用受託機関の業務(以下この項において「運用業務」という。)に関する報告の内容及び方法に関する事項</p> <p>五 運用受託機関の評価に関する事項</p> <p>六 運用業務に関し遵守すべき事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、運用業務に関し必要な事項</p>
	Pensions Act 1995	2000年7月施行の改正
英国	<p>35. (1) The trustees of a trust scheme must secure that there is prepared, maintained and from time to time revised a written statement of the principles governing decisions about investments for the purposes of the scheme.</p> <p>(2) The statement must cover, among other things— (a) the trustees' policy for securing compliance with sections 36 and 56, and (b) their policy about the following matters.</p> <p>(3) Those matters are— (a) the kinds of investments to be held, (b) the balance between different kinds of investments, (c) risk, (d) the expected return on investments, (e) the realisation of investments, and (f) such other matters as may be prescribed.</p> <p>(1) 委託スキームの受託者は、スキームの目的のための投資意思決定に適用される基本原則文を書面として準備し、維持し、随時改訂することを確保しなければならない。</p> <p>(2) 原則文はとりわけ以下の事項を対象としなければならない。 (a) 法第36条および法第56条の遵守を確保するための受託者の方針 (b) 以下の事項に関する受託者の方針</p> <p>(3) 前項の規定による事項とは、 (a) 保有する投資の種類 (b) 投資種類の構成 (c) リスク (d) 投資の期待収益 (e) 投資の換金性 (f) その他の規定される事項</p>	<p>The matters prescribed for the purposes of section 35(3)(f) of the 1995 Pensions Act (other matters on which trustees must state their policy in their statement of investment principles) are – (a) the extent (if at all) to which social, environmental or ethical considerations are taken into account in the selection, retention and realisation of investments; and (b) their policy (if any) in relation to the exercise of rights (including voting rights) attaching to investments.</p> <p>1995 年年金法第 35 条 (3)(f) のその他の規定される事項 (受託者が投資原則文のなかで、方針を明示すべきその他の事項) は、 (a) 投資の銘柄選択、保有、換金において、社会、環境、倫理的な配慮が仮に行われているとして、どの程度か (b) 投資に付帯する権利の行使 (議決権を含む) に関連して、仮にあるのであれば、その方針</p>

(注) 和訳はあくまで参考のための仮訳である。

(出所) 日本・厚生労働省ホームページ、英国・Her Majesty's Stationery Officeホームページならびに JUSTPENSIONS, 'SOCIALY RESPONSIBLE INVESTMENT AND INTERNATIONAL DEVELOPMENT', May 2001

この他にも、ドイツにおいて、2001年8月から個人年金ならびに職業年金が、その登録を行う際に、倫理、環境、社会側面を考慮に入れているかどうかを報告することが義務づける法規が発効している。

このような年金基金の開示基準の策定は、社会的責任投資の伸長に大いに貢献したと言われている。

(3) ソーシャルラベルの制度導入

わが国においては、1987～89年、環境庁（現在の環境省）の委託により、（財）日本環境協会が「環境保全型商品推進事業に関する調査」を行い、西ドイツの環境保護ラベル（ブルーエンジェル）などを参考にした「エコマーク」の基本的な考え方が示された。これを受けて（財）日本環境協会が1989年からエコマーク事業を実施している。環境保全に役立つと認められる商品に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることが目的である。2003年3月31日現在で商品類型数64、認定商品数5,476をカバーして、環境配慮型製品の普及促進に一定の役割を果たしていると考えられる。

ベルギーでは、2002年1月に自発的な「ソーシャルラベル」によって製品の社会的配慮を説明することを促進する法律が制定されている。これはILOの8つの基本的な労働協約を遵守するトータルなサプライチェーンを有する製品に対してラベルの取得を認めるという制度で、政府、経済団体、消費者団体、NPOなどからなるステークホルダー委員会の意見聴取を経て、経済省が3年間有効のラベルを発行する。さらに社会的責任製品に関する委員会が、企業を管理し、その進捗をモニタリングするプログラムを実施する。また、経済省によって公認された検査機関が認証を行う。ラベルを取得しようとする企業は、資材等の調達先や生産委託先に関する全ての情報とILOの8つの基本的な労働協約³⁶の遵守を証明する資料を提出する。これに対して、検査機関が聞き取りを含む調査を実施し、ステークホルダー委員会に対して提出される報告書を作成する段取りとなっている。また、経済省は毎年、ラベルの適用状況を国会に報告することになっている。

こうした「ソーシャルラベル」制度を、「エコマーク」制度の拡充の方向性として検討することもひとつの選択肢である。

³⁶ Forced Labour Convention (1930) \ Freedom of Association and Protection of the Right to Organize Convention(1948) \ Right to Organize and Collective Bargaining Convention(1949) \ Equal Remuneration Convention (1951) \ Abolition of Forced Labour Convention (1957) \ Discrimination (Employment and Occupation) Convention(1958) \ Minimum Age Convention(1973) \ Convention concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour(1999)の8つの中核的労働基準を指す。

(4) 取締役の責務に環境・社会のリスク把握を明記

英国では、現在、Company Law (わが国の商法に相当) の見直しに関する議論が行われている。この中でも、企業の社会的責任に関連した事項の必要性が指摘されている。

2002年7月に公表された法律試案では、まず、「取締役の義務に関する一般原則」において、「取締役は重要性のある要因を誠実に考慮に入れて意思決定をしなければならない」とされ、「重要性のある要因」の事例として、従業員、取引先、顧客との関係強化に関する緊急事項、影響を受ける地域コミュニティや環境に関する緊急事項、企業の名声を維持するための緊急事項を挙げている³⁷。また企業の取締役会が実施を義務付けられている Operating and financial review において、取締役会が意見を述べる際、検査の目的に照らして必要か否かを判断しなければならない情報として、雇用に関する自社の方針、環境問題に関する自社の方針、社会問題・地域コミュニティ問題に関する自社の方針、上記3項目の方針が実施された結果としてのパフォーマンス、その他、自社の名声に影響を与える事項を具体的に挙げている³⁸。

わが国の商法改正の議論においても、こうした動向は参考にできるだろう。

(5) 有価証券報告書等への CSR にかかる事項の追加の検討

南アフリカ

2002年3月に Institute of Directors が発表した“ King Report on Corporate Governance 2002 ”(通称“ King ”)を受けて、ヨハネスブルグ証券取引所は上場規則に企業行動規範(Code of Corporate Practices and Conduct)を設け、統合的な持続性報告(Integrated Sustainability Reporting)を義務付けた(2002年3月以降の年度の事業活動より適用)。

抜粋：

“ every company should report at least annually on the nature and extent of its social, transformation, ethical, safety, health and environmental management policies and practices. The board must determine what is relevant for disclosure, having regard to the company’s particular circumstances.”

³⁷ the Secretary of State for Trade and Industry, “MODERNISING COMPANY LAW Draft Clauses”, July 2002 の Schedule 2 第2項。

³⁸ the Secretary of State for Trade and Industry, “MODERNISING COMPANY LAW Draft Clauses”, July 2002 の Part5-Financial statements and reports Chapter1- Preparation of financial statements and reports の第75項。

情報開示にあたって特に配慮を要する項目として以下のものが挙げられている。

- ・ 健康と安全（エイズを含む）
- ・ 環境管理
- ・ 社会的投資と黒人の経済的エンパワーメント
- ・ 人的資源の開発と機会均等
- ・ 企業倫理規定の策定と実施、及び、実態の開示

オーストリア

1999年以降、会社法（Corporations Law）において、環境情報の開示に関する規定が設けられている。

抜粋：

Section 299 Annual Directors' Report – General Information

(1) General information about operations and activities:

The Directors' Report for a financial year must [include]:

(f) if the entity's operations are subject to any particular and significant environmental regulation under a law of the Commonwealth or of a State or Territory – details of the entity's performance in relation to environmental regulation.

ベルギー

VLAREM（1995年）の条項4.1.8において、有害性・危険性の高い事業活動を行う企業に対して年次の環境報告書の発行を義務付けている。

カナダ

証券委員会（Securities Commission）によって、公開企業に対して、環境 public protection が与える現在及び将来の財務的あるいは事業上の影響について、年次で報告書で開示することを義務付けている。

デンマーク

2001年の年次決算法（Law on Annual Accounts）によって、環境への影響や環境保全の取り組み等、環境問題に関する記述について報告書で開示することが義務付けられている。また、環境会計に関する法律（Law on Green Accounts）と環境エネルギー省（The Ministry of the Environment and Energy）の省令によって、一定の企業（上場企業の約半数）に対して、環境会計の実施が義務付けられている。

フランス

新経済法(New Economic Regulations)に関連する法令 2001-420 において、すべての上場企業に対して、社会・環境に関する情報("how the company takes into account the social and environmental consequences of its activities ") の開示を義務付けている。開示内容については Council Of State が定めているが、特に雇用や環境に関する事項の開示に重点が置かれている点が特徴である。政令で定められた開示要求項目は次の通り。

表 35 フランス新経済法の開示要求項目

分野	定量的開示が望まれるもの	定性的開示が望まれるもの
人的資源		
雇用	総従業員数	
	新規採用数	採用のプロセス
	短期雇用従業員	分析と解釈
	レイオフ	分析と解釈
	契約社員	分析と解釈
		アウトソーシング、下請
	リストラの影響緩和努力	
組織	時間外労働	分析と解釈
	勤務スケジュール	
	長期欠勤	分析と解釈
報酬	労働分配率の経緯	
	給与支払税	
福利厚生		詳細
機会均等	各ポストでの女性の調和	詳細と分析
労働力における障害者雇用		
安全衛生		職場環境
労働災害の詳細		
職業訓練		詳細
地域社会との関係		
地域的な影響		地域コミュニティへの調和
地域的連携		環境 NPO、消費者団体、教育機関との接触
労働協定		ILO コア労働条約の子会社への適用

		ILO コア労働条約の下請への適用促進
海外での地域開発		
環境		
資源消費	水	
	エネルギー	再生可能エネルギーの使用
省エネ推進のプロジェクト		
	未利用資源 / 天然資源	
	土地利用	
排出	大気、水、土壌、臭気、騒音、廃棄物	
生物多様性への影響		影響を減じる取り組み
		動植物の再生
環境マネジメント		監査、認証方針
		法令遵守
	費用支出	
		環境マネジメントの構造と組織
		従業員意識と研修の取り組み
		環境リスクマネジメント
	環境リスクに対する規定	
	罰金	
		海外子会社の環境マネジメントへの統合

(出所) Arese PRESS RELEASE 5 March 2002

ノルウェー

1999年の会計法 (Accounting Act) によって、すべての企業が年次財務報告書において環境情報を開示することが義務付けられている。環境情報には、職場環境も含まれる。付属ガイダンスにおいて、相当数の環境・社会に関する指標が示されている。

抜粋：

3.3 Directors' Report:

3: Information about the working environment:

An account must be given of the working environment and an overview must be given of implemented measures that are of importance to the working environment. In addition, separate information is required about injuries,

accidents and absence due to illness.

4: Information about conditions that may affect the external environment:

An account must be give of matters relating to the enterprise, including its resources used in production and products, which contribute to an impact on the external environment and of the measures which have been implemented or are being planned to prevent or reduce negative impacts on the environment.

スウェーデン

年次会計法（Annual Accounts Act）の改正（1999年より施行）により、政府から環境関連の許認可を得ている企業等は、年次報告書において簡単な環境情報（主に許認可等に関連するもの）の開示を義務付けられている。

オランダ

1997年の環境保護法（Environmental Protection Act）で、一定の企業に環境報告書の発行を義務付けている。これにより、約250社が一般・政府向けに2冊の報告書を作成している。

カナダ

カナダでは、Public Accountability Statements Regulations によって、2002年3月から、10億カナダドル以上の株主資本をもつ連邦政府監督対象の金融機関が、「慈善的寄付」「中小企業融資」「税支払い」「支店閉鎖」「地域開発への貢献」について情報を開示することが義務づけられた。

オーストラリア

オーストラリアでは、Financial Services Reform Act（Corporations Act）によって、一般的な投資商品で、「投資対象の選択、保持、売却にあたって、労働基準、環境的配慮、社会的配慮、倫理的配慮が考慮されているか否か」、「されているのであればその方法や重み付けなど、どのように考慮しているか」、「銘柄の保持と売却に係わる方針は何か」を情報開示することが、当該投資商品の発行者に義務づけられることになっている。（発効は2004年3月11日、公開は2005年3月11日以降）

わが国においても、既に、経済産業省が作成した「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」、環境省が作成した「環境報告書ガイ

ドライン（2002年度版）」が存在しているが、いずれも環境情報の開示を中心に想定したものとなっており、今後、その対象範囲の見直しが必要になる。

2004年3月には国会に「事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保する」ため「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」が提出され、審議されている。ここで、特定事業者は、特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定めるとされている。

また、環境以外の面においても、1990年代終わりから2000年代初頭に相次いだ企業不祥事を踏まえ「リスク新時代の内部統制（リスクマネジメント一体となって機能する内部統制の指針）」が2003年6月に、経済産業省において取りまとめられており、例えば、有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況の開示などに活用できると考えられる。

3. 積極的な議決権行使を促すための方策

企業の環境の取り組みやCSRを促進する主旨の議決権行使やその他の株主行動を行いやすい方向へと、制度や取り巻く環境を変えていくことも必要だと考えられる。ここでは、わが国の株主総会の活性化を考えるにあたっての参考として、米国と比較しながら、株主行動に関連する差異について以下に整理をすることとする³⁹。今後、株主行動を促すための方策を検討する上で重要な論点になる。

（1）株主提案に対するマイナスの評価

わが国では株主提案を行うこと自体が奇異の目で見られる傾向にあり、一般投資家からの提案は機関投資家からほとんど支持されることがない。また、会社側も株主提案を歓迎している状況にはない。このような株主行動へのマイナスの評価やイメージが株主行動の活性化の一つの障害となっていると言える。

米国では株主提案を行うこと自体がマイナスの評価を受けることはない。また、年金基金等の機関投資家だけでなく、個人投資家が出した株主提案も幅広く高い支持を集めているという特徴がある。

（2）株主提案が会社との対話・合意に結びつきにくい

わが国では、株主提案を行う場合はその内容を株主総会の開催日の2ヶ月前ま

³⁹ 米国の株主行動の現状やわが国と米国との制度的差異については、一部、米国 IRRC（Investor Responsibility Research Center）の石田猛行氏のコメントを参考としている。

でに会社に通知することになっている。したがって、株主提案から総会までに、提案株主と会社の間で十分に話し合いをする時間が法律上、十分に確保されているとは言いがたい。とは言うものの、自主的に株主が株主提案の期限に先立って余裕を持って提案を会社に通知することは可能であり、その意味ではむしろ、株主側・会社側の双方に自発的な話し合いの姿勢が希薄であるということが課題であるといえる。特に、株主側から積極的に会社との対話を求めていく姿勢が必要ではないかという声がある。

一方、米国では、株主提案は召集通知を株主総会開催日のおよそ4ヶ月前に会社に通知しなければならない。これには、米国では株主提案が株主総会で過半数の支持を得ても取締役会を拘束しないので、むしろ、株主提案後の会社と提案株主との話し合いのプロセスが非常に重要視されているという背景があると考えられる。1999年の株主提案数と株主提案取り下げ数をそれぞれ100とすると、2003年にはそれぞれ130、170に増加し、株主提案取り下げ数の伸び率が株主提案数のそれを大きく上回った⁴⁰。株主提案の取り下げ数は、エンロン事件後の2002年と2003年に加速的に増加しており、会社が株主に耳を傾け、株主総会に付議されるに至る前に提案株主との間で一定の合意に達するケースが増えているものと推測される。

(3) 株主間のコミュニケーションについて

わが国では、平成14年7月から平成15年6月に開催された総会における株主提案数は31件で、そのうち株主総会に付議されたのは16件に留まっている⁴¹。提案権の行使には総会の効率性の観点から「総株主の議決権の1%または300個以上の議決権を有していること」が必要であり、特に個人投資家が株主提案権を行使することは難しいのが現状である。よって、株主提案の促進にあたっては、株主提案権行使の要件を満たす株主の賛同を得るために、株主間のコミュニケーションを円滑にする努力が必要だという意見もある。

一方、米国では、SIFの調査⁴²によれば、2003年1月から4月に開催された株主総会において、総計641件が提案され、うち264件が総会に付議された。これらのうち310件(うち、付議数は95件)が従来型のコーポレートガバナンスではなく社会・環境に関連する内容であり、CalPERSやニューヨーク市年金基金等の機関投資家だけではなく、個人投資家も株主提案を数多く行っている。

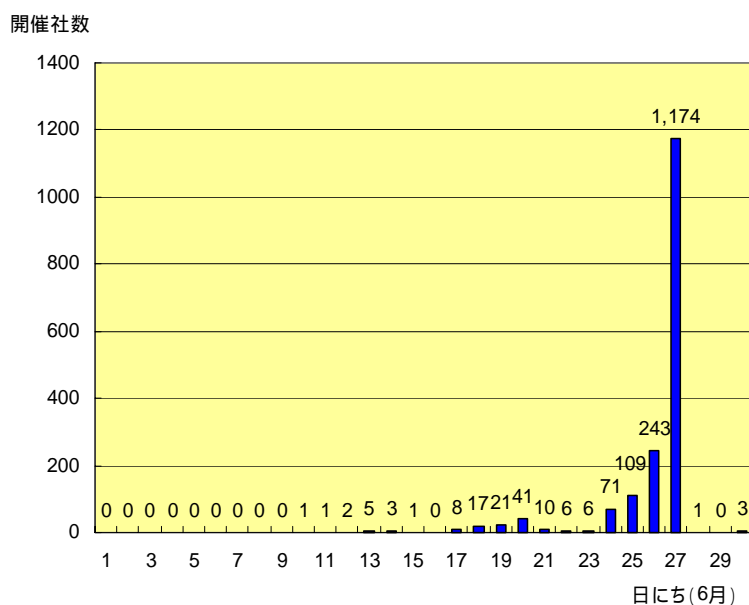
⁴⁰ IRRC 石田氏談

⁴¹ 商事法務 No.1681

⁴² Social Investment Forum, "2003 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States," (December 2003).

(4) 総会日の集中

毎年、3月期決算会社の株主総会の開催日は、6月最終営業日の前営業日（月曜日の場合は前週の金曜日）に集中する。平成15年の集中開催日である6月27日に株主総会を開催した会社は69.3%⁴³で、平成11年を境に一貫して改善を示しているものの、依然として異常な総会日集中が続いている。



*東京証券取引所 市場第一部、市場第二部、マザーズ (出所)東京証券取引所

図 21 平成15年3月期決算会社の定時株主総会開催日集計結果(東証上場会社)

株主総会の開催日時時の主な決定要因には、決算・召集手続の関係(67.8%)、他社の開催日時と合わせる(25.9%)、集中日をできるだけ避ける(18.7%)等がある⁴⁴。依然として、他社の開催日と合わせて株主総会の開催日を選ぶ企業が4社に1社の割合である一方、集中日をできるだけ避けて株主総会の開催日を選ぶ企業も少しずつ増加してきていることは評価できよう。しかし、平成15年にトヨタ自動車に対する株主総会の開催日の変更に関する株主提案が議決権行使総株数の12.8%の賛成票を得る⁴⁵等、株主総会の集中開催の緩和に対する株主の関心もますます高まりを見せており、抜本的な改善が望まれる。

株主総会の開催日が特定の日に集中する原因は、多くの会社があえて一定の特定日を開催日として選択しているからであり、こうした会社姿勢の改善が期待される。

⁴³ 資料版/商事法務 No.232

⁴⁴ 商事法務 No.1681。複数回答形式の調査による。

⁴⁵ 株主オンブズマン「今年の株主総会を振り返って」(2003年7月)

4. CSR 促進のインセンティブを金融取引に付与する方策

(1) 政策金融の投融資スキームの活用

これまでも、既に政策金融において、企業の環境配慮型行動を誘導する方策は実施されてきたところである。

日本政策投資銀行は、母体の一つである旧日本開発銀行が 1960 年度に公害防止融資を開始して以来、環境政策の展開に対応して融資制度を整備し、企業などの対策を支援してきている。その規模は過去 40 年余りの間に約 3 兆円に達しており、融資比率から逆算すれば、およそ 10 兆円の環境対策投資を支援したことになる。2002 年度は 79 件 737 億円の環境対策投融資が行われている。

具体的な投融資制度の構成は以下のようになっている。

環境配慮型企業活動支援

- ・ ISO14001 の取得・更新、化学物質の自主的な管理改善への積極的対応及びエコマーク製品・グリーン購入法特定調達物品等の普及を促進することで、環境保全を図るとともに、環境配慮型の産業基盤整備を図ることを目的とする。

環境負荷低減型エネルギー供給

- ・ 液化ガス発電の効率化、石炭利用における環境負荷低減、天然ガス導入の促進により、CO₂ 排出抑制等を通じて、環境負荷低減型エネルギー供給構造を構築することを目的とする。

循環型社会形成推進

- ・ 環境負荷の発生抑制及び使用済み製品の再使用・再資源化、廃棄物の適正な処理並びに既存ストックの有効活用に資する事業を促進することにより、循環型社会の形成を目指すとともに、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

地球環境対策・公害防止

- ・ 新エネルギー・自然エネルギーの開発、省エネルギー設備の導入、環境対策を講じた建築物の整備、京都メカニズムの活用並びに公害防止及びオゾン層保護対策に資する事業の推進により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2003 年には、京都議定書に掲げられた温室効果ガス排出削減目標の達成を支援するために、京都メカニズムを活用しクレジット（排出削減量）の取得を行うファンドへの出資制度を創設している。

また、個別のプロジェクト単位ではなく、企業経営そのものの環境配慮度合いを評価する環境格付スクリーニングシステムの開発を通じて、先進的な取り組み

を行っている企業の資金調達条件を改善する環境配慮型経営促進事業を 2004 年度からスタートさせる。これは、環境配慮型経営を行っている企業を独自のスクリーニング評価によりパフォーマンスを評点化する判定により選定して、環境負荷低減に資する事業活動全般を低利の融資等で支援するとともに、融資対象企業の環境配慮型経営をモニタリングしていくというものである。ここで融資の対象となる環境対策事業は、環境省の環境会計ガイドラインに沿って整理されるもののほか、リサイクル費用などの非設備投資資金も対象となる。スクリーニング評価としては以下のふたつの視点を想定している。

定性的評価（環境マネジメント：目標、組織、取り組み等）

定量的評価（環境効率性・資源生産性等）

日本政策投資銀行は当該環境格付スクリーニングシステムを公開し、民間金融機関とも協調するとともに、社債の保証にも活用していく考えである。

国際協力銀行では、プロジェクト実施主体者による環境配慮が適切に行われることを促すとともに、これを適確かつ効率的に審査・チェックすることを目的として、そのための手続き等に係る指針として「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を 2002 年 4 月 1 日付で制定・公表し、2003 年 10 月 1 日より施行している。プロジェクトに起因する住民移転、HIV/AIDS 等の感染症対策、こどもの権利・先住民族・女性への配慮等の社会面の配慮も対象として、出融資等の対象となる国際金融等業務のプロジェクトに対してプロジェクト実施主体者による配慮が適切になされていることを確認している。

(2) 民間金融機関の自発的取り組み

民間銀行にも、環境貢献度合いによって利率を変更する融資を行う例が出てきている。びわこ銀行は、2004 年 1 月 20 日、環境貢献度合いによって融資利率を変更する環境コベナンツ契約を大津板紙株式会社と締結した。同社は省エネ・環境保全を推進するためのコージェネレーション（熱電併給）設備を稼働し、主燃料を重油から天然ガスに転換しているが、新設備導入による温室効果ガス削減状況およびコスト削減状況を同社とともに検証し、その達成状況によりさらに優遇利率を適用するという約定となっている。融資金額は 2 億円で、コベナンツ契約内容としては、評価項目を 温室効果ガス削減率、コストパフォーマンスとして、温室効果ガス削減率達成状況、光熱費削減率達成状況を管理し、1 項目についての目標を達成した場合、利率を一定率引き下げ、2 項目の目標とも達成した場合はさらに一定率引き下げるという方式をとっている。

(3) 貿易保険における環境社会配慮

日本貿易保険では、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」(2001年4月1日制定。平成2002年4月1日一部改正)に基づき、保険契約の対象となるプロジェクトに対して、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか、確認を行っている。具体的には、当該プロジェクトが環境に与える影響の大きさによってA、B、C3種類のいずれかにカテゴリ分類される。国立公園、原生林、生態学的に重要な生息地など影響を受けやすい地域に立地するプロジェクトや、大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクト等はカテゴリAとなり、「環境影響評価(EIA: Environmental Impact Assessment)報告書」をもとに環境レビューを行う。環境レビューの結果、当該プロジェクトの環境社会配慮が不十分で、環境に望ましくない影響を及ぼす場合には、輸出者等を通じて、プロジェクト実施者に対して適切な環境配慮がなされるよう働きかけを行い、場合によっては保険契約を締結しない等の対応が講じられる。また、保険契約締結後は環境社会配慮が適切に行われているかを確認するため、原則として、一定期間輸出者等を通じてモニタリング結果の確認を行っている。また、輸出者等の商業上の秘密に配慮しつつ、保険契約締結前にはスクリーニング結果と主要な文書の入手状況を、保険契約締結後には環境レビュー結果をウェブサイト上で公開し、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとることとしている。

こうしたCSR促進のインセンティブを金融取引に付与する方策は、環境問題対策に留まらず、ひろく政策金融において拡充されていくことが望まれるとともに、民間金融機関でも実現していくことが期待される。

5. 企業の表彰、顕彰

厚生労働省では、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取り組みを積極的に行っておりその成果があがっている企業等を、「ファミリー・フレンドリー企業」として、その取り組みを讃え、広くこれを国民に周知して、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を1999年度から実施している。ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいい、具体的には以下の4つの柱から評価を行っている。

- ・ 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること(1年を超える育児休業制度、分割取得できる介護休業制度等)
- ・ 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、

かつ、実際に利用されていること（育児や介護のための短時間勤務制度、フレックスタイム制、子どもの看護休暇制度等）

- ・ 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること（事業所内託児施設、育児・介護サービス利用料の援助措置等）
- ・ 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること（育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること、特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること、両立について、経営トップ、管理職の理解があること等）

さらに、厚生労働省では女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取り組み（ポジティブアクション）を推進している企業に対し、その取り組みをたたえるとともに、これを広く国民に周知し、女性労働者の能力発揮の促進を図ることを目的として均等推進企業表彰も 1999 年度から実施している。女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取り組み（ポジティブアクション）として、「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」、「職場環境・職場風土の改善」のうち、いずれかの取り組みを実施している企業を対象としている。

環境省では、（財）地球・人間環境フォーラム及び（社）全国環境保全推進連合会を後援して、事業者の作成する優れた環境報告書等を表彰する「環境レポート大賞」を実施している。「環境レポート大賞」は、優れた環境報告書等を表彰することにより、環境情報の開示と環境コミュニケーションを進め、事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進することを目的とする事業である。

また、経済産業省をはじめとした 8 府省⁴⁶が進める「3R(Reduce, Reuse, Recycle) 政策」の一貫として、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」がある。これは、循環型社会に向けてリデュース・リユース・リサイクルに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を挙げている個人、グループ及び特に貢献の認められる事業所等を表彰することにより、リデュース・リユース・リサイクルの促進及び意識の高揚を図ることを目的としたものである。事業所等の場合、社会的貢献度、地域社会への貢献度、先鞭性・新規性、製品開発等の貢献度、波及効果等が判断基準とされる。

こうした表彰、顕彰制度は企業の CSR の推進策として、有効な役割を果たしていると考えられる。英国においては、2002 年から企業の自発的参加に基づいて、

⁴⁶ 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の 8 府省。

包括的な CSR の取り組みをランキングする Corporate Responsibility Index と呼ばれるプログラム（事務局：Business in the Community）が存在しており、このプログラムには英国貿易産業省がスポンサーとして後援している。今後、わが国の表彰、顕彰制度も、その対象範囲等について検討していくことが求められている。

6. CSR 規格の開発

（１）経緯

ISO9000 という品質管理規格、ISO14001 という環境マネジメントシステム規格につづき、ISO（国際標準化機構）が、その延長線上に CSR の規格を作ろうとする動きがある。

ISO の理事会が 2001 年 4 月は、CSR の規格化に関するフィージビリティスタディ実施を決議し、5 月に COPOLCO（消費者政策委員会）という ISO の下部組織で議論が始まった。消費者保護の観点から、NPO や消費者団体の人たちが様々な問題意識を持ち議論している。2002 年 5 月に報告書ができ、ISO としてこうした規格化が可能ではないかという提案をしている。次のステップとしては、すべてのステークホルダーから構成される助言グループを作り、検討を重ねることになった。これを受けて、2002 年 9 月には、ISO 理事会で実際に規格を作る技術管理協議会の下に助言グループを作り、議論をスタートしている。

（２）現状の論点

2003 年 3 月には ISO 理事会が開催され、2 つの方向性が示されている。1 つは、マネジメントシステムの規格として進めるという方向性、もう 1 つは、第三者認証制度のための規格とするのではなく、自己宣言型にするという方向性である。ISO14001 と同様に認証機関に、認証を得るのは余計なコストがかかるという意見が企業側から大勢を占めたためと伝えられている。

（３）今後の議論の方向性

2004 年 3 月現在も、ハイレベル・ミーティングは SAG という組織に再編成されて議論が続いている。SAG の「ワーキングレポート」をもとに、最新の CSR のイニシアティブを盛り込み、どの国にどんな取り組みがあるのかをきちんと整備、体系化したうえで、規格化にあたって検討すべき課題を盛り込む報告書が 4 月末までには策定される予定である。最終的に ISO として国際規格にするかどうかを TMB（技術管理協議会）で決める。ここで正当性評価の手続きが取られれば、後は担当専門員会（TC）が設置され、細かい規格部分も決められる。通常は、TC ができてから規格発効まで 2 ～ 3 年を要するが、オーストラリアの AS8003 や米

国の SA8000 のような CSR に関する各種基準が世界には既にあり、それを参考にすれば、もう少し早くできるという観測もある。なお、わが国の対応としては、日本経団連の有する企業行動憲章を 2004 年 4 月までに改訂し、これを ISO が規格化を決定する場合には、できるだけ反映させるよう働きかけを行う方針であると伝えられる。

以上のように ISO での議論に対して、わが国から積極的な働きかけを行うことは重要な政策課題となっている。

7. 政府調達における社会的責任調達

2001 年 4 月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行された。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。この法律は、わが国における環境配慮型製品の大きな普及に一定の役割を果たすとともに、企業の環境配慮型行動を促進することにつながったと評価されている。これと同様に、政府調達において、企業の社会的責任を考慮することによって、企業行動を誘導していくことが可能である。また、既に欧州各国では、こうした制度の導入が進められている⁴⁷。

わが国でも、既に大阪府は 2003 年 4 月、府関連施設の清掃業務の入札で、価格だけではなく、障害者や母子家庭の母親の雇用人数などを考慮する「総合評価制度」を本年度から導入することを決めた。府健康福祉部によると、障害者らの雇用が多いほど入札が有利になる全国初の試みという。健康福祉部は「厳しい雇用情勢の中で障害者らの就労機会はとりわけ少なく、行政が率先して雇用を創出したい」と話している。本年度はまず、6 月に実施する府本庁舎（大阪府中央区）と門真運転免許試験場（門真市）の入札で導入。入札価格、現場やオフィスでの障害者らの雇用人数に加えて、環境面の ISO（国際標準化機構）規格への取り組みも配点し総合的に落札業者を選定する。来年度以降、対象施設を順次拡大する。

福島県は 2003 年度から、事務用品や調度品の物品調達にあたって、障害者を積極的に雇用している企業を優先的に入札に指名する優遇制度を導入した。県内の民間企業の障害者雇用率は昨年 6 月で、1.49%と法定雇用率（1.8%）を下回っており、「少しでも障害者の雇用を増やす」（県出納局）のがねらい。優遇制度の対象となるのは、障害者を積極雇用する中小企業と障害者の作業所。具体的には、障害者の雇用率が法定雇用率の 2 倍以上（当面は 1.8%以上）の中小企業で、県の物品購入（修繕）の競争入札参加有資格者、障害者が社会参加するための社会福祉施設や小規模作業所 が対象となる。

⁴⁷ 例えば、ベルギーでは 2001 年 11 月に、連邦政府の調達基準の中に、例えば「全労働力の 5%を超える水準で長期間失業していた労働者を雇用する企業に対して優先的に契約を締結する」条項が導入された。

第2節 社会的事業活動を行う主体育成に着目した検討

1. コミュニティビジネスの育成

(1) 中間支援組織の創出と金銭面での支援

コミュニティビジネスは、対価を直接的に求めることで活動の自立性を確保しながら、地域の課題解決に貢献しようとする事業内容・目的のもと公益性を実現しようとする点に最大の特徴がある。地域住民が主体的に資本・運営上の主導権を確保し、事業展開が地域の雇用拡大につながるなど、その意義は大きい。

ただし、一方では脆弱な経営基盤。経営者や職員がその仕事によって生計を立てるに至っていない、起業意欲はあるものの、ビジネスとして成立することが難しい、コミュニティビジネスの経営ノウハウに関する知見や情報が少ない、ビジネスモデルが確立していない、支援施策の情報が十分でなく、整理されていない等の課題が指摘されている。

こうした状況に鑑み、インキュベーション施設の整備（活動拠点の確保への支援）、資金基盤の整備（小規模な融資のほか、コミュニティビジネスに対する直接金融に対する関心）、中間支援組織の創出（事業者と地域のサービスニーズを結びつけるマッチング機能や、経営ノウハウ等に関するコンサルティング機能の強化）、規制緩和、公共サービスへの民間参入の促進：介護保険制度の開始による介護保険認定事業者マーケットの創出のような規制緩和による新たなサービス事業マーケットの創出）、既存の中小企業支援策の再整理、情報発信（コミュニティビジネス事業者向けに、「使える既存支援施策」の整理と積極的な情報発信）といった政策支援の方向性が考えられる⁴⁸。

このうち中間支援組織については、個々のコミュニティビジネスを始めるためには、資金、人材、経営ノウハウなどが必要となる。企業の場合、銀行や人材斡旋会社、経営コンサルタントなどがこのようなニーズに対応してくれる。コミュニティビジネスにとってもこのような機関の存在は欠かすことができない。こうした役割を果たすのが中間支援組織である。これはコミュニティビジネスを育てるインキュベータ（孵卵器、保育器）と比喻されたり、各種資源を提供する側とコミュニティビジネスとの仲介者という意味でインターメディアリーと呼ばれる場合もある。さらに経営体としてのマネジメントを支援することを目的とする場合、MSO（マネジメント・サポート・オーガニゼーション）とも呼ばれる。

⁴⁸ 課題の指摘については、「かながわのコミュニティビジネスを考える研究会」ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sangyo/cb/>）を参考にした。また、横浜市は、2002年度に市民生活支援ビジネス実態調査（コミュニティビジネスに類すると思われる横浜市内の1000事業者に対しアンケート調査を実施、調査対象団体は、NPO法人等各種団体等名簿及びタウンページから抽出）を実施している。これによれば、団体運営上の課題としては人材の不足・資金繰り、人材育成などが上位。また、事業振興に必要な施策としては、経営に関する相談、支援制度に関する情報の提供、活動拠点確保の支援などに対するニーズが高かったことが報告されている。

現在、どれくらいの数のコミュニティビジネスに関する中間支援組織が存在しているかは定かではないが、NPO 法人のうち、定款に記載された活動種類の中に NPO 法人への助言、指導をあげ、かつ既存のアンケート調査において主な活動の上位に NPO 支援をあげている団体と中間支援組織に該当すると思われる NPO 法人以外の団体も含めて考えると、概数としては約 200 組織程度存在していると推定される⁴⁹。

このうち政府セクターによる中間支援組織の創出については、具体的には、関東経済産業局が、コミュニティビジネスという新たな事業機会の創出促進のため、事業者・行政機関・金融機関等のネットワーク組織として平成 2003 年 3 月に「広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会」を発足させている。会員数は 152 団体（平成 15 年 9 月 1 日現在）。ホームページを立ち上げ、支援策等の情報提供と会員間の情報交換を行うとともに、コミュニティビジネスに関する各自治体の支援策等政策の研究、コミュニティビジネス事業者の交流会、福祉 NPO とものづくり企業との交流サポート（マッチング）等の活動を展開している。また、先進的なコミュニティビジネスのビジネスモデルを発掘し、その立ち上げや事業展開等を支援し、成果を広く普及啓発するモデル事業の実施もおこなっており、2003 年度は募集に際し合わせて 500 件以上の応募があり、計 27 件のモデルを選定している。こうした金銭面・事業面での積極的な支援機関の存在は重要な意味を持つ。

こうした中間支援組織の取り組みとしては、横浜市のコミュニティビジネス支援事業の事例がある。ここでは「経営総合サポート事業」として、コミュニティビジネス事業者に対する総合的な支援及び情報提供を行う窓口を（社）横浜市産業振興公社に開設し、支援策の紹介や経営相談等を実施。また、コミュニティビジネス事業者向けのホームページを開設し、支援策等の情報を提供している。「事業者ネットワーク事業」としては、西区みなとみらいの「クイーンズスクエア」内でコミュニティビジネスのシンポジウムを開催。事例紹介を交えながら、コミュニティビジネスを分かりやすく紹介した。「経営支援モデル事業」としては市内でのコミュニティビジネスの立ち上げ支援を目的とする事業者と関係者による事業検討会を実施している。

また、兵庫県では行政からの金融面での支援と中間支援組織創出をあわせて行っている。「コミュニティビジネス離陸応援事業」はコミュニティビジネスの事業立ち上げ経費を補助する事業である。補助総額は 2001～2002 年で総額 300 万円であり、補助率は 2 分の 1。2002 年度は兵庫県の 10 の県民局毎に公開審査会を設置し、15 事業を選定した。応募資格は任意団体、NPO 法人、

⁴⁹ 内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」（NPO 支援組織レポート 2002）

株式会社、有限会社等を問わず、コミュニティの生活ニーズを満たす有償事業であり、労働対価が得られ、利益がコミュニティに還元され、継続して行われる事業となっている。2001年度は38事業の応募があった。「生きがいしごとサポートセンター事業」は、2000年度から始まった事業でコミュニティビジネスの起業や就業支援を行うサポートセンターを設置し、運営をNPOに委託するものである。2000～2001年度は、NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸(CS神戸)が受託、2002年度は、神戸センターをNPO法人しみん事業サポートネットワーク、阪神センターをNPO法人宝塚NPOセンターが運営受託した。

長野県ではコミュニティビジネス創業資金の助成(ビジネスプランを公募し、社会性の高い事業に対し創業資金の一部を助成、アドバイザーによる診断・助言(NPO法人に対して、専門家が診断)、資金の融資(NPO法人に対して、必要な資金の一部を融資(利子補給))などの支援施策を展開する一方、2003年7月には「ながのコミュニティビジネス支援センター」を設立している。

行政本体からの金融面での支援としては富山県が2003年度から始めた「地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠」がある。融資対象としては、原則として富山県内の地域で活動を行う者で、県税を完納している者とし、利用の要件として、

- 有償で行われ、雇用の対価が支払われる等ビジネス要件を備えていること
 - 福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
 - 活動の拠点となる市町村、商工会議所、商工会の認定を受けていること
- の3点をすべて満たしていることを条件としている。資金用途は設備資金、運転資金とし、限度額2,000万円。期間は設備資金については7年以内(うち据置期間1年)、運転資金については5年以内(うち据置期間1年)、利率1.65%、保証料率年0.8%(保証付きの場合)である。ただし中小企業者以外の個人、グループ、NPO法人等の場合、信用保証協会の保証を受けられない場合がある(中小企業信用保険法に該当する中小企業者であれば、保証協会の保証を受けることができる)。この場合、金融機関と利用者との個別の相談により保証人や不動産担保を求められる場合があるとしている。

以上、事例としてみてきた先行的な支援施策が今後、全国の自治体に広がっていくことが期待されている。

(1) 組織面での制度整備

コミュニティビジネスの有力な担い手である NPO については、制度的に NPO が対価を直接的に求める事業活動を行いにくいという状況がある。

具体的には、NPO 活動には公益法人などに適用されている税の優遇措置がない点、個人や法人からの寄付を促進させる優遇措置がないという点（この点については後述）である。

表 36 日本の非営利法人制度の現状

法人名	根拠法	設立	課税原則
公益法人	民法	許可	非課税・収益事業課税
学校法人	私立学校法	認可	非課税・収益事業課税
社会福祉法人	社会福祉法	認可	非課税・収益事業課税
更生保護法人	更生保護事業法	認可	非課税・収益事業課税
宗教法人	宗教法人法	認証	非課税・収益事業課税
NPO 法人	NPO 法	認証	非課税・収益事業課税
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	認可	課税・軽減税率
事業協同組合	各事業共同組合法	認可	課税・軽減税率
中間法人	中間法人法	準則	課税・普通税率
営利法人	商法、有限会社法	準則	課税・普通税率

（出所）浜辺哲也「日本の非営利法人制度の課題について」

財団法人や社団法人は民法上の「公益法人」として、その活動が高い公益性を持つとされ、物品販売や不動産賃貸など 33 の「収益事業」を営む場合を除いて法人税はかからないし、収益事業も軽減税率（利益にかかる法人税の税率は一般企業の基本税率より 8%低い 22%）が適用される。一方、NPO 法人の場合、所得金額 800 万円までは中小企業に適用される 22%の税率で済むが、800 万円を越す部分の税率は 30%に上る。

また、公益法人では、収益の半分は公益部門へのみなし寄付金として非課税となる。NPO 法人にはこうした特例は認められていない。

こうした状況に対しては、次のような政策的な支援措置が必要との意見がある。

「収益事業」への課税の軽減措置

認定 NPO 法人の収益事業から得た年間所得のうち 800 万円を超える部分の税率を、公益法人等と同様に 22%（現行 30%）とする。

収益事業の所得に「みなし寄付」制度を導入

認定 NPO 法人が収益事業から生じた所得（法人税法上の 33 業種事業からの「利益」）を法人税法上の非収益事業で法人の本来事業に支出した場合は、その 50%相当額までは非収益事業へ寄付したものとみなす。（みなし寄付金として損金算入）

利子等の所得の非課税措置

認定 NPO 法人が本来事業で得た利子・配当の所得は、非課税扱いとする。

なお、地方税の減免措置については、地方の自治権を尊重して自治体に委ねられているところである。例えば岐阜県では、県民税均等割の課税免除（法人税法上の収益事業を行わない NPO 法人に対しては、県民税の均等割を免除。また、法人税法上の収益事業を行う NPO 法人であっても、その設立の日から 3 年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を免除）、不動産取得税・自動車取得税の課税免除（NPO 法人が、その設立の日から 3 年以内に専ら定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産又は自動車を無償で譲り受けたときは、当該不動産又は自動車の取得に対して課する不動産取得税又は自動車取得税を免除）が実施されている。既に複数の都道府県で減免措置が存在しているが、今後とも全国的な普及ならびに内容の拡充が期待されるところである。

一方、これまで公益的活動や公益性を有する事業活動を行う主体としては、公益法人、学校法人、社会福祉法人、NPO 法人などが想起されることが多かったが、今後のコミュニティビジネスの拡大などにあたっては、中間法人制度の活用が有効とする意見もある。

「中間法人制度」は「中間法人法」に基づき、2002 年 4 月に創設された新しい法人制度である。これは、町内会、同窓会、サークルなどの非公益かつ非営利目的の団体にも法人格を取得する道を開く制度で、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」（2 条 1 号）を対象としている。制度では、有限責任中間法人と無限責任中間法人という 2 類型があり、法人の債権者に対する関係では、無限責任中間法人の社員は法人と連帯して責任を負う（97 条）が、有限責任中間法人の社員は法人の債務について対外的な責任を負わない。また、この点に関連して、有限責任中間法人については基金制度が設けられており、無限責任中間法人には基金制度はない。また、組織、運営の点では、有限責任中間法人では社員総会、理事、監事といった機関を設けてその運営を行うこととなるが、無限責任中間法人では社員が業務の決定や執行等を行うとされている。

「中間法人制度」では、法人税については、普通法人並みの課税がされる（中間法人の各事業年度の全収益を対象に、普通法人と同率の課税）登録免許税については、有限責任中間法人に対しては有限会社並みの、無限責任中間法人に対しては合名会社並みの課税がされるものの、基本財産を持てる点、残余財産を社員

に分配できる点、営利法人に対比すると設立が容易だという点が注目される。

なお現在、公益法人制度の抜本的改革議論が進められている。2003年6月に示された基本方針では、制度の見直しは「まず公益法人制度を対象とし、中間法人制度、NPO法人制度との関係は後で整理する」とされたが、「公益法人、NPO法人、中間法人を一本化して準則主義の非営利法人を設ける」べきという意見があることも事実である。また、新しい非営利法人制度では、寄付、会費を含めて原則課税とし、社会貢献性が認められ、登録された法人のみ非課税とするという意見もある。

社会的責任投資の観点からは、「新しい非営利法人は、寄付、会費を含めて原則課税とし、社会貢献性が認められ、登録された法人のみ非課税とする」という考え方がコミュニティビジネスや社会的事業活動の活性化に水を指すことになりかねない可能性がある。これは、公益性の判断基準として事業実績や財務状況が問われたり、公益性の認定にあたって第三者機関と税務当局との協議が必要になったり、登録も更新の必要が出てくる等、NPO法人等にこれまで以上の事務負担を課すことになるからである。

今後の新しい非営利法人制度では、NPO法の限界や中間法人法の問題点を克服した制度とするとともに、構成員が出資して地域コミュニティや構成員の共通の利益のために事業を行う協同組合、ワーカーズコープのような法人も含め、非営利協同法人として制度的に位置付けることが有効であるとの指摘もある。

2. 社会的事業活動の市場創造

(1) 事業創出に資する規制緩和

社会的事業活動の市場を創造していくためには、まず当該事業創出に資する規制緩和が必要になることはいうまでもない。

一国の制度は、その国の社会的情勢、経済的情勢、文化、国民の価値観、さらにはその国を取り巻く外交関係等様々な環境と密接な関係を有するもので、その制度が環境に最も適合しているとき、その国家は経済的に成長し、一度環境変化への対応を誤れば、経済の停滞等を招くこととなる。

我が国の制度も、その制度の下で生活し活動する国民及び企業も、経済社会の環境変化への不断の適合に努めており、戦後半世紀の日本の高度経済成長も、こうして環境に適合してきた結果である。しかし、小規模な変化への対応と大規模な変化への対応とは、自ずとその方法が異なる。従来 of 微修正型では対応できない問題については、新たに制度の基本的な部分から設計し直さなければならない。現在、我が国が直面している経済の停滞等の諸問題は、経済のグローバル化、少子高齢化、情報化、環境問題といった、景気の循環とは質的に異なる構造的な環境変化への対応が遅れてしまったことに原因があると考えられる。

規制改革とは、こういった現在我が国が直面する構造的な環境変化を的確に把握し、又は先取りし、適切な処方箋に基づき規制の全体を再構築していく作業にほかならない。多くの場合それはまず既存の規制の緩和・撤廃を求めるもので、多くの企業が直面している問題である、コストダウン、規模のメリットの追求、アウトソーシング、新規ビジネス分野への迅速な参入等の要請に対して制度として対応するよう新たなルールを確立することによって、民間主導による経済が持続的な成長を達成していく基盤としての一層の経済社会の構造改革を図ることが求められるのである。ここでは、事例として以下の3つのケースについて紹介する。

高齢者移送サービスへの参入規制

高齢者移送サービスとは、「高齢により一人で外出できない人を通院や福祉施設への移動の際、自宅から目的地まで自動車で送迎する」サービスである。市町村では、当該サービスを介護保険制度の枠組みで提供しているところも多い。実際には、各社会福祉協議会などが窓口となって、サービスを提供している。

しかし、このサービスを「何らかの対価を直接的に求める事業活動」として見ると、事業主体はきわめて限定される。これは、白ナンバー車での有償輸送を禁止する道路運送法の規定によるものである。

こうした状況に対して、神奈川県大和市は構造改革特別区域計画に関して、NPOなどによる高齢者移送サービスの申請を行い、2003年4月に認定された。これ

は「みんなで進める地域福祉特区」という名称で、大和市の全域を対象としている。大和市には、1・2級の身体障害者手帳を持つ肢体不自由児者が1,201人、要介護認定4・5段階の高齢者等が868人おり、通院など外出する際の援助を必要としているが、タクシー事業者による福祉車両輸送の登録台数が県央交通圏では30台と少ないうえに、大和地区内には1台も配備されておらず、当市の移動制約者のニーズに十分に対応できない状況があった。

そのため、タクシー事業者の福祉車両輸送だけではなく、NPO法人によるボランティア輸送の利用者も年々増加しており、特例措置を受けようとしているNPO法人による福祉車両輸送の実績も2001年には440件(830時間)、2002年には989件(1,636時間)に達していた。

こうした実績を踏まえ「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」が現実のものとなった。これは、「当市内に事務所を有するNPO法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるが、当市域全域を事業範囲として福祉車両を使用し、会員である要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者の輸送サービスを実施する」という内容である。

運送の対象は「登録した会員及びその介助者・付添人」と限定されており、会員は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定を受けている者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者、肢体不自由又は内部障害若しくは精神障害により独立した歩行が困難な者(人工透析患者等)であって及びに該当しない者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者とされている。使用車両は、法人所有のリフト付き車両1台とスロープ付き車両1台であって、運転者は利用会員とは別に、運転会員として当該NPO法人に登録している者とされた。この際、普通第二種免許を所有する者がいないため、次の点を考慮し判断することとした。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・実車の運転を伴う講習を受講した者であること
- ・自動車事故対策センターが実施する適性診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者であること

また、大和市からも運送主体のNPO法人に対し、普通第二種免許所有者の採用等について働きかけをしている。

運送の対価については「関東運輸局長が定める基準に照らし、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1を目安に、営利に至らない範囲で設定される」としている。管理運営体制については「運送主体のNPO法人は、車両ごとの管理責任者が配置され、車両整備、運行管理体制が整っており、事故防止のための安全運転研修を年2回実施している」「事故処理、苦情処理

のためコーディネーターを3名配置している」としたうえで、「市においても保健福祉部が事故処理、苦情処理の対応を行う」とした。さらに運送主体のNPO法人が、道路運送法第7条の欠格事由に該当していないことについて宣誓書を提出することを条件としている。

このように、サービスの質の確保と民業圧迫に十分に配慮しながらも、規制緩和によって社会的事業活動の市場創造が可能になることを、この事例は示している。「NPOによるボランティア輸送としての有償運送」が特区構想に留まらず、一般的に実現されていくことが、今後は求められる。

保育サービス実施に係る各種規制

保育サービス市場での規制緩和への取り組みは、既にこの数年にわたって実施され、その成果も出てきているところである。

具体的には、まず1998年に、児童福祉法の一部改正が実施され、具体的には市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改め、また保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称および機能の見直し、さらに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講ずるなどの改正が行われている。

さらに2000年3月には「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知)によって、企業が保育所を設置運営できるように設置主体制限の撤廃等が行われた。

次に、2001年度の児童福祉法の一部改正によって、認可外保育施設に対する監督の強化等、保育所整備促進のための公有財産の貸付け等の推進、保育士資格の法定化及び児童委員活動の活性化が図られた。同年度の「規制改革推進3カ年計画」の策定(平成13年3月30日閣議決定)では、公立保育所の民間委託、保育サービスの質の確保(保育士の質の維持及び向上、保育士定数の規制緩和)、保育の利用に係る制度、保育サービスに係る情報提供体制の整備、保育所の設置基準等(調理室の在り方等)夜間保育、休日保育の推進等の内容が盛り込まれている。

当該分野では、規制改革を継続的に実施していく方針が打ち出されており、具体的には認可保育所については、認可保育所へ参入した民間企業に対する会計基準の円滑な適用などを行う、認可外保育施設については、効率的、効果的な指導について検討し、措置する、認可保育所・認可外保育施設について既に規制緩和された事項について、自治体への周知を図るとともに、自治体の取り組み状況を個別に把握し、国の基準の徹底を図るなどとなっている。

これらの施策の推進により、2000年の時点から2005年までに概ね7.6万人

の雇用が創出されることが見込まれている(参考:2007年までに10.4万人)⁵⁰。

自家発電電力購入の枠組み

1995年の電気事業法改正により、同一の構内であれば、第三者が自家発電を代行する場合、許認可の必要がなくなった。分散型電源の普及・拡大は、これを機に本格化したといえる。

現在、分散型電源の主力であるディーゼルエンジン(DE)、ガスタービン(GT)、ガスエンジン(GE)の常用自家発電設備の導入状況については、直接的な統計はないが、日本内燃力発電設備協会が国内のメーカーの出荷実績を調査している。これによると、97年度から4年間の導入実績は合計約2,420MWで、平均毎年約600MWずつ導入されている。DE、GE、GTの各導入量を見ると、DEは97年度249MWから2000年度477MWへ、GEは97年度31MWから2000年度90MWへ、と増加している。特に、DEの導入量は大幅に増加しており、2000年度で全体の65%を占める。一方、GTは98年度207MWから99年度103MWというように年度により変化が大きい。これは、GTにおいては、単機容量が500kWを越える設備が多く、年度毎の導入量にばらつきが生じやすいためである。

常用自家発電設備の導入に関しては、現在、需要家に代わって自家発電を行う自家発電一括サービスシステムが主流となってきている。自家発電一括サービスシステムとは、自家発電設備のコンサルティングから設置・保守・監視・燃料供給・主任技術者の手配にいたるまで一貫したサービスを提供するシステムである。

オンサイト系の分散型電源については、需要地点の電力と熱のバランスがとれたコージェネレーションが行われ、高い総合効率が得られた場合には、商用電力とボイラ等を組み合わせた在来システムと比べエネルギーの効率的利用ができる。

このように、自家発電電力購入に係る規制緩和についても、新たな社会的事業活動の市場創造という側面と、地球温暖化対策という社会的課題への対応の側面をともに実現する成果をあげている事例だといえる。

(2) 企業、政府、その中間領域がそれぞれ連携する事業への支援

我が国では、これまで経済社会基盤の充実に資する施設の整備や運営等の公共的な事業は主に政府が行い、各地域での社会貢献の役割を担ってきた。

しかし、近年、環境(二酸化炭素排出、廃棄物問題等)、雇用、少子高齢化といった社会問題が複雑化、深刻化しており、個別地域での問題を含めたそれぞれの問題に対して政府が十分な対応を取ることが困難になってきている。

その一方で、企業による社会貢献事業への挑戦や環境配慮、雇用制度の見直し

⁵⁰ 530万人雇用創出促進チーム「530万人雇用創出プログラム」(2003年6月10日)

といった社会的責任に対する取組が進められてきている。また、NPO等による個別地域の問題解決への取組も増えており、政府以外の主体による社会貢献事業が注目を集めている。

そのような中で、社会貢献事業等の公共的な事業に関する政府の役割についてどうあるべきか整理した上で、政府のみならず企業、NPO等を含めた形で社会貢献事業を推進していくことが必要である。また、複雑化、多様化した社会問題に対応すべく、必要に応じ政府、企業、NPO等それぞれが連携し、課題の解決に向けた取組を行っていく必要があるのではないだろうか。さらに、企業の資金、人材、経営ノウハウ等とNPOによる、大企業や行政に見込まれない地域に密着したサービスや情報の提供といったそれぞれの長所を活かした企業とNPOとの連携についても促進する必要があるのではないだろうか。

このように社会貢献事業を行う場合の政府、企業、NPO等がそれぞれ連携する事業への支援策について検討していくことも必要である。

企業、政府、NPO等の連携について海外の取組状況を調べると、英国では、企業がNPOなどと連携、支援する場合に、政府がインセンティブを与える支援策の事例が存在する。

英国では政府が企業従業員の「天引寄付制度」を奨励する目的で、200万ポンドの予算措置を行って、寄付額の10%を政府から上乗せして寄付する制度を実現させている。いわば「マッチングギフト」の政府版で、企業の中には、企業からの上乗せ分を措置する事例も複数現れている。政府では、こうした奨励策によって1億5千万ポンドの資金の流れを慈善団体に対して作ることを目標としている。また、企業が地域コミュニティに対して投資活動を行う場合には、税制優遇を図るCommunity Investment Tax Credit制度も導入されている。

また、企業従業員のボランティア活動を促進するために創設されたCaresというプログラムもユニークである。調査によると、多くの人々がボランティア活動に参加したいとの意欲を持ちながら、自分にあったボランティアの機会が見つからず、時間的にも制約を受けているという事実がある。そこで、プログラムに参加する企業には従業員がボランティア活動に参加する時間を就業時間内で許容することで社会貢献を果たしてもらい、Caresプログラム事務局は、NPO等の地域での活動をネットワークして、さまざまなボランティア機会に関する情報を参加企業の従業員に提供するというものである。ボランティアの内容は、コンピュータ教育や学校での授業の担当、高齢者のためのペットの犬の散歩や身体の不自由な人の送迎、ホームレスといった人々の相談に乗るなどさまざまであるが、プログラムの参加企業からは、従業員が積極的な社会参加を通じて、モラルの向上やリーダーシップの獲得などを果たしているとする評価の声も出ている。このプログラムにおいても、当初の活動基金については複数の企業とともに英国内務省

が拠出している。

一方、国内では企業、政府が連携する事業体への支援措置として民活法がある。

民活法では、これまで、政府が整備運営を行うような公共的な施設の整備に関して、補助金の支援措置をはじめとする呼び水的政策支援措置を講じ、企業と政府が共同出資した中間領域を含めた民間事業者の資金、人材、経営ノウハウ等を活用して、我が国が中長期的に健全な発展を遂げていくために必要な経済社会の基盤となる施設の整備を促進することとしている。

民活法では165もの施設が認定され、そのうち大部分の施設については、民間事業者の経営ノウハウの活用、また自治体の出資による公共性の確保や地域への理解を深めることが出来たことにより、地域社会の活性化が計られるなどの社会的責任が果たされ、一定の成果をあげている。

しかし、一部では、制度上の課題として「施設の用途変更により補助金の返還が必要になる場合があること」、「公共性を担保するために規模要件等が設けられていること」、「施設整備のみの支援であり、運営に関する支援措置がないこと」、「既存の認定施設の整備を行った事業者の中に債務超過に陥っている事業者が散見されること」等の指摘もある。

「施設の用途変更により補助金の返還が必要になる場合があること」に関しては、補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、承認要件を明示した運用通達を作成することとしており、対応策が検討されているところであるが、民活法が平成18年5月までに廃止されることを考慮しつつ、今後これらの課題の解決に向けて、運営上の支援や施設のリニューアル、既存施設を活用するケースへの適用など支援の枠を広げていくこと等の検討を進めていくことが必要である。また、民活法の施設整備に限らず、NPO法人、中間法人等を含めた連携が促進されるような仕組み作りなどを検討することも必要である。

また、PFIについても、民活法と同様に国内における企業、政府、その中間領域がそれぞれ連携する事業である。

PFIは公共施設等の維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、補助金や融資の支援措置も講じられている。2001年12月にPFI法が改正・施行され、行政財産をPFI事業者に貸し付けることが可能となり、運用の機動性が図られることとなっている。これまで100を超える事業の実施方針が策定・公表されており、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供等の成果があげられている。また、英国など海外でもPFI方式による公共サービスの提供が実施され病院、学校などの公共施設等の整備や再開発などの分野で成果を収めている。

ただ、一方でPFIを手がける民間事業者からは、さまざまな規制のため、民

間の創意工夫を發揮した案件を手がけられない、入札手続が硬直的である、事業リスクが不当に民間事業者側に転嫁されていることがある、といった問題点も指摘されている。

このため、日本経団連は2004年1月20日に「PFIの推進に関する第三次提言」を建議・公表して、一層の支援策拡充を含む制度の改善を求めている。その概要は次表のとおりであるが、こうした点も今後十分な議論の必要性がある。

近年では、政府が取り組んでいる三位一体の改革では「官から民へ」、「国から地方へ」の考えのもと改革が進められている。また、内閣総理大臣を本部長とした地域再生本部が設置され、地域コミュニティの活性化や、民間事業者の健全なビジネス展開を通じた地域経済の活性化と地域雇用の創造の実現を目指していることなどの動きもあり、官と民の役割分担や、国や地方自治体の在り方が見直され、それぞれが協力し合いながら社会的責任を果たすことによる持続可能な社会の発展が期待されている。

表 37 PFI の推進に関する第三次提言（概要）

PFIをめぐる問題点	提言内容
<p>1. サービスの提供を主眼とした案件の採用 施設の建設を伴わず、サービス提供を主眼とするPFIがPFI法の対象となるのか不明確。</p>	<p>PFI法を改正し、施設の建設を伴わない事業も認める旨明記する。</p>
<p>2. 民間の創意工夫の発揮 これまで、民間事業者発案のPFIが一例もない。</p>	<p>ガイドラインを定め、民間事業者の発案にインセンティブを与える(たとえば入札手続に際して発案者を優遇する等)。</p>
<p>3. 入札手続の改善 (1)公共側の要求が明確でない場合がある。 (2)公共側が想定する予算規模が明らかでなく、入札価格等の見積を行う上で傷害となる。 (3)民間の創意工夫が活かされた事業が必ずしも選定されるわけではない。</p>	<p>PFI法やガイドラインにて以下を定める。 (1)事業のコンセプトを明確にすべく、発注者と民間事業者との入札前協議を可能とする。 (2)事業に見込まれる経費およびその算定基準を公表する。 (3)入札に際して、価格以外の要素の配点を高くする。</p>
<p>4. 税制・補助金の中立性確保 (1)事業の所有権が公共側にある場合(BTO)、固定資産税等が免税となるが、事業の所有権が民間側にある場合(BOT)は課税される。 (2)民間事業者を公募する段階で免税措置や補助金交付の有無が確定していないケースがある。</p>	<p>PFI法を改正し、以下について規定する。 (1)BOTの場合でもBTO同様固定資産税等を免除する。 (2)免税措置、補助金交付の有無は競争条件を左右するので、募集段階で確定させる。</p>
<p>5. 公物管理に関する規制の緩和・法整備 公物管理に関する規制ならびに法制の不備が事業推進に悪影響を与える恐れがある。</p>	<p>PFI法ならびに関連法規において (1)指定管理者制度等に関する規則を整備する。 (2)PFIの事業期間と公共物の占有期間とを一致させる。</p>
<p>6. 民間収益部分の流動化 付帯する民間収益部分は第三者への転売ができず、事業多角化や資金回収の障害となっている。</p>	<p>PFI法を改正し、付帯民間収益部分の経営権の第三者への譲渡等について規制を緩和する。</p>
<p>7. 契約に関する指針の明確化 契約に関する指針が曖昧で、契約解除後の賠償のあり方等が法的に不安定となる恐れがある。</p>	<p>ガイドラインを定め、以下を実現する。 (1)公共側は賠償金支払いのための新たな議会の議決を経る必要はない。 (2)事業が倒産に直面したとき、融資金融機関等が当該事業を一時譲受の上、譲渡先を探すことができる。</p>

(出所) 日本経団連「経済くりっぷ No.37」(2004年2月10日)

第3節 資金の流れの変革に着目した議論

1. 個人による資金運用

(1) 社会的責任投資動向に関する調査

わが国においては、「社会的責任投資」という概念自体、まだ広く普及しているものとはいいがたい。したがって、企業の社会的責任や社会的責任投資の意義や動向についての調査研究を積極的に実施、その成果を情報提供していくことが有効であると考えられる。

デンマーク政府は1999年に「企業の社会的責任」に関する調査研究機関 The Copenhagen Centre を設立している。社会的責任、公共と民間のパートナーシップ等の推進を目的に、レポートやニュースレターの発行、各種の調査、国際的なネットワーキングの支援、カンファレンスやセミナーの開催などを行っている。CSR ヨーロッパ、Business in the Community など世界各国のCSR推進組織と提携関係を結んでいる。

ドイツ連邦環境省は2001年7月、Green Finance Environmental Management in Banks, Savings Banks and Insurance Companies と題する小冊子⁵¹を取りまとめ、広く配布をすることによって社会的配慮を行う金融活動の普及啓発を行っている。また、定期的に MORE VALUE: ECOLOGICAL INVESTMENTS FUNDS (原 題 : MEHR WERT:ÖKOLOGISCHE GELDANLAGEN) と題する小冊子⁵²を発行して、環境配慮型の投資信託商品の普及促進に努めている。

SRI Compass は、欧州の社会的責任投資ファンドのデータベースを構築するとともに、社会的責任投資の動向を的確に情報発信するウェブサイトである。このウェブサイトを運営するブリュッセルに本部を置くNPOのCSR Europeは欧州委員会から活動資金を得ている。

このように、直接もしくは間接に、「社会的責任投資」という概念自体を普及していく政策的支援が、わが国でも求められているといえよう。

(2) 社会的責任投資に対するインセンティブの検討

社会的責任投資に対する政策的なインセンティブとしては、投資信託や未公開株に関する税制上の優遇、寄付や消費的な投資に対するインセンティブの付与、補助金や税制によるリターンの適正化などのアプローチが考えられる。

投資信託や未公開株に関する税制上の優遇

2004年1月から国内公募株式投資信託の税制が優遇されている。株式投資信託の分配金(期中分配時及び解約・償還時)は、2004年1月から2008年3月

⁵¹ http://www.bmu.de/files/green_finance_english.pdf

⁵² <http://www.bmu.de/files/geldanlage.pdf>

までの間、源泉徴収税率が 10%と従来に比べ、大幅に軽減。株式投資信託の解約・償還損は、確定申告により、株式売買益との通算が可能となった。

一方、ベンチャー企業に対する投資を促進するための税制上の特例として、1997 年度の税制改正により創設されたいわゆるエンジェル税制では、特定の中小・ベンチャー企業（創業期（設立 10 年以内）の中小企業者であること、試験研究費等の売上高に占める割合が 3%超であること（設立 5 年超 10 年以内の企業にあっては 5%超）、外部からの投資を投資時点で 6 分の 1 以上取り入れている会社であること、大規模会社の子会社でないこと、未登録・未上場の株式会社であること等）に投資する個人投資家（投資契約を締結していること、金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること、特定中小会社が同族会社である場合には、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと等）は、当該株式について投資した場合及び譲渡等を行うことによって利益・損失が発生した場合のいずれの場合でも、課税の特例が受けられることとなっている。

これらは、SRI 型投資信託やコミュニティビジネスの担い手となる民間企業等への社会的責任投資を促進させるためのツールとも位置付けられるものである。なお、いわゆるエンジェル税制の適用範囲について、グリーンシート銘柄株式（店頭取保有価証券のうち、証券会社が日本証券業協会に対して届出を行った上で、その証券会社が継続的に売り気配・買い気配を提示している銘柄）への拡大、未上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ（譲渡益に対する課税を 20%に）など、今後も投資信託や未公開株に関する税制上の優遇の拡充が期待されるところである。

寄付や消費的な投資に対するインセンティブの付与

NPO 法人に対する個人もしくは法人からの寄付については、2001 年 10 月 1 日より、一定の条件を満たした NPO 法人に対する寄付・募金が、税制優遇（所得税・相続税もしくは法人税の軽減）の対象になっている。その条件は以下のとおりである。

（対象となる NPO 法人）

- ・ 2 年以上の活動実績
- ・ 総収入金額のうち占める寄付金及び助成金の額（寄付金総額）の割合が 3 分の 1 以上であること。

（諸事項）

- ・ 寄付金総額の 2%を超える寄附額は算入しない。
- ・ 3,000 円未満の寄附は算入しない。
- ・ 国や地方自治体などの補助・助成金は算入除外する。
- ・ 役員や社員及びその親族の寄付は総額の 2 分の 1 以上は算入しない。

・寄付者の名前・住所等を閲覧に供する（匿名希望の場合もある）。

ただし、本制度は、一定の資格を持った NPO へ寄付した金額の、個人は 50%、法人は 10%まで、所得税額から控除を受けることができる米国の制度に比べて実効的でないとする指摘もある。

また、現在の税制では、NPO に対する個人の寄付は免税にならないが、自治体への寄付ならば免税となる点を利用して、寄付に対するインセンティブ付与を行おうとする試みも杉並区で始まっている。これは、「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」に基づき、社会の様々な問題に自主的に取り組む、公益性を帯びた NPO 法人に対し、その活動を支援するために NPO 支援基金が創設。区民、団体、事業者からの寄付金を NPO 支援基金に積立て、寄付者が寄付したい NPO 法人を個別に希望することができ、寄付時の要望を最大限尊重し、本基金から NPO 活動の資金を助成するしくみである。NPO は杉並区にあらかじめ登録をし、区は NPO 法人の情報を公開。助成については、区民等で構成する「杉並区 NPO 等活動推進協議会」の審査を経て、区が決定する。同様の仕組みは、既に浜松市市民協働推進基金として浜松市でも実現している。

こうした状況を踏まえ、寄付や消費的な投資に対するインセンティブの付与としては次のような政策を講じることが必要との意見がある。

個人の寄付金への優遇税制

- 市民活動への参加を促進するために、個人からの認定 NPO 法人への寄付については、所得の 25%を限度に所得控除、または寄付金額の 25%を税額から控除（税額控除の上限は所得税額の 25%）できることとする。1 万円以下の寄付も控除対象にする。

法人の寄付について損金算入の別枠を設ける

- 認定 NPO 法人への寄付は、一般寄付金枠及び特定公益増進法人への寄付金枠とは別枠で、所得金額の 2.5%相当額を限度に損金算入できるようにする。

不動産の「寄付」には譲渡課税を適用しない

- 現に認定 NPO 法人が使用している個人名義の不動産を認定 NPO 法人に寄付した場合は、譲渡課税を適用しないことにする。

個人の相続・遺贈財産を寄付した場合の相続税非課税措置

- 相続または遺贈により財産を取得した個人が、認定 NPO 法人に当該取得した財産を贈与した場合、相続税は非課税とする。

なお、自治体が地域の公益性を持つ事業に助成を行う基金を設立する事例もある。「世田谷まちづくりファンド」は、世田谷区内を対象にした市民のまちづくり

活動に助成する公益信託で、1993年から10年間に、まちの緑化や公共の場づくりへの提案、子どもの視線から環境を考える、福祉マップづくりなど、延べ240グループに助成を実施してきた。設定者を(財)世田谷区都市整備公社とし、その出捐(寄付)3,000万円から出発。その後も、区民、企業、公社が寄付を続け、2000年3月末で約1億3,000万円にまで規模を拡大させている。運営委員が助成先を勧告、信託銀行が決定する仕組みとなっている。まちの緑化、公園整備の計画提案づくり、コミュニティ形成型住宅づくりの支援、建築協定づくり、住宅の中の川の未来像づくりなど、その成果が都市環境づくりにつながるものがファンドの助成の対象となる。こうした行政の取り組みも寄付や消費的な投資を誘導するには有効だといえるだろう。

補助金や税制によるリターンの適正化

社会的責任投資に関して、補助金や税制によるリターンを適正化しようという政策的な支援は、国内では未だ事例はない。

一方、オランダにおいては、政府の認定する環境保全型プロジェクトに対する融資あるいは投資から投資家が得る収益について所得税を軽減する措置が講じられている。

オランダでは、所得税を軽減し、法人税を強化する税制改正が進んできた。また、税制と環境保全をいかに結びつけるかの議論が積極的に行われてきた。地下水利用税、埋立税、エネルギー税、土地利用税などの環境税が既に現実のものとなっており、環境保全型設備に対する加速度償却制度がグリーンファンドシステムの前提にあった。

1995年から実施された当該制度では、まず環境保全型プロジェクトを行おうとする事業者が事業計画書をもって金融機関に投融資の申請を行う。金融機関は自らリスクを審査し、グリーンファンドシステムの要件に適合しているなら環境省に対して認定の申請を行う。環境省では、有識者等を交えた委員会でプロジェクトを主として技術的側面から審査し、認定を下す。認定されたプロジェクトには、各金融機関が設定したグリーンファンド向けの預金または投資信託から融資または出資のかたちで資金が供給される。

この際、投資家が得る収益について所得税を軽減する措置が講じられるので、預金者または投資信託の購入者に対する利子あるいは収益金は、通常より少額でも納得が得られ、同時に環境保全型プロジェクトを行おうとする事業者も、低利での資金調達が可能になるという仕組みである。

1995年から2001年のあいだに、1,500を超える環境保全型プロジェクトが当該制度のもとで実現し、プロジェクト規模は、20億ユーロを超える規模となっている。

投資家教育

投資家教育は、個人による資金運用を促すために有効である。

米国では「経済・金融教育はすべての国民にとって豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるとの認識が確立している」点が特徴である。

U.S. Securities and Exchange Commission（米国証券監視委員会、SEC）には、Office of Investor Education and Assistance が置かれ、投資家に様々な情報提供を行っている。例えば、SEC のホームページでは、ヘッジファンドとは何かという金融商品の解説に始まって、企業の役員報酬に関する情報開示の読み方の支援、言葉巧みに近づいてくる投資家集団に騙されないよう呼びかける警告など、様々な情報が提供されている。

米国は、長い歴史を持つ金融・経済教育の先進国である。米国の学校教育は、各州が独自で行うことになっているが、連邦教育法で「経済学」が主要教科に位置付けられており、大学以前の教育で「経済」を必須科目にしている州が3分の1、経済学習のガイドラインがある州が50州のうち40州であり、増加傾向にある（2000年）。

実際にはNPO が主導的役割を果たしている。各州でのガイドラインが参照し、実質的な学習指導要領に相当するスタンダード（ベンチマーク）の作成もNPO（NCEE）が担っている。このスタンダードでは、経済、金融に関して、低学年から順に段階的に達成すべき基準が示され、最終的に理解すべき目標が明記されている。

表 38 米国の経済教育のカリキュラム

基本的経済概念の学習：学年別(幼稚園～12学年)

経済概念	学年段階別		
	K-4	5-8	9-12
1. 希少性と選択	N	R/N	R/N
2. 機会費用とトレードオフ	N	R/N	R/N
3. 生産性	N	R/N	R/N
4. 経済システム	N	R/N	R/N
5. 経済機関とインセンティブ	N	R/N	R/N
6. 交換・紙幣及び相互依存	N	R/N	R/N
7. 市場及び価格	N	R/N	R/N
8. 供給及び需要		N	R/N
9. 競争と市場構造	N	R/N	R/N
10. 所得分布		N	R/N
11. 市場の失敗		N	R/N
12. 政府の役割	N	R/N	R/N
13. 国内総生産（GDP）		N	R/N
14. 総供給と総需要			N
15. 失業		N	R/N

16. インフレとデフレ		N	R/N
17. 金融政策			N
18. 財政政策		N	R/N
19. 絶対優位・比較優位と貿易障壁		N	R/N
20. 為替ルートと国際収支		N	R/N
21. 成長及び安定の国際的局面		N	R/N

(注) N:新たに導入、R:強化ないしは復習、空白:導入なし

(出所) Saunders, P. and J. Gillard (1995) "A Framework for Teaching Basic Economic Concepts with Scope and Sequence Guidelines, K-12" NCEE, p.62

教員への継続的なトレーニングも重要である。具体的な教育訓練・研修プログラムとしては、各州の経済教育協議会の他、例えばNPOの“FL2010”では、高校教師向け教材“Basics of Saving and Investing”を作成し、2001年からトレーニング・セッション始めている(年間2~3万人程度が受講)。金融機関等でも、例えばNYSE(ニューヨーク証券取引所)の高校教師(一部大学教員)向け研修“Teachers' Workshop Program”やNASD(全米証券業協会)のトレーニングプログラムがある。

一方、英国では、金融・経済教育に関して米国のような長い歴史を持たず、公的機関が中心となって最近、急速に拡充されてきた。資格カリキュラム庁(The Qualifications and Curriculum Authority: QCA)が、「全国共通カリキュラム」の開発・評価を行い、教育と職業資格の質と一貫性を担保する。この他、日本の金融庁に相当する、金融サービス庁(Financial Service Agency: FSA)は、金融システムに対する理解の向上、消費者保護、金融犯罪の防止を図るために、消費者教育の推進母体ともなっている。FSAでは、金融に関する消費者教育の目的を、「消費者が十分な情報に基づいて選択できるようにすること、自らの金融に関する問題をよりよく取り扱うことができるようにすること。消費者からの圧力の高まりを通じて、金融市場における競争を促進し、革新をもたらし、通貨の価値と質を高めることをも意味する」としている。また、米国ほどではないが、NPOも存在し、教員の養成・訓練や教材の作成等で寄与している。

英国では、2001年11月26日、学校における投資教育を普及させることを目指して、教育の慈善団体であるpfeg(personal finance education group)が中心となり、英国金融サービス庁(FSA)が全面的にサポートする形で、Excellence and Accessプロジェクトが立ち上げられた。その主目的は、学校の教師にパーソナル・ファイナンスを教える素養を十分に身につけてもらい、英国全体に同科目を普及させるうえでの基盤作りをすることにある。

わが国においても、2003年に金融庁が「学校における金融教育の一層の推進に資する副教材」を公表している。これは、2002年8月6日に金融庁が公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、投資知識の普及・情報の提供につき、「教材の開発等を通じた教員の支援や文部科学省への要請を通じて、学校における金融・証券教育の一層の推進を図る。」とした取り組みの第一歩である。今後、わが国においても米英並みの投資家教育の拡充を政策的に図っていくことが、社会的責任投資を拡大させていくためにも不可欠であると考えられる。

2. オリジネーション機能の高い新たな資金仲介主体の育成

(1) 社会的責任投資を担う受け皿の育成

信託機能の活用（信託業法改正等）

2003年来、議論されていた信託業法改正については、2004年3月5日付けで改正信託業法案が閣議決定され、国会に提出された。改正信託業法案のポイントは、「信託での受託可能財産の範囲の拡大」と「信託業の担い手の拡大（金融機関以外の信託業への参入）」の二点であり、前者は、現行の信託業法第4条に限定列挙されている受託可能財産の規定を撤廃し、著作権等を始めとする知的財産権を含む財産権一般の信託受託が可能になるという意義、後者は、信託を兼営する金融機関のみならず、金融機関以外の者が信託会社を設立して信託に関連するサービスを提供することが可能になることに加え、従来は金融機関に限定されていた信託代理店の担い手が一般事業会社等に広く拡大されるという意義を有する。

信託業法改正については、知的財産権の管理・運用などに信託の優れた機能がより一層発揮され、また、担い手の拡大によるサービス・利用者利便の向上が促進されるなど、信託のフィールドの拡大を通じて国民経済に大きな果実がもたらされるものと考えられているため、早期成立・施行が期待されている。なお、企業の資産管理、資産流動化を通じた資金調達などでの信託の活用が拡大している中、信託制度の基本ルールである信託法についても、2005年度中の改正案の国会提出を目標に検討作業が進められている。

信託機能の活用例として、次のような形態が考えられるが、その実現には各種法改正も視野に入れる必要がある。

公益信託は、民間の資金を公益活動に役立てるものとして、既にその信託機能が活用されているものであるが、信託の特色である「善管注意義務」・「分別管理義務」・「忠実義務」や権利変換機能に着目するならば、信託は社会的責任投資を担う受け皿、資金仲介主体として適した機能を有し、こうした受け皿、主体として、信託機能の積極的な活用がされるべきであろう。

例えば、社会的責任投資の対象がプロジェクトの事業主体の株式等である場合

には「証券投資信託」の形態により、個人を含む投資家の社会的責任マネーの取り込みが考えられ、また投資の対象がプロジェクト融資や事業資産そのものの場合には「金銭信託」や「不動産信託」、「動産・設備信託」の活用等が検討し得ると考えられる。

但し、プロジェクトが公共性の強い社会資本整備事業等である場合には、各種公物管理法により事業主体・保有主体の制限、その他私権設定（借地権の転貸・譲渡、担保権の設定等）の制限が設けられていることから、信託譲渡や信託を通じたファイナンスは現状困難であるとの指摘がある。海外においては、PFI 事業を始めとする社会資本整備事業に対し、民間資金が信託やファンド等の資金仲介機能を経由して投資されるケースも見られ、国内においても信託機能等の活用にはこの部分の見直しを検討していく必要はあろう。

また、現在受託されている不動産信託や動産・設備信託は、対象資産の種類が実際上かなり限定されているとの指摘がある。これは、対象資産の名義人である信託受託者の無過失所有者責任リスク（民法 717 条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任））に関連し、信託受託者が受託財産を所有者責任の許容できる資産に実務上限定しているという一面も否めないことから、事業資産そのものの受け皿としての信託機能活用には当該無過失所有者責任リスクの部分における何らかの対応も視野に入れておく必要がある。

一方、法務省では動産担保法制の整備が検討されているが、信託機能が社会的責任投資の受け皿として積極的な活用がなされる形での制度基盤の整備が期待される場所である。

ファンド法制の整備（中小企業等投資事業有限責任組合法等）

中小企業等投資事業有限責任組合法の改正により、有限責任組合（投資ファンド）の投資対象の拡大、更に情報開示に関する整備等が進む中で、有限責任性を求める投資家のニーズと有限責任組合における投資スタイルの柔軟性を求める運用者（無限責任組合員）のニーズは充足されつつある。

組合はリスクマネーの供給者（=投資家）とその運用者がおのおの資金とノウハウを活用して共同事業を行うものであり、社会的責任投資を行う趣旨に賛同した投資家の資金の受け皿としての有限責任組合等の組合型共同投資スキームはこの概念に一致するものである。

有限責任組合は本来中小企業への資金供給の器として整備が進み、その後企業再生やパイアウト型投資にも活用可能なビークルとして発展を遂げているが、こ

これらの設立目的は所定水準のリターンを投資家が期待して投資を行うものである。

ただ、有限責任組合が NPO 等の非営利団体への資金供給の器として機能する場合には、立法趣旨である「中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約」の概念を発展させ、より広範な資金供給を行うための共同投資スキームとしての明確な趣旨をうたう必要がある。

また、有限責任組合によるファンド投資は、案件が生じる都度払込を行うキャピタル・コール方式が一般的であるが、個人を対象とした集団投資スキームについては運用者側が個人投資家の払込拒絶を危惧し一括型を求める可能性がある。この場合に個人投資家と機関投資家との投資ピークルを分割する必要があるが、その際に両ピークルの運用条件（経済条件）が異なるケースが多い。

更には、未上場企業への投融資を行う場合に情報開示のレベルの制限が課されることがあるが、このような条件を必ずしも個人投資家が十分理解するものとは限らず、また投資目的との整合性の確認を行うためにも、投資状況の確認するための監査人制度の導入等が考えられる。

政策金融機関による支援

現在でも政策金融機関は、社会的責任投資の有力な担い手となっている。例えば、日本政策投資銀行は、民活法における投融資、PFI 事業に対するプロジェクトファイナンス、その他環境対策投融資の豊富な実績を有している。こうした実績の背景には、公益性を有する事業の審査能力の蓄積もあるものと考えられる。一方、個人の保有資産が政府セクターに集中している問題をかんがみると、政策金融機関の役割の見直しは避けて通れない。

今後の政策金融機関の役割としては、高度な公益性を有する事業について外部経済などを理由とする市場の失敗が存在する場合に、それを補完し政策誘導を行っていくという役割と、本来的には一定の収益力が見込まれる事業にもかかわらず、不確実性や危険性の大きさなどを的確に評価する能力が民間金融主体に未だ備わっていない、またはリスクテイク能力が十分でないため、信用供与が適切に行われない場合に、市場の欠落を補い、また市場の形成を促進するため呼び水として資金供給を行う役割が考えられる。

今後は、事業ごとに、政策金融機関が担うべき役割がどちらに当てはまるかを見極め、民間金融主体との適切なリスク分担を図っていくべきである。

後者のように、社会的責任投資のなかでも一定の収益性が見込める領域（PFI、ベンチャー向け等）への資金供給は本来、民間金融主体が創造力を発揮して担う分野であり、今後は既存金融機関だけでなく、商社や一般事業会社の参入も期待される。このような分野に関しては、政策金融機関が呼び水としての役割を果た

しながら、民間金融主体との協調融資等を通じて審査ノウハウの移転を図り、民間主体の審査能力・事業能力の発展、市場の育成を図るべきである。そのためには、政策金融機関が呼び水として行った融資の債権を流動化し、市場の評価を受けることも有効と考えられる。

このように、政策金融機関には社会的責任投資に関するオリジネーション機能を発揮することを期待しつつ、その債権を積極的に民間金融機関、家計部門に流動化（証券化を含む）させることを以って、社会的責任投資の普及、拡大に寄与していくことが望まれる。

信用保証制度・自治体制度融資のメニューへの組み込み

信用保証制度とは、民間金融機関から信用リスクの高い中小企業等への資金供給の円滑化を図るために信用保証協会が保証料を徴収してその借入れの保証を行う制度であり、中小企業者から徴収した保証料のプール（貯蔵分）及び国や地方公共団体等が拠出した保証協会の基本財産等から生じる運用益をもって、中小企業者が返済できなくなった場合に代位弁済を行うという一種の保険制度である。当該制度は、しかしながら農林・漁業、金融業や連鎖販売業（マルチ商法）、宗教法人、非営利団体（NPO など）は保証の対象外となっているのが通常である。また、自治体制度融資についても、農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO 等）などの業種の場合は対象外としている。こうした制度の現状は、民間企業以外の事業体による公益性を有する事業活動への資金の流れを阻害している惧れがある。

長野県のように、自治体制度融資の一環として、NPO 活動振興資金融資制度を設けている場合でも、現行の制度では、NPO 法人が信用保証協会等の信用保証機関の信用保証を活用することができないため、融資の適否の審査は、その取扱金融機関が独自に行っている融資商品と同等の取扱いを受けることになり、不動産担保や保証人の提供などを求められる場合がある等の課題がある。

非営利団体でも、公益性を有する事業活動を行う団体に対する信用保証の制度を別途政策的に検討することは、オリジネーション機能の高い新たな資金仲介主体の育成に資することになると考えられる。

SRI ファンド等組成に関するガイドラインの作成

SRI 型投資信託については、その商品性を担保する必要から、欧州では SRI 型投資信託の運用機関等による団体である Eurosif が欧州委員会の支援を受け、2003 年 7 月に、The Eurosif Transparency Guidelines- PILOt Version, 2003 -を策定・公表して、意見を求めている。このガイドラインは運用機関等が自発的に署名する形態をとり、SRI 型投資信託の透明性を高めるために、署名機関は次の

項目に係る情報を開示することを定めている。

- ・ 運用機関に関する情報、ファンドの背景情報、ファンドマネージャーに関する情報
- ・ ファンドの目的と投資基準に関する情報
- ・ 企業調査のプロセスに関する情報
- ・ ポートフォリオの構築や維持に際して、どのように調査が活用されるかに関する情報
- ・ エンゲージメント方針を持つ場合には、その内容に関する情報
- ・ 議決権行使の方針に関する情報
- ・ ファンドの運用に関する定期的な情報開示

現在のところ、国内で同様のガイドラインを策定しようとする動きは未だないが、将来、SRI 型投資信託が相当程度まで普及してくれば、政策的に策定を働きかけることの有効性を議論する余地は出てこよう。

一方、未上場株式に投資する社会的責任投資や、証券化の手法を活用した社会的責任投資などにおいては、社会的責任投資と特定しない場合と同様に、事業失敗時における担保確保などの対応策、バックアップライン設定・裏書など確実な資金調達を担保するための方策が課題となることはいうまでもない。こうした領域にも政策的に何らかの支援策を講じる余地があるかもしれない。

資本市場が受け入れ可能な金融商品の設計とそれに伴う流通市場制度に係る検討

具体的にどの投資家にどのタイプの社会的責任投資型の商品を提供するかについては、投資家のリスク許容度を踏まえ慎重に検討されなくてはならない。例えば、企業年金のような機関投資家は、資産分散によるリスク分散を行うことが一般的なので、株式投資型の社会的責任投資も含め、ハイリスク・ハイリターン型の商品をポートフォリオの中で吸収できる。しかし、公益法人のように基本的には元本確保の安全運用が求められている投資家は、債券型のローリスク・ローリターンでなければ、事実上投資することが困難である。従って、商品を提供する金融機関は、そのような投資家のリスク許容度に応じた商品設計と、リスクに関する十分な説明を踏まえた上での販売が求められることになる。

投資対象先を裏付資産とする証券化商品を例にとると、一定水準以上（投資対象期間の金利水準プラス ）の金利収入の獲得を目的とするデット部分（下図 ）と、高めの金利が設定され、かつ元本部分の変動性も高いエクイティ部分（下図 ）を分けて商品を組成することが一般的である。これは、資産価値そのものの変動性のリスクを取って、その対価としてのリターンを追求するというこれまで

の投資手法に加えて、将来想定されるキャッシュフローやキャッシュフローの変動性をリスクの源泉とした商品へのニーズが拡大している現状を踏まえ、社会的責任投資の手法の中にも取り入れようという考え方でもある。

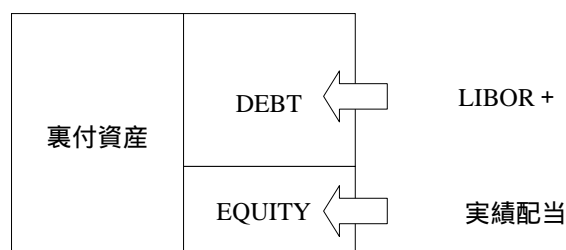


図 22 証券化商品の考え方

ところで、¹⁾については、市場金利が低位安定推移する状況でのクーポン収入では飽き足らず、スキーム・流動性リスク等を甘受する代わりにより高いプラスの獲得を求めるものである。時価会計を前提としている状況下、現在の金利水準が歴史的な低水準であることから金利上昇に伴うキャピタルリスクを回避するため固定利付債券の購入に躊躇しがちな状況ではあるが、参照金利を LIBOR とした変動利付債券とすることで金利上昇時のリスクをメリットに転換することで投資家の時価変動リスクを軽減し、金利上昇をクーポン収入の変動にリンクさせることで、社会的責任投資資金として一定期間の投資資金の固定化を図ることが可能になるものと思われる。

²⁾については、¹⁾との配分を調整することによって設定される金利水準や元本の変動性が変わってくることが特徴である。¹⁾の比率を高めると²⁾には高いレバレッジが掛かるので金利は高まる一方裏付資産の価値に連動する元本の変動性のリスクも高まる。しかし、如何に実績配当とはいえ極端に投資実績がマイナスになるリスクを許容したうえで投資を行う投資家は多くないと思われることから、実績配当部分のレバレッジは極端に掛けすぎず、この種類の投資家が一般的に求める利回り水準である 10%程度に投資目標水準を設定するのが妥当ではないかと考えられる。

これら投資商品の設計にあたっては市場環境を見極めながら柔軟に商品仕様を設計しつつ、タイムリーに投資家に販売する必要がある。

また、将来的に ESCO ファンドや新エネルギーファンド等の流通市場を構想することも可能である。この際、上場時の開示関係法規や上場関係諸規則の改正は政策的な検討対象となりうる。

(2) コミュニティ金融に対する支援

信用組合は組合員によって組織されている協同組織の金融機関で、組合員は、それぞれの地元の中小企業や住民、勤労者に限られている。つまり信用組合は地域の人々によって組織・運営されている、相互扶助の精神をいかした地域密着型金融機関である。

この信用組合の数が減少している。1998年12月末現在で店舗数2,774店、組合数336組合を数えていたが、2004年1月16日現在では店舗数1,982店、組合数181組合にまで少なくなっている。

信用組合は中小企業等協同組合法に規定されており、都道府県知事が認可をするということになっている。設立する場合には24条に「4人以上の者が…発起人となることを要する」とあり、組合員は300人以上いないと設立することができないという前提がある。さらに、認可の審査基準が設けてあり、一つは手続内容、業務の種類、方法が法令に反しないかどうかという点。二つ目は地区内における金融その他の経済の事情が事業を行う上で適切かという点。三つ目は役員が金融業務に関して十分な経験を有しているかという点である。業務の種類及び方法並びに事業計画等は採算が合うかがチェックポイントであるといえる。更に「協同組合による金融事業に関する法律」があり、出資の総額に最低限度が定められており、東京都等政令指定都市の場合は2,000万円が最低で必要になる。その他の地区においては1,000万円が必要となっている。

信用組合の設立については、その地区内において金融が受けられないという状況になっているかどうか、既設の金融機関の健全性が損なわれることはないのかが重要なチェックポイントになるといわれており、1967年に金融制度調査会の、今後、信用組合の活動を制限すべきであるという答申を受け、新設は当面認めないという方向が出された。その後、行政としては合併や転換、統合などによって健全性を促してきたという経緯がある。

社会的責任投資を拡大させる方策として、要件を満たす市民バンクを信用組合に認定し、預金保険など金融システムに組込むというアイデアがあるが、そのためには行政側のこうした信用組合に対する現状の考え方を抜本的に見直す必要がある。

なお、役員が金融業務に関して十分な経験を有しているかという設立審査基準に対しては、金融等の専門的なノウハウを持った退職者等の活用等を促進していく方が有効であると考えられる。

(3) 借手・貸手のメリットの自覚を強めたり、地域における出資者のコミュニケーションが拡大するような CSR 活動やコミュニティビジネス活動等の状況紹介や情報交換

以上のことに加えて、借手・貸手のメリットの自覚を強めたり、地域における出資者のコミュニケーションが拡大するような CSR 活動やコミュニティビジネス活動等の状況紹介や情報交換を推進する方策を、政策的に講じることは、オリジネーション機能の高い新たな資金仲介主体の育成を図っていくために有効である。

こうした CSR 活動やコミュニティビジネス活動等の状況紹介や情報交換を実施している事例として、株式会社 J ポイントキャピタルの活動がある。同社は、「直接金融事業のプロデューサー」として「資本主義を理解してもらう教育（投資教育）」、「志あるファンドの立ち上げ」、「市民 = NPO とのコラボレーション（協働）」という 3 つの視点のもとに活動している。

投資教育については、講義（投資ゼミ）と投資ゲームを結合した形態で、特定の金融グループに属さない独立・中正の立場を特徴として、非専門家・市民の視点で、系統的でバランスのとれたカリキュラムを提供しているという。例としては「市民のための投資ゼミ」や「確定拠出年金（日本版 401K）加入者向け教育」などの講義や「ポートフォリオゲーム」や「株式投資ゲーム」などの投資ゲームがある。

「市民のための投資ゼミ」は「プランコース・・・生活設計と資産運用の関係（4科目）」、「入門コース・・・経済と投資の基本を知る（4科目）」、「基礎コース・・・投資を実践するための基礎知識（4科目）」、「実践コース・・・投資を実践するための応用知識（3科目）」、「特別コース・・・市民の価値観を投資に活かす（1科目）」などからなっており、「ポートフォリオゲーム」は、経済指標（日米 16 指標）を活用した資産運用の方法や複数の金融商品（日米 5 商品）への分散投資の効果を学習することを通じてファンドマネージャーの疑似体験を行うものであり、「株式投資ゲーム」は業績と株価の関係や簡単な資産配分の理解を通じて、株式投資のコツを学ぶというものである。

これらカリキュラムは、一般個人のほか企業の従業員研修、社会人教育の拡充を検討する専門学校、証券講座を導入する大学、地域の主婦グループ、自治会、生協、高齢者グループなどを対象として想定している。

(資料) 社会的事業活動を担う NPO セクターの資金需要

NPO セクターの資金需要規模の推定に役立てる目的で、NPO 法人に対してヒアリング調査を行った。

ヒアリングの中で、資金調達に関する NPO セクターの問題意識として、次の 3 つの意見が聞かれた。第一に、NPO が自由かつ安定的な活動を行うためには、特定の収入源に過度に頼ることなく、自立的な財務運営が必要となるという点である。市からの委託を主な収入源とする NPO からは、「行政からの委託に頼っては、自主的な運営が阻害される。事業の意義を認めてもらい、企業等から委託を受けたサービスをできるように資金的自立を目指したい」(特定非営利法人あいファーム) という声があった。

第二に、NPO が独自に資金調達を行う場合、金融機関から融資を受けることには課題が多く、一部の NPO では“市民債”を発行する等の工夫を行っているものの、多くの NPO ではそうした知識や経験が不足している点が挙げられた。土地購入のための資金調達を目指す NPO からは、「NPO が金融機関から融資を受けるのは難しい」という悩みが聞かれた。また、独自の資金調達方法として“市民債”を任意団体や NPO が発行することについて、「店舗や作業場の建設には資金が必要だが、信用と行動力がなければ市民債を発行することはできず、小規模な団体に市民債の発行は難しい」(特定非営利活動法人ちいろば) とのコメントがあった。

第三に、投資や融資よりも、寄付という形態の資金の流れをわが国においてより広めていく必要があるという意見もあった。この点に関して、「投資後のリターンが投資者・出資者に直接的に返ってくる“点と線”のお金の流れこそを変える必要がある。投資後のリターンは地域に広く分散させることこそ意味があり、リターンは自然再生・コミュニティ再生等の間接的な形で享受できるので、寄付という形態が一般的になるべき」(特定非営利活動法人アサザ基金) との声が聞かれた。

なお、ヒアリングの詳細については、下表にまとめたとおりである。

表 39 資金需要に関するヒアリング内容

<事例 1> 特定非営利活動法人 多摩生活サポートセンター (東京都多摩市)	
活動概要	活動分野：地域の高齢者の生活支援 (1) 地域の高齢者が寄り合える場所づくり。 (2) 配食サービス、ミニデイサービス、移送、身だしなみサポート、緊急時サポート、相談・カウンセリングなどの高齢者向け在宅サービス。 (3) パソコン・趣味教室や健康維持増進などの文化・コミュニティ活動。 (4) 食事会、サイクルデーなどの交流活動。

<p>資金需要に関するヒアリング内容 (要旨)</p>	<p>(1)自動車の購入費： 配食サービスや病院等への移送サービスの際に必要な自動車は、現在は個人所有のものを使用しているため、専用の自動車を購入できるとよい。</p> <p>(2)改装費： 商店街の空き店舗を活用して(家賃の約半分は市からの助成で賄っている)文化サービスを提供しているが、部屋の改装(壁紙の張り替え、厨房施設の設置、間口を広くして開放的な雰囲気にする等)をしたい。</p> <p>(3)活動拠点確保費用： 現在は活動拠点として事務所と離れた場所にある商店街の中のスペースを使用しているが、事務所と活動拠点がひとつになった、きちんとした施設を持ちたい。</p> <p>(4)人件費： 人件費が出せず、新たな人材をお願いできない。</p>
---------------------------------	--

<p><事例2> 特定非営利活動法人 北町大家族(東京都練馬区)</p>	
<p>活動概要</p>	<p>活動分野：高齢者デイサービス、子育て支援</p> <p>(1)高齢者向けミニデイサービス「北町いこいの家」：カラオケ、散策、医師による健康相談と健康教室、イベントなどのプログラムを実施し、参加費として食事代500円を徴収。</p> <p>(2)子育て広場「かるがも親子の家」：0歳～3歳までの幼児とその母親のための交流の場を提供。週3日10時～15時までで、参加費は無料。</p> <p>(3)ボランティア派遣事業：高齢者向けの配食サービスのコーディネートなど。</p>
<p>資金需要に関するヒアリング内容 (要旨)</p>	<p>(1)土地購入費： 現在NPOが拠点としているのは、商店街振興組合が地主より土地を借りて建設した定期借地権付きの建物(約180坪。2階建てで、1階は貸し店舗、2階は宴会用広間、裏手は月極駐車場)で、貸し店舗と月極駐車場から安定的な収入が得られる。定期借地権の消滅にあたり地主が土地を売却する方針であるため、NPOが商店街で土地を買い取りたいが、商店街で購入する場合には理事全員の合意が必要であるため事実上困難。そこでNPOが購入を検討しているが、土地購入には助成制度が存在せず、NPOが融資を受けるのは難しい。</p> <p>(2)家屋の改築・改装費： 子どもを持たない高齢者が死後に土地家屋をNPOに寄付するケースが今後出てきた場合、高齢者向けのグループホーム(複数世帯)に改築して事業を行いたい。</p>

<事例3> 特定非営利活動法人 あいファーム（東京都多摩市）	
活動概要	<p>活動分野： 高齢者交流支援事業</p> <p>(1) いきがいデイサービスセンターの運営： 多摩市の委託により、廃校になった中学校二箇所でいきがいデイサービスセンターを運営している。対象は市内在住の概ね 65 歳以上の介護認定を受けていない方で、会員は約 30 名。利用者は利用料 400 円/日と昼食代 500 円を支払う。市は、昼食代に 500 円を上乗せで支払っているほか、年間契約で 130 万/月の委託契約料を支払っており、うち 6 割が人件費、4 割が実費（事業費と管理費）になっている。（平成 12 年～平成 15 年 9 月までの契約内容。それ以降、契約の見直しでより厳しい条件になっている。）</p> <p>(2) 市民介護セミナー事業： 平成 11 年に保険会社から市民向けセミナーの開催の依頼を受け、1 年間に 12 回（月 1 回）市民介護セミナーを開催。また、地域福祉相談の企画・運営も手がけ、同社の社会貢献予算から 120 万円の報酬を受けた。</p>
資金需要に関するヒアリング内容（要旨）	<p>(1) 人件費： 2 施設を合わせ、常勤 4 名、非常勤（週 3～4 日）8 名を雇用している。</p> <p>(2) 改装費： 現在の施設は、中学校の昇降口や教室を市が改装したもの。改装費用は 8,000 万円だった。</p> <p>(3) 設備費： 厨房施設、送迎用自動車。</p>

<事例4> 特定非営利活動法人 ちいろば（東京都多摩市）	
活動概要	<p>活動分野： 障害者の就労機会づくり</p> <p>(1) リサイクル・ショップ事業： 年間約 4,000 万円の売上。通所施設の指定を受け、1,300 万円の補助を受けている。知的・精神・身体の障害者を 30 名雇用。</p> <p>(2) オーダー・メイド木製家具の製造・販売： 主に幼稚園に木製手作りのテーブル、イス、棚、キッチンセットなどを納入。</p>
資金需要に関するヒアリング内容（要旨）	<p>(1) 立ち上げ資金： 当初、二つの保育園を母体に、会員制（会員は約 300 世帯）の廃品回収で新聞、本、衣類の収集を行い、月に 5 万円ほどの収入を得て立ち上げ資金に充てた（衣類はバザーで販売）。</p> <p>(2) リサイクル・ショップ「ちいろばの家」建設費： プレハブ施設の建設、上下水道の設置に 100 万円強を要した。この費用を賄うため、20 年ほど前に「ちいろば債権」を発行。利子は当時の銀行利息より少し低いレベルで、3 年後にすべて返済。一口 1 万円で、約 200 万円が集まった。3～5 万円が中心で、最高で 50 万円ほどだった。</p>

	<p>(3) リサイクル・ショップの移転・建設費：平成元年にリサイクル・ショップを移転し、約 300 万円かけて中古プレハブ施設を建設。2 回目の市民債権を発行し、3 年後にすべて返済した。</p> <p>(4) 工具等：作業に要する工具等は、福祉関連の補助で賄うことができる。</p>
--	---

<事例 5> 特定非営利活動法人 アサザ基金（霞ヶ浦・北浦流域）	
活動概要	<p>活動分野：自然再生事業、環境教育</p> <p>(1) 霞ヶ浦・北浦流域の自然再生事業：流域の小学校を中心に 170 校以上が参加。アサザ等の在来の水草を育て湖岸に植えつれたり、上流の山林の手入れをするなどの自然再生事業（“小学生による公共事業”）を行っている。</p> <p>(2) 出前授業：流域の 110 校以上で、ピオトープづくり、お年寄りからの聞き取り調査などの自然に関する総合学習を行っている。</p> <p>(3) 企業との協業事業：アサザ基金の小学校ネットワークを活用した企画。例としては、NEC と 2003 年 11 月から開始した次世代環境モニタリングシステムによる環境学習モデル事業がある。</p>
資金需要に関するヒアリング内容（要旨）	<p>(1) 設立当初の資金：95 年の設立から 2000 年までの間は活動基盤を作るのに費やした。その間の出費は年間 100 万円程度で、主な用途は、小学校ネットワーク構築のための資料の作成・送付、霞ヶ浦の環境保護に関する伝統工法の調査、PR 活動だった。これらの資金は会費（一人 1,000 円）で賄った。</p> <p>(2) 自然再生事業、出前授業：人件費を含め、年間 5,000 万円ほどが必要。2002 年 10 月～翌年 9 月の収入は約 4,000 万円。うち、会費・寄付金が約 200 万円（全体の約 5%）、事業収入（委託事業、書籍販売、講演等）が約 300 万円（約 75%）、助成金が約 280 万円（7%）、その他が約 350 万円（9%）だった。委託事業は、国土交通省のアサザ保護育成業務等。助成金はセブン・イレブンみどりの基金、日産科学振興財団、トヨタ自動車など企業が中心。</p> <p>(3) 企業との協業事業：小学校の IT ネットワーク化のように市町村・県を越えた事業には国等からの予算をつけることが困難。現在は企業が負担しているが、取組みを広げていくために何とか工夫したい。</p> <p>(4) 人件費：専業 6 名、非常勤 4 名、アルバイト約 10 名。</p>

研究会の主要参加メンバー

- 座長： 横山彰（中央大学総合政策学部教授）
川村雅彦（ニッセイ基礎研究所上席主任研究員）
山本貴之（政策投資銀行政策企画部課長）
- 熊野英生（第一生命経済研究所主任研究員）
多賀俊二（社団法人全国労働金庫協会総合企画部主任企画担当）
田中優（未来バンク理事長）
千島美江子（社団法人全国信用金庫協会企画部調査役）
筑紫みずえ（株式会社グッドバンカー社長）
藤井良広（日本経済新聞社経済部編集委員）
水口剛（高崎経済大学助教授）
美原融（株式会社三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング
室室長）
村田雅志（UFJ 総合研究所調査部）
渡辺清（NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ副理事長）
- 福永哲郎（経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐）
角野然生（経済産業省経済産業政策局調査課課長補佐/RIETI コンサルテ
ィングフェロー）
喜多見富太郎（経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐/RIETI コ
ンサルティングフェロー）
梶田秀（経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐）
小野正（経済産業省経済産業政策局産業施設課課長補佐）
林康茂（経済産業省経済産業政策局産業施設課課長補佐）
矢野友三郎（経済産業省産業技術環境局標準課課長補佐）
田中一成（資源エネルギー庁省エネルギー対策課課長補佐）

事務局

- 植杉威一郎（独立行政法人経済産業研究所研究員）
矢尾板俊平（独立行政法人経済産業研究所リサーチアシスタント）
坂下栄人（日本銀行（前経済産業省経済産業政策局産業資金課））
加藤肇（経済産業省経済産業政策局産業資金課）
足達英一郎（日本総合研究所創発戦略センター主任研究員）
萩原美穂（日本総合研究所創発戦略センター研究員）

研究会で報告されたプレゼンテーション（報告者）一覧

第1回研究会（4月7日）

- ・CSR・SRIの現状について（ニッセイ基礎研究所上席主任研究員 川村雅彦氏）

第2回研究会（4月21日）

- ・CSR・SRIについて（日本総合研究所創発戦略センター主任研究員 足達英一郎氏）
- ・未来バンクの取り組みについて（未来バンク理事長 田中優氏）

第3回研究会（5月19日）

- ・日本政策投資銀行によるCSR、SRIの取組（日本政策投資銀行政策企画部課長 山本貴之氏）
- ・信用金庫の社会的責任と経営理念（社団法人全国信用金庫協会企画部次長 奈良義人氏）
- ・労働金庫とSRI・CSR（社団法人全国労働金庫協会総合企画部主任企画担当 多賀俊二氏）

第4回研究会（6月2日）

- ・ESCO事業に関する取り組みについて（資源エネルギー庁省エネルギー対策課課長補佐 田中一成氏）
- ・日本のベンチャーファイナンスの現状と課題（経済産業省産業組織課課長補佐 喜多見富太郎氏）

第5回研究会（6月16日）

- ・個人マネーは本当にリスクを取れるのか？（第一生命経済研究所主任研究員 熊野英生氏）

第6回研究会（7月23日）

- ・CSR・SRIとPFI(接点とインターフェース)(株式会社三井物産戦略研究所プロジェクト・インフラ室室長 美原融氏)

第7回研究会（8月21日）

- ・民活法の現状と課題（経済産業省民間活力推進室室長補佐 小宮康則氏）
- ・コミュニティビジネスの現状と課題(特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター事務局長 永沢映氏)

第8回研究会（9月9日）

- ・企業年金型社会的責任投資と金融機関の役割（住友信託銀行年金運用部次長 金井司氏）
- ・新しい非営利法人制度のあり方（独立行政法人経済産業研究所総務副ディレクター 浜辺哲也氏）

第9回研究会（9月29日）

- ・「銀行の環境配慮行動」が求められる背景（日本経済新聞社編集委員 藤井良広氏）
- ・日本政策投資銀行の環境配慮型経営促進への取り組みについて(日本政策投資銀行政策企画部課長 山本貴之氏)

第10回研究会（10月27日）

- ・投資家教育について（株式会社Jポイントキャピタル代表取締役 佐々木敦也氏）
- ・資金の流れと社会的責任投資（慶應義塾大学商学部教授 跡田直澄氏）

第11回研究会（12月8日）

- ・研究会報告書について（事務局）